頭町男女共同参画 令和3年3月

~ 『男女がともに輝くまちづくり』を目指して~





発 行/八頭町

編 集/八頭町男女共同参画センター「かがやき」

発行日/2021年3月

鳥取県八頭郡八頭町徳丸 578-1

TEL 0858-84-2361

FAX 0858-84-2362

鳥取県八頭町

目 次

はじ	めに		• 1
第1	一章	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	方
	1	計画策定の趣旨	2
	2	計画の位置づけ	3
	3	計画の期間	3
	4	基本理念	3
	5	これまでの取組の総括	5
	6	計画策定の経過	7
	7	計画の構成	7
	8	第4次八頭町男女共同参画プラン体系図	8
第2 I		また。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	開
	1	男女共同参画に向けた教育の充実	9
		① 学校教育・社会教育における男女共同参画推進	10
		② 家庭や地域における教育・学習の充実	11
		③ 子どもの発達段階に応じた男女平等教育の推進	11
	2	あらゆる暴力の根絶	12
		① 防止に向けた意識啓発	13
		② 情報提供と相談窓口の充実	14
		③ 被害者の救済と支援	15
II	j	男女がともに担う暮らしづくり	
	3	職場における男女共同参画の推進	16
		① 男女の雇用機会均等の定着促進 ····································	17
		② 女性の積極的な登用	18
		③ 女性の再就職などチャレンジ支援	19
	4	家庭における男女共同参画の推進	20
		① 家庭生活における固定的性別役割分担意識の解消	21
		② 男性の家庭生活等への参画促進	22
	_	③ 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進	22
	5	生涯を通じた男女の健康支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
		① 各年代に応じた男女の健康増進	24
		② 母性の保護と母子保健対策の推進	24
		③ 健康を支える食育及びスポーツ活動の推進	25

${ m III}$	男女	がともに支え合う地域づくり	
6	政策	策・方針決定過程への女性の参画拡大	26
	1	意思決定の場への女性の参画拡大	27
	2	女性の人材・リーダーの育成	27
	3	まちづくりへの女性参画に対する住民関心の喚起	28
7	男女	女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し	29
	1	住民活動への女性の参画	29
	2	多様性を認め合う意識の啓発	30
	3	人権を尊重した社会環境の醸成	30
8	地均	或における男女共同参画の推進	31
	1	地域活動団体などの育成・支援	32
	2	防災・災害対策の分野における男女共同参画の推進	32
	3	子育て支援サービスの充実	33
第3章	章)•	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・● 計画の推	進
1	八豆	頭町男女共同参画審議会の設置	34
2	行政	段内部の推進体制の整備	34
3	民間	間団体及び地域住民との連携	34
4	八豆	頭町男女共同参画センター〈かがやき〉	34
調査資	料·		37
参考資	料·		109

はじめに

全国的に人口減少、少子高齢化が進展している中、心豊かで持続可能な活力のある地域社会を次世代に引き継いでいくためには、性別や年齢に関わりなくそれぞれの多様性を大切にし、あらゆる分野で一人ひとりが自らの個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が重要です。

八頭町では、男女共同参画社会の実現に向け、平成17年3月に「八頭町男女がともに輝くまちづくり条例」を制定しました。また、平成18年3月に『八頭町男女共同参画プラン』を策定し、その後、平成23年及び平成28年にプランの改定を行い、社会情勢の変化に対応した施策を推進してまいりました。しかしながら、昨年実施した「男女共同参画に関するアンケート調査」では、依然として固定的な性別役割分担意識が根強く残っており、男女どちらか一方に負担や責任が偏る傾向は解消されていない状況にあります。

このような現状と第3次プランでの取組を総括する中で見えてきた成果と課題を踏まえ、この度、令和3年度から5年間の具体的施策と目標・指標を示した『第4次八頭町男女共同参画プラン』を策定いたしました。今後は、このプランを基に、性別に関わりなくお互いの人権を認め合い、一人ひとりがその個性や能力を十分に発揮できる「男女がともに輝くまちづくり」のための施策を推進してまいります。

また、このプランを推進していくためには、国、県、町の行政や企業など関係機関との連携はもとより、地域、職場、学校、家庭などあらゆる機会を通して町民の皆様方との協働が重要となります。町民の皆様方には、なお一層のご理解とご協力を心よりお願いいたします。

終わりに、本プランの策定にあたり、八頭町男女共同参画審議会委員の皆様をは じめ、貴重なご意見、ご提案をお寄せいただきました皆様、アンケート調査等にご 協力をいただきました皆様に心から感謝申し上げます。

令和3年3月

八頭町長 吉 田 英 人

・・・・・・・・ 計画の基本的な考え方

01

計画策定の趣旨

私たちが目指す男女共同参画社会とは、『男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会』(男女共同参画社会基本法第2条)です。このような社会では、女性も男性もともに、職場・家庭・地域などで個性と能力を発揮し、一人ひとりの人権を尊重し、助け合いながら豊かな生き方を実現することができます。

国においては、少子高齢化の進展と人口減少社会の到来、非正規労働者の増加と貧困・賃金格差の拡大など、急速に変化する状況にあって、女性の自立と幅広い分野への参画を進めており、女性の個性と能力を男性とともに社会に活かしていくことは、持続可能な社会づくりを進める上で、ますます重要になっています。こうした中、平成27年8月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。)」を制定するなど、女性の活躍推進への期待が高まっています。

しかしながら、我が国のジェンダー・ギャップ指数(国ごとの男女格差を測るもの)は世界153か国中121位(「世界経済フォーラム Global Gender Gap Report 2020」より)であり、先進国の中でも著しく低い状況が続いています。政治、経済、教育、健康の4つの分野のうち、特に政治、経済分野における数値が低く、「2020年までに指導的地位に占める女性割合を30%にする」という政府目標も先送りされるなど、政策・方針決定過程への女性参画比率が少ないことや職場における男性との処遇の違い、賃金格差などが解消されていないことから、女性の自立と社会参画が進んでいないと言えます。

八頭町では、平成17年に「八頭町男女がともに輝くまちづくり条例」を制定し、男女共同参画によるまちづくりの基本理念を定め、平成18年に策定した『第1次八頭町男女共同参画プラン(以下「プラン」という。)』において、理念実現に向けた具体的な施策を設定しました。それ以降、平成23年に第2次プラン、平成28年に第3次プランを策定し、その間、男女共同参画センター〈かがやき〉を施策の実施拠点として位置づけ、積極的に各種事業を展開してきました。

第3次プランでは、3つの基本目標と8つの重点目標、24の施策の方向性を設定し、施策を推進しました。それにより、審議会などにおける女性の登用率や役場内部の管理職に占める女性の割合の増加、ドメスティック・バイオレンス(※1)(以下「DV」という。)や出産・

※1 ドメスティック・バイオレンス(DV)

配偶者やパートナーなど親密な関係にある、又はあった方から受ける暴力のこと。身体的暴力(殴る、蹴る、 髪を引っ張るなど)のほか、精神的暴力(怒鳴る、無視、交友関係の監視など)、性的暴力(性行為の強要など)、 経済的暴力(生活費を渡さないなど)がある。 子育て後の再就職などの相談体制の拡充、障がい児保育・一時保育・特別保育の実施や第2 子以降保育料無償化等子育で支援制度の充実において一定の成果も見られます。

以上のような状況に加え、第3次プランに沿って実施してきた取組の成果や課題、国や県の動向、社会情勢の変化などを踏まえ、男女共同参画の推進を目指し、更なる取組を推進するため、『第4次八頭町男女共同参画プラン』を策定します。

02

計画の位置づけ

この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項及び八頭町男女がともに輝くまちづくり条例第9条第1項の規定に基づいて、国の「男女共同参画基本計画」及び県の「鳥取県男女共同参画計画」を勘案し策定するもので、八頭町における男女共同参画社会の形成を推進するための指針となる計画です。

また、この計画の一部を女性活躍推進法第6条第2項の規定に基づく「市町村推進計画」 並びに配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下「DV防止法」とい う。)第2条の3第3項の規定に基づく「市町村基本計画」とします。

なお、現行の計画の見直しにあたっては「第2次八頭町総合計画(後期基本計画)」、「第 2期八頭町総合戦略|や他の部門の計画との整合性を図りました。

03

計画の期間

この計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。 なお、社会情勢の変化に合わせ、必要に応じて見直しを行います。

04

基本理念

この計画は、「男女共同参画社会基本法」及び「八頭町男女がともに輝くまちづくり条例」に基づき、次に掲げる事項を基本理念として男女共同参画によるまちづくりを推進することとします。

- (1) 男女が、互いにその人権を尊重すること。
- (2) 男女が、性別による差別を受けないこと。
- (3) 男女が、互いの性を尊重し、性と生殖に関する健康と権利を認め合うこと。
- (4) 男女が、社会のあらゆる分野で個性と能力を十分に発揮できる機会が確保されること。
- (5) 男女が、自立した個人として自己の意思によって活動し、かつ、責任を負うこと。
- (6) 男女が、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動の中で、対等な役割を果たすこと。

(7) 男女が、政治活動、経済活動、地域活動その他の社会活動に対等な立場で参画し、かつ、 責任を分かち合うこと。

平成27年9月に国連サミットにおいて採択された、「世界中の誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のための2030年を年限とする17の国際目標(SDGs: Sustainable Development Goals)を踏まえ、男女共同参画による持続可能な地域社会の形成に向けて、実効性のある取組を続けていきます。

SUSTAINABLE GEALS DEVELOPMENT



本計画の重点目標別に、SDGsの達成に資するものを、上記のアイコンで表示し目標とすることとします。



これまでの取組の総括

八頭町では、平成17年に「八頭町男女がともに輝くまちづくり条例」を制定し、男女共同参画に関する基本計画の策定を義務付け、平成18年に第1次プランを策定し、平成22年には八頭町男女共同参画センター〈かがやき〉を設置して施策の積極的な展開を図ってきました。平成23年及び平成28年の計画改定においては、社会情勢だけでなく、[男女共同参画に関するアンケート調査](以下[アンケート調査]という。)の結果を勘案し、第2次、第3次プランへと移行し、さらなる男女共同参画社会の形成の進展へ向けた様々な施策に取り組んできました。

第3次プランでは、「男女がともに輝くまちづくり」を目標とし、目的別の大分類となる3つの基本目標 "男女がともに参画する人づくり"、"男女がともに担う暮らしづくり"、"男女がともに支え合う地域づくり"に基づき、〔男女共同参画にむけた教育の充実〕や〔あらゆる暴力の根絶〕など8つの重点目標とそれぞれに施策の方向性を定め、「かがやき広場」などの各種啓発事業や保育サービスの充実、DV等各種相談窓口の充実などの事業について、計画に沿って実施してきました。

しかしながら、PTA会長、集落役員への女性登用などが目標値を下回っており、女性に対する意識啓発が必要であると同時に、農村地域において依然として固定的性別役割分担意識(※2)が残っており、女性の参画促進を阻害する一因と考えられます。また、男性の育児休業取得率、男女間の賃金格差の是正についても目標値を下回り、男性は仕事中心になりがちで家事・育児負担が女性に偏る傾向もあることから、ワーク・ライフ・バランス(※3)をより一層推進することなど、達成できなかった事業から課題が見えてきました。

さらに、令和2年3月に実施した[アンケート調査]の結果から、次の事項が明らかになりました。

(1) これまでの調査結果と同様に、〔社会通念・習慣やしきたり〕〔社会全体〕〔法律や制度〕において、男女の地位に対する不平等感が強い状況が続いています。〔社会習慣・制度〕や〔性別による役割分担意識の存在〕の面で、女性の人権が尊重されていないと感じていることからも、地域コミュニティーや社会全体における固定的性別役割分担意識の根深さがうかがえます。

※2 固定的性別役割分担意識

男女を問わず、個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男性は仕事・女性は家庭」「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として役割を分ける考え方。

※3 ワーク・ライフ・バランス

国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態。

- (2) 固定的性別役割分担意識に対して否定的な考えが増加している一方で、実際の家庭生活のあらゆる場面では女性への負担は改善しておらず、女性の不満感が増加しており、 理想と現実の格差が解消されていないと言えます。
- (3) 女性の就労において、出産・子育で等で一時的に休むにしろ、将来的に〔継続して仕事をする〕ことを望む方が多く、そのためにはパートナーや家族の理解や家事育児への参加、休暇制度の充実や取得しやすい労働環境への改善、公的サービス等によるサポートや支援など働き方改革の推進が求められています。
- (4) 男女ともに、仕事優先の傾向が強いですが、家庭や趣味、地域活動等との調和のとれた生活の実現には、労働時間の短縮や休暇取得のしやすさなど働き方改革の推進が重要です。また女性にとっては、家庭生活での負担軽減や地域等への参画のために、男性の理解、協力、支援がかなり重要であることがうかがえます。
- (5)被害者の割合は減少していますが、男女ともにDVの実態がみられ、事態を軽視や正当化したり、恥ずかしいと考え、相談した方以上に相談しなかった方が多く見られました。セクシュアル・ハラスメント(※4)(以下「セクハラ」という。)については、女性に対して増加傾向にあり、幼少期から家庭や学校での男女平等、暴力防止教育、相談・救済事業の更なる充実が求められています。
- (6) 八頭町が男女共同参画社会を実現するために、〔働く環境の改善〕〔病気や緊急時の家事・育児サポート事業の充実〕〔保育事業の充実〕と併せ、〔教育における男女平等教育の推進〕〔相談事業の充実〕がより強く求められていることから、『就労による女性の経済的自立』『子育てを男女がともに担い、地域社会全体で支える体制』『関係機関の緊密な連携による相談事業等支援体制の充実』を目指した取組が必要です。

以上の点を踏まえ、『第4次八頭町男女共同参画プラン』においても、基本目標を次の3点とし、継続して目標達成に向けた具体的施策を展開していくこととします。

- I) 男女がともに参画する 人づくり
- Ⅱ) 男女がともに担う 暮らしづくり
- Ⅲ) 男女がともに支え合う 地域づくり

相手の望まない性的な言動又は性差別的な意識による精神的な暴力や嫌がらせ。

計画策定の経過

- - ・男女共同参画に関するアンケート調査の実施について内容などを審議
- ○令和2年3月 男女共同参画に関するアンケート調査の実施
- - ・平成28年3月に策定した『第3次八頭町男女共同参画プラン』の進捗状況及び総括に ついて審議
 - ・男女共同参画に関するアンケート調査の集計結果について審議
- - ・アンケート調査結果の分析及び『第4次八頭町男女共同参画プランの骨子案』について 審議
- ○令和2年9月 令和2年度第3回男女共同参画審議会開催
 - ・『第4次八頭町男女共同参画プラン素案』 について審議
- ○令和2年12月 議会説明
- ○令和2年12月 町民意見募集(パブリックコメント) ~令和3年1月
- - ・『第4次八頭町男女共同参画プラン素案』 について審議
- ○令和3年2月 男女共同参画推進本部会議
- ○令和3年3月 令和2年度第5回男女共同参画審議会
- ○令和3年3月 『第4次八頭町男女共同参画プラン』 策定

07

計画の構成

第1章は、「計画の基本的な考え方」として、計画策定の趣旨、計画の位置づけ、計画の 期間などを記述しています。

第2章は、「施策の基本的方向と具体的展開」として、基本目標、重点目標、施策の方向 を示し、それに向けての具体的施策を記述しています。

第3章は、これらの取組を総合的かつ計画的に推進するための「推進体制」について記述 しています。

第4次八頭町男女共同参画プラン体系図

目 標

男女がともに輝くまちづくり

基本理念

- (1) 男女が、互いにその人権を尊重すること。
- (2) 男女が、性別による差別を受けないこと。
- (3) 男女が、互いの性を尊重し、性と生殖に関する健康と権利を認め合うこと。
- (4) 男女が、社会のあらゆる分野で個性と能力を十分に発揮できる機会が確保されること。
- (5) 男女が、自立した個人として自己の意思によって活動し、かつ、責任を負うこと。
- (6) 男女が、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動の中で、対等な役割を果たすこと。
- (7) 男女が、政治活動、経済活動、地域活動その他の社会活動に対等な立場で参画し、かつ、 責任を分かち合うこと。

責任を分かち合うこと。				
基本目標	重点目標施策の方向性			
I H+v3	1 男女共同参画に向けた 教育の充実			
男女が ともに参画する 人づくり	2 あらゆる暴力の根絶 2 あらゆる暴力の根絶 ② 情報提供と相談窓口の充実 ③ 被害者の救済と支援			
	3 職場における男女共同			
Ⅱ 男女が ともに担う	4 家庭における男女共同			
暮らしづくり	5 生涯を通じた男女の健康 5 支援			
	6 政策・方針決定過程への 女性の参画拡大 ② 女性の人材・リーダーの育成 ③ まちづくりへの女性参画に対する住民関心の喚起			
Ⅲ 男女が ともに支え合う	7 男女共同参画の視点に 立った社会制度・慣行の 見直し ① 住民活動への女性の参画 ② 多様性を認め合う意識の啓発 ③ 人権を尊重した社会環境の醸成			
地域づくり	8 地域における男女共同参画の推進 ① 地域活動団体などの育成・支援 ② 防災・災害対策の分野における男女共同参画の推進 ③ 子育て支援サービスの充実			



· 施策の基本的方向と具体的展開

男女がともに参画する人づくり

01

男女共同参画に向けた教育の充実

【現状と課題】

男女共同参画社会を実現するためには、町民一人ひここの取組がそ とりが男女共同参画についての正しい知識や自立の意 識を持つこと、また社会全体の意識改革が不可欠です。

の達成に資す るSDGs





今回(令和2年)行った[アンケート調査]では、「男性は外で働き、女性は家庭を守る」 という考え方について、6割近くの方が反対されています。しかし、子育てに関する設問の うち〔女らしく、男らしく〕育てる方がよいという考え方については、反対よりも賛成の方 がわずかながら多く、4割以上の方が賛成されており、固定的性別役割分担意識は、少しづ つ改善傾向にあるものの、まだ根強く残っていると言えます。

人権尊重に基づいた男女共同参画について理解を深め、ジェンダー意識(※5)にとらわ れず、男女がともに個性や能力を発揮するために、学校、家庭、地域、職場など生涯を通じ て様々な場や機会で教育・学習を進めることはとても重要です。

個人の意思や意見を無視し、「男だから」「女だから」といった性別による画一的な偏見や 扱いは、子どもたちが固定的性別役割分担意識(※2)を無意識のうちに内在させかねません。 子どもの自由と自立が尊重されるよう、人権について理解を深める学習の機会を確保するこ とが必要です。

あわせて、LGBT(※6)のような性的少数者の人権についても理解を深め、女性、男 性及び多様な性が平等であり、すべての人が性別に関わらず自己決定、自己選択できる社会 を実現するための啓発を推進します。

※5 ジェンダー意識

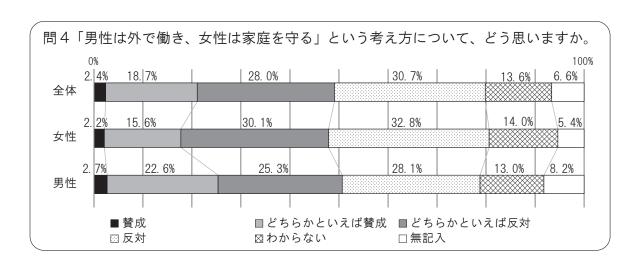
社会的、文化的に作られた「男らしさ」「女らしさ」などの画一的で多数派の規範意識。

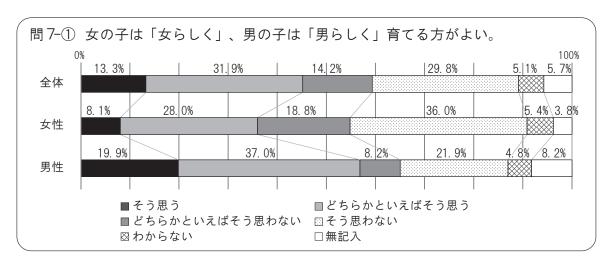
※2 固定的性別役割分担意識(再掲)

男女を問わず、個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男性は仕事・女性 は家庭」「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として役割を分ける 考え方。

%6 LGBT

「L」はレズビアン(女性の同性愛者)、「G」はゲイ(男性の同性愛者)、「B」はバイセクシュアル(両性愛者)、 「T」はトランスジェンダー(心の性と体の性が不一致)から作られた言葉で、性的少数者の総称。





【施策の方向性】

①学校教育・社会教育における男女共同参画推進

未来を担う子どもたちの男女共同参画に対する理解の推進と併せて、子どもたちに大きな影響を及ぼす教職員自身や大人においても社会教育・生涯学習の場を通じて理解の推進を図ります。

具体的施策	施 策 内 容	担当課
女性の登用促進・啓発	○PTA執行役員 R元年度29.4%→R7年度目標50%	教育委員会
学校における適切な性に関 する教育の推進	女性、男性及び多様な性に関し、人権尊重・ 平等の精神に基づく正しい知識を身に付けるための教育を推進します。	教育委員会 人権推進課 男女共同参画センター
誰もが参加しやすいPTA 活動の推進	PTA活動や参観日の日程・内容について配慮を行うなど、保護者が参加しやすい環境づくりに努めます。	教育委員会

具体的施策	施 策 内 容	担当課
学校における人権尊重教育 の充実	学校教育やPTA研修などを通して、人権に 関する教育の充実を図ります。	教育委員会 人権推進課
教育関係者の男女共同参画 意識の向上	教育関係者の男女共同参画意識を高めるため に啓発講座や研修の充実を図ります。	教育委員会 男女共同参画センター
生涯学習への参加促進	誰もが参加しやすいように、生涯学習講座など各種研修会の開催日時に配慮を行い、町民の 学習参加を促進します。	教育委員会 中央公民館

②家庭や地域における教育・学習の充実

保護者・地域住民が男女共同参画に関する学習活動へ積極的に参加できる機会を提供する ことで、子どもたちが固定的性別役割分担意識にとらわれることなく、お互いを尊重しなが ら自らの生き方を主体的に選択する能力を育んでいける環境の整備・充実を図ります。

具体的施策	施 策 内 容	担当課
家事や育児・介護を体験す る機会の創出	男女ともに必要な家事や育児、介護に対する 関心を高めるための交流や学習に努めます。	教育委員会 子育て支援センター 男女共同参画センター
女性のエンパワメント (※7)	女性の能力発揮の推進を図る意識啓発をする とともに、教養講座及び育成講座などを開催し、 学習活動の充実を図ります。	教育委員会 中央公民館 男女共同参画センター

③子どもの発達段階に応じた男女平等教育の推進

学校教育での子どもたちの発達に応じた男女平等に関する教育は、今後の社会全体における男女共同参画を推進することにもつながり、発達段階に応じて、人権尊重、男女平等についての指導の充実に努めます。

具体的施策	施 策 内 容	担当課
男女共同参画意識を育む教育・学習の充実	保育所・小学校・中学校で心身の発達段階や年代 に応じた男女平等教育・学習を推進します。	教育委員会
男女共同参画の視点を踏ま えた児童・生徒指導	児童生徒が各自の能力や適性を発見し、幅広い視野から性別にとらわれない進路、多様な生き方の選択ができるよう、教育・指導を行います。	教育委員会
職場体験事業の実施	中学生を対象に、職場体験を行い、性別に関わらず様々な職業について体験し、職業意識の育成を図ります。	教育委員会

※7 女性のエンパワメント

女性が自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在となり、力を発揮し、行動していくこと。

あらゆる暴力の根絶

【現状と課題】

男女間におけるあらゆる暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を実現していく上で克服すべき重要な課題です。

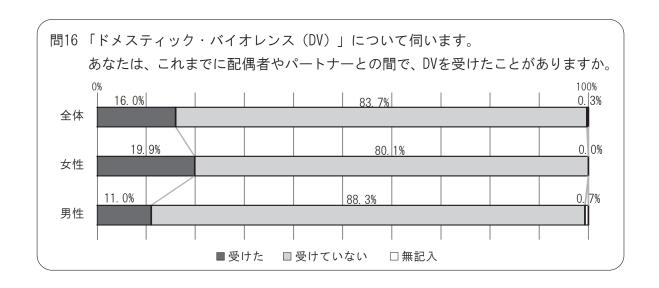
この取組がそ **5 紫東によって等を** の達成に資す る S D G s **16 *** 17 *** 17 *** 17 *** 17 *** 17 *** 17 *** 17 *** 17 *** 17 *** 17 *** 18 *** 19 ** 19 ** 19 ** 19 *** 19**

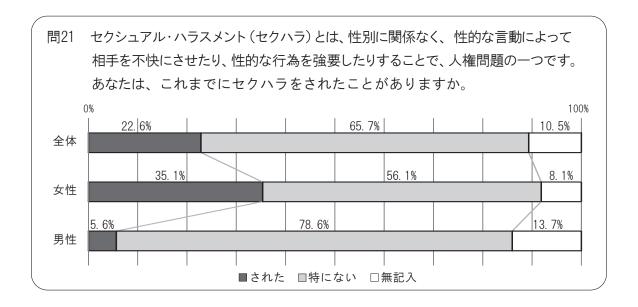
[アンケート調査]のDVの体験を尋ねた項目では、女性では約2割の方が何らかの暴力を受けており、男性でも約1割の方が何らかの暴力を受けています。セクハラについても、女性の3割以上が被害を受けており、男性も被害を受けた方がいます。

DVは「ストーカー行為等の規制等に関する法律」(ストーカー規制法)やDV防止法の施行等により、法的な規制が整備されています。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために推進された「外出自粛(ステイホーム)」により、家庭内での暴力の増加や深刻化が懸念されています。また、DV被害に対する社会的な理解や当事者の意識が不十分なため、誰にも相談することなく潜在化しているケースも多く、DV被害は無視や言葉の暴力から身体的な暴力へ、配偶者から子どもや高齢者へ拡大する可能性があります。

こうした状況を踏まえ、あらゆる暴力を防止するため、関係機関と連携を取りながら、子どもに対する学校や家庭での男女平等や暴力防止の教育、DVを根絶するための社会的認識の周知、また早期発見・早期対応のため相談・支援体制の充実を図ることが重要です。《DV防止法関連》





【施策の方向性】

①防止に向けた意識啓発

スクールセクハラ (※8) やデート D V (※9) など、被害の低年齢化も社会的に大きな問題となっています。全世代で D V やセクハラに対する正しい知識と暴力によらない問題解決の方法が身につくよう、予防啓発や年齢に応じた学習機会の提供・充実を図ります。

具体的施策	施 策 内 容	担当課
DV根絶への社会的認識の 徹底・啓発	広報紙などを通じて、DVは犯罪であるという認識を高めるとともに、研修や防止啓発講座を行うことで、DVの根絶を目指します。	人権推進課福 祉 課 男女共同参画センター
セクハラ防止啓発	地域社会、教育の場などにおけるセクハラの 防止のための啓発活動を行います。	全課
スクールセクハラ・デート D V 防止啓発	お互いを尊重し対等な関係が築けるよう、教育現場におけるセクハラ (スクールセクハラ)、恋人同士で起こる暴力 (デートDV) などに関する正しい知識と防止啓発活動を行います。	教育委員会 男女共同参画センター

※8 スクールセクハラ

学校におけるセクハラのこと。教師から生徒に対する場合がほとんどであるが、教師同士、生徒同士の場合もあり、相手に対して性的な冗談やからかい、身体への不必要な接触、性的な強要などを行い、相手を不快にさせること。

※9 デートDV

恋人同士で起こる暴力のこと。「愛しているなら、相手が自分の思いどおりになるのが当然」と考え、コントロールしようとする態度や行動。

具体的施策	施 策 内 容	担当課
児童虐待防止啓発	啓発パンフレット配布、ポスター掲示を行うなど、防止啓発に努めるとともに、要保護児童地域対策協議会による個別支援会議(ケース検討会)での関係機関との連携、情報共有を行い、早期発見・早期対応の体制の充実を図ります。	保 (保 (保 (保 (保 (保 (保 (推 (表 (表 (表 (表 (表 (表 (表 (表 (表 (表
高齢者虐待防止啓発	虐待による被害を防止するため、高齢者虐待防止に関する周知、啓発を行います。 講演会、認知症サポーター養成講座を各集落、各種団体対象に開催し、認知症を原因とする高齢者虐待を防止するための周知啓発に努めます。また、郡家警察署、とっとり東部権利擁護支援センター、医療機関、福祉事務所等の関係機関との連携、情報共有を行い、早期発見・早期対応の体制の充実を図ります。	地域包括支援センター 保健課

②情報提供と相談窓口の充実

「暴力は犯罪であり、決して許されるものではない」との認識を広く社会に徹底することが重要であり、そのような啓発活動を行うとともに早期発見・早期対応につながる体制の充実を推進します。

具体的施策	施 策 内 容	担当課
相談窓口の充実	人権擁護委員による人権相談窓口や弁護士に よる法律相談窓口などを開設し、相談しやすい 体制の充実を図るとともに、被害の顕在化を防 止し、効果的な相談業務に努めます。	企 画 課 人権推進課 福 祉 課 男女共同参画センター
被害者の早期発見・早期対応	医療機関・弁護士・民間支援団体などの関係機関・関係各課との連携を強化することにより、 DVなどの相談業務を担っている専門機関の情報を共有し、必要な援助が幅広く行えるように 努めます。	町 民 課 各 保 育 所 人 権 推 進 課 福 祉 課 男女共同参画センター

③被害者の救済と支援

公的相談機関、民間支援団体などと連携し、安全な生活が確保できるよう被害者の救済・ 支援につなげていくとともに、被害者の置かれた立場を十分理解し、適切な対応・支援がで きるよう、担当職員の研修の充実など継続的な資質の向上に努めます。

具体的施策	施 策 内 容	担当課
公的相談機関・民間支援団体との連携促進	福祉相談センター、法務局などの公的相談機関、民間支援団体などと連携し、相談・支援体制の強化に努めます。	町 民 課 各 保 育 所 人 権 推 進 課 福 祉 課 男女共同参画センター
研修の充実と職員の人材確保	二次被害(※10)を防止し、被害者への適切な対応・支援ができるよう研修の充実を図り、継続的な職員の資質向上に努めます。	全課



※10 二次被害

DVの被害者が支援される過程において、DVの特性や被害者の置かれた立場を理解しない、職務関係者や周りの人からの不適切な言動によって、さらに傷つけられてしまうこと。

Ⅲ 男女がともに担う暮らしづくり

03

職場における男女共同参画の推進

【現状と課題】

人口減少、少子高齢化が急速に進み、八 頭町においても生産年齢人口が減少する 中、女性も男性も働きたい人が性別に関係

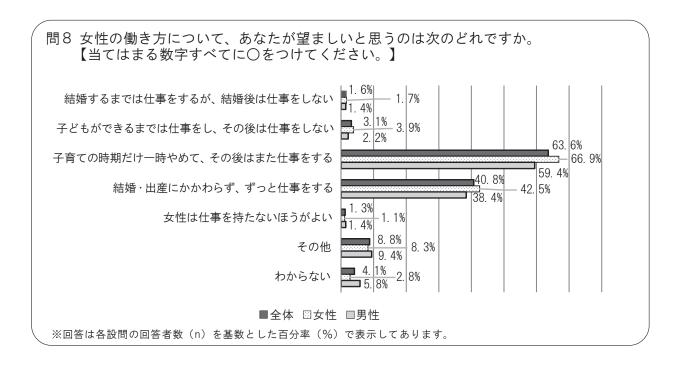
なくその能力を十分に発揮できることは、個人の幸福の根幹をなすものであり、活力の向上 の観点からも極めて重要な意義を持つと考えられます。

[アンケート調査]でも、望ましいと思う女性の働き方として、全体の6割以上の方が〔子育ての時期だけ一時やめて、その後はまた仕事をする〕を選択されています。

平成28年4月に「女性活躍推進法」、平成31年4月には「働き方改革関連法」が施行され、 官民の積極的な取組が行われ、女性の就労に関する整備が進められてきました。

しかしながら、依然として育児や介護等の理由により、また周囲の固定的性別役割分担意識の影響により、就業したくてもできない、あるいは初めから就業をあきらめる女性も少なくないと考えられます。

本人の意思が尊重され、男性も女性も働きたい人すべてが、仕事と生活との二者択一を迫られることなく働き続けることが可能となるよう、働く場における男女共同参画及び仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス(※3))の啓発活動を着実に推進することが重要です。



【施策の方向性】

①男女の雇用機会均等の定着促進

性別を理由とする差別的扱いや職場におけるセクハラ、妊娠・出産・育児休業等を理由とする不利益な取扱いなどあらゆるハラスメント(※11)の根絶、男女間の賃金格差の是正など、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を推進する上での啓発を行います。

具体的施策	施 策 内 容	担当課
育児・介護休業法など制度 の周知と利用啓発	育児・介護休業制度など多様な働き方を可能とする制度の普及啓発と利用促進を行います。 ○男性の育児休業取得率(県内民間企業) H29年度5.6%→R7年度目標30%	総 務 課 産業観光課 保 健 課 男女共同参画センター
男女間の賃金格差の是正啓発	男女間の賃金格差の是正に向け、町内企業への啓発を行います。	産業観光課 総務課 男女共同参画センター
男女雇用機会均等法などの 関係法の周知啓発	男女雇用機会均等法などの労働関連法について、広報紙などで周知と啓発を行い、町内企業における男女の機会均等と公正な処遇の確保に 努めます。	産業観光課総 務 課 男女共同参画センター
あらゆるハラスメント防止 に向けての取組推進	セクハラ、パワー・ハラスメント (※12)、モラル・ハラスメント (※13)、マタニティ・ハラスメント (※14) などあらゆるハラスメントの防止に向けて啓発を行うとともに、相談窓口の充実と関係機関との連携強化を図ります。	全課

※3 ワーク・ライフ・バランス (再掲)

国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態。

※11 ハラスメント

様々な場面での嫌がらせ。

※12 パワー・ハラスメント

職場の上司などによる権力(パワー)を利用した嫌がらせ。

※13 モラル・ハラスメント

言葉や態度などによって心を傷付ける精神的嫌がらせ。

※14 マタニティ・ハラスメント

妊娠、出産、子育てなどをきっかけとした嫌がらせや不利益な扱い。

②女性の積極的な登用

就業は生活の経済的基盤であり、女性の安定した就労を図ることは経済的な自立の基盤でもあり、また働くことは自己実現につながるものでもあります。働きたい人が性別に関わりなくその能力を十分に発揮することができる環境づくりは、男女共同参画社会の実現にとって極めて重要な課題であり、各分野における女性の参画・登用率の増加を図ります。≪女性活躍推進法関連≫

具体的施策	施 策 内 容	担当課
役場内部の女性の管理職への 積極的登用	○R元年度45.5%→R7年度目標50%	総務課
女性活躍推進法の啓発	女性が職業生活において、個人の希望に応じて能力を十分発揮し、活躍できる環境が整うよう啓発に努めるとともに、女性の活躍に関する情報提供に努めます。	産業観光課 総 務 課 男女共同参画センター
企業における女性の能力発 揮のための積極的取組(ポ ジティブアクション(※ 15))の推進啓発	町内企業へ女性の活躍推進法の啓発周知及び 女性登用に関する取組を促進します。	産業観光課総 務 課 男女共同参画センター
男女のそれぞれ少ない職業 分野への参加促進	広報紙や4コマ漫画などを通じて、性別にとらわれない職業分野への参画を推進します。	男女共同参画センター
自営業における家族従事者 の就労環境の改善促進	商工会や農業協同組合などとの連携により、 就労環境の改善へ向けた啓発を推進します。	産業観光課
農業分野における女性の活 躍促進	 ○鳥取県指導農業士の女性割合 R元年度40%→R7年度目標40% ○農業協同組合の女性正組合員加入割合 R元年度16.6%→R7年度目標30% ○農業協同組合役員の女性割合 R元年度0%→R7年度目標15% ○家族経営協定(※16)の締結農家数 R元年度13件→R7年度目標15件 	産業観光課

※15 ポジティブアクション

社会的・構造的な差別によって不利益を被っている方に対して、一定の範囲で特別の機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置。

※16 家族経営協定

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づきルールを文書で取り決めること。

③女性の再就職などチャレンジ支援

女性が就労を継続していくためには、「家事・育児・介護は女性が担うべき」といった固定的性別役割分担意識やそれに基づく社会的慣行を改め、男性も家事・育児・介護に参画しやすい職場環境を推進するための啓発を行うなど、女性の再就職などに対する支援を行います。《女性活躍推進法関連》

具体的施策	施 策 内 容	担当課		
再就職に向けた支援活動の推 進	再就職支援講座など、再就職に関する相談・ 就業支援の情報提供を行います。	産業観光課 教育委員会 男女共同参画センター		
女性起業家・女性自営業者に対する支援活動の推進	女性チャレンジ講座などを開催し、女性の起業に関する相談に応じるとともに、活動支援を図ります。 農業協同組合・農業改良普及所と連携して女性の農業起業グループへの活動支援を図ります。	産業観光課 男女共同参画センター		
保育所入所に関する情報提供	保育所の入所手続きや入所状況を町ホームページへ掲載し、働く保護者の家庭と仕事の両立支援 を図ります。	町 民 課 企 画 課		



家庭における男女共同参画の推進

【現状と課題】

家庭において、女性と男性が共に家庭内の役割を分担することは、男女共同参画の 基本的な考え方の一つです。 この取組がそ の達成に資す るSDGs

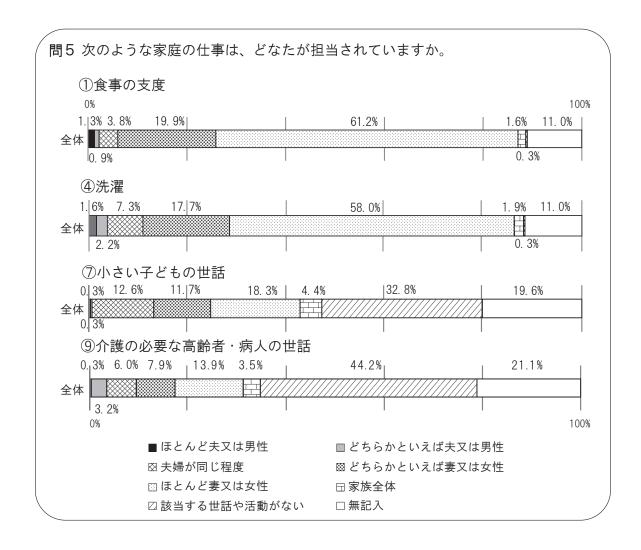






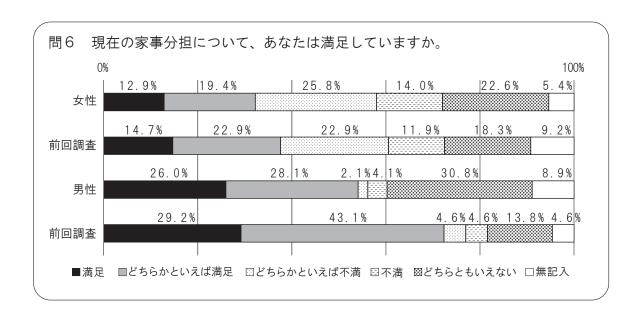
しかし、[アンケート調査]では、家庭生活の分担について尋ねた項目において、家事や育児、介護については、現在も女性に負担が偏っていることがわかりました。国の資料(総務省「平成28年社会生活基本調査」)からも、職業の有無に関わらず、家事・子育て・介護などは、依然として女性が担っている現状が報告されており、諸外国との国際比較においても、男性の家事・育児関連時間は少なく、女性の負担が大きいことが明らかです。

また、家庭生活の分担に対する満足度を聞いた設問では、女性では『満足派』は約3割だったのに対して、男性では5割以上が満足しており、『満足派』と『不満派』の割合は男女間で差が大きく、その傾向は従来から変わっていません。



家庭は、生活の基盤となる場所であり、特に子どもにとっては人格を形成する上で非常に 大きな役割を担っております。そのため、家庭における男女共同参画の推進は、重要な分野 の一つといえます。

男女がお互いを尊重し支え合う気持ちを持って、どちらか一方に責任と負担が偏ることが ないよう、役割分担を行っていくことが重要です。



【施策の方向性】

①家庭生活における固定的性別役割分担意識の解消

家庭において男女共同参画の考え方が根付き、実践されていれば、子どもは男女共同参画・ 男女平等を当然のこととして身に付けることができます。このような意味でも、男女がとも に働き、家事・育児・介護を担うことについて啓発を行います。

具体的施策	施策内容	担当課
子育で支援フェスタの開催	子育て支援フェスタを開催し、男女が共に関 わる子育ての推進に向けた啓発を行います。	子育て支援センター
母親・父親の育児講座の開催	各保育所、小学校・中学校の保護者を対象とした子育で講座を開催し、家庭内における固定的性別役割分担意識の見直しを図ります。	各保育所 子育て支援センター 町民課 教育委員会 男女共同参画センター

②男性の家庭生活等への参画促進

男女が互いに尊重し、支え合いながら、家庭生活を営む上で、男性が積極的に家庭生活等へ参画していくことは不可欠であり、子育て等における固定的性別役割分担意識の見直しなどの啓発講座を行います。

具体的施策	施 策 内 容	担当課
父親の育児講座の開催	男性の子育て講座、育児講座、料理教室など を開催し、父親の育児参加への啓発を行います。	教育委員会 中央公民館 男女共同参画センター
男性の家庭生活等への参画 を可能とする働き方の啓発	男性が家庭生活等へ参画しやすい働き方の改 善へ向けた啓発を行います。	全課
介護における参画意識の啓 発	在宅医療・介護体制の充実を図るとともに、 男性が参加しやすい介護講座を開催するなど、 介護における参画意識を啓発します。	保 健 課

③仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) の推進

男女が相互に協力し、家庭の一員としての責任を果たしながら、家庭生活とその他の活動 とのバランスのとれた生活が送れるよう、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス) を図り、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発を行います。

≪女性活躍推進法関連≫

具体的施策	施 策 内 容	担当課
鳥取県男女共同参画推進企業 認定制度の普及啓発	「仕事と家庭の両立に配慮し、男女ともに働き やすい職場環境づくりを積極的に進める企業(鳥 取県男女共同参画推進企業)」への認定啓発を行 います。 ○R元年度24事業所 →R7年度目標30事業所	産業観光課総 務 課 粉 課 男女共同参画センター
職場中心の意識・ライフスタ イルの見直し啓発	仕事と家庭の調和を図るため、長時間労働の 抑制と年次有給休暇の取得促進などを図ります。	全課

生涯を通じた男女の健康支援

【現状と課題】

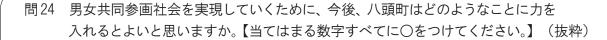
男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権 を尊重しつつ、相手に対する思いやりをもって生きて いくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての前 提となるものです。 この取組がそ の達成に資す るSDGs

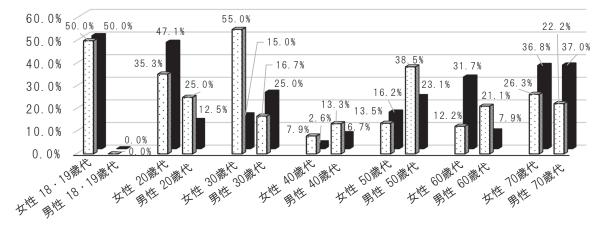




[アンケート調査]では、男女共同参画社会を実現するために八頭町に取り組んでほしい施策のうち健康に関する項目として、「妊娠・出産・育児に関する保健指導」では、10代から30代の女性で回答が多く、「健康の保持・増進」では、10代から20代及び60代から70代の女性と70代の男性で多くなっています。女性は、心身の状態が人生の各段階(ライフステージ)で大きく変化する特性があるため、男性に比べ健康に関心が高く、特に"リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(※17)"(性と生殖に関する健康と権利)の視点が重要と言えます。

男女が健康保持に向け、互いの性差に応じた健康について理解を深めつつ、定期的に健康





□ 妊娠・出産・育児に関する保健指導等の充実

■健康診断、成人病予防、体力づくりなどの健康の保持・増進

※回答は各設問の回答者数(n)を基数とした百分率(%)で表示してあります。

※17 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

性と生殖に関する健康と権利。平成6年の国連会議(国際人口開発会議)で採択された「行動計画」において 提唱された考え方。すべてのカップルと個人が身体的・精神的・社会的な健康を維持し、子どもを産むかどうか、 いつ産むか、どれくらいの間隔で産むかなどについて自由に責任を持って選択し、自ら決定する権利。 診断を受けるなど、生涯にわたり包括的に支援するための取組を推進するとともに、女性の 健康にとって特に大きな節目となる妊娠・出産期において、男女共同参画社会を実現するた めの支援を受けやすい環境の整備を行う必要があります。

【施策の方向性】

①各年代に応じた男女の健康増進

男女が年代や健康状態に応じて適切に自己管理を行えるような健康教室・運動教室、相談体制の充実を図り、人生の各段階に応じた適切な健康の保持・増進に向けた啓発を行います。

具体的施策	施 策 内 容	担	当	課
健康診査等受診率の向上	ライフステージに応じた健診等受診率の向上 ○特定健診受診の促進 ○乳がん検診受診の促進 R元年度21.0%→R7年度目標50% ○子宮がん検診受診の促進 R元年度34.0%→R7年度目標50%	保町	健民	課課
生活習慣病・介護予防対策の促進	介護予防、自立促進・健康増進に向けた運動 機能向上、口腔機能向上、認知症支援の啓発を 行うなど、予防についての周知・啓発を行います。	保 地域包括	健 舌支援セ	課 ンター

②母性の保護と母子保健対策の推進

女性は、妊娠や出産をする可能性があり、生涯にわたって男性とは異なる健康上の問題に 直面します。女性が健康に過ごすため、心身及びその健康について正しい知識の習得・情報 の提供や、男性を含め広く社会全体の認識が高まるよう啓発を行います。

具体的施策	施 策 内 容	担当課
リプロダクティブ・ヘルス /ライツの意識啓発	母性健康管理措置、母性保護規定などについて、母子健康手帳の交付時などの機会に情報提供を行います。また、リプロダクティブ・ヘルス/ライツがすべてのカップルと個人を対象としているとおり、性と生殖に関する平等な関係性について男女が理解し合い、尊重し合うことの大切さなどについても啓発を行います。	保 健 課 男女共同参画センター
妊娠・出産・産後などにお ける女性の健康づくり支援	妊婦健康診査、産後健康診査、乳幼児健康診査、 産後ケア(※18)などを実施し、産前産後の女 性に対して情報提供を行うなど相談・支援の充 実を図ります。また特定不妊治療費の助成を行 います。	保 健 課

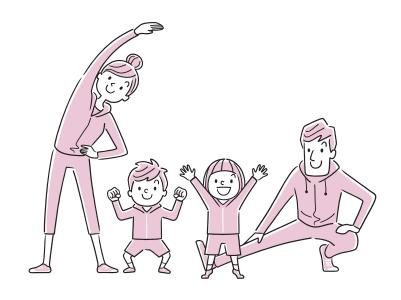
※18 産後ケア

産後に育児不安、出産・育児の疲れによる体調不良、家族などの手助けが十分受けられなくてつらいなど支援 が必要なお母さんと赤ちゃんを対象に、安心して子育てができるように行われる支援 (ケア)。

③健康を支える食育及びスポーツ活動の推進

バランスのとれた食生活、地域における日常的なスポーツ活動を推進することにより健康 の保持増進を図り、一人ひとりが健康で充実した生活を送れるよう、生活習慣の見直しや健 康づくりを支援します。

具体的施策	施 策 内 容	担当計	果
生涯を通じての食育の推進	広報紙などによる啓発を実施するなど、生涯 を通じて健全な食生活を送るための食育に取り 組みます。	保健	課
スポーツ・レクリエーショ ン活動の充実	各種スポーツ大会を開催するとともに、水中 運動教室や体操教室などスポーツ・レクリエー ション活動の促進を図ります。	保 健教育委員	課員会



Ⅲ 男女がともに支え合う地域づくり

06

政策・方針決定過程への女性の参画拡大

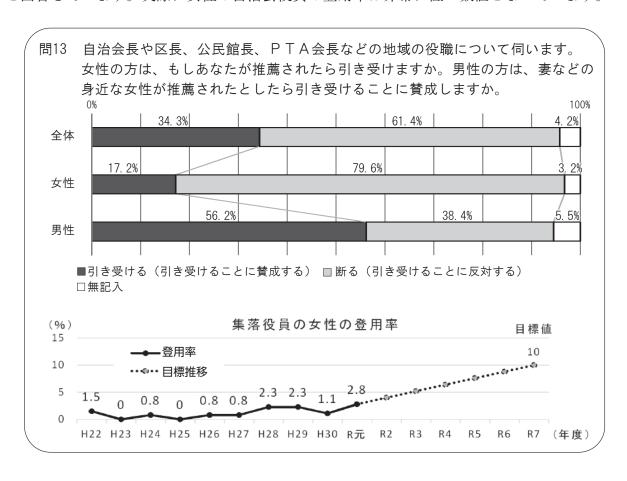
【現状と課題】

豊かで活力のある持続可能な社会を作り、 あらゆる人が暮らしやすい社会を実現するためには、政策・方針決定過程での女性の参画が進み、様々な視点が確保されることが必要です。



八頭町において、条例などにより設置されている各種審議会委員などへの女性の登用率は、令和元年度が42.8%で平成27年度と同じ水準であり、第3次プランでの目標数値50%は達成していませんが、県内では高い水準を維持しています。

しかしながら、[アンケート調査]では、男性は過半数を超える方が身近な女性が区長等 地域の役職を引き受けることに〔賛成〕していますが、当事者の女性は約8割の方が〔断る〕 と回答しています。実際に女性の自治会役員の登用率は非常に低い数値となっています。



様々な視点や価値観を行政や政策に反映していくためには、女性自身が積極的に社会に関わっていく姿勢は当然必要ですが、家族や地域など周囲に存在する固定的性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)を解消し、女性の参画に協力・支援していくことも重要です。

【施策の方向性】

①意思決定の場への女性の参画拡大

町の政策・方針決定過程に関わる審議会などへの女性の登用を推進するとともに政策立案 において、多様な町民ニーズの把握に努めます。

具体的施策	施 策 内 容	担当課
審議会等委員などへの女性の登用促進	性別や年代に関わらず多様な意見を町の政策・ 方針決定に反映するため、各種審議会などへの 女性登用を促進します。 ○審議会委員等への女性の登用率 R元年度42.8%→R7年度目標50% ○農業委員への女性登用率 R元年度28.6%→R7年度目標36% ○老人クラブにおける女性役員の登用率 R元年度12.5%→R7年度目標30%	全課
各種団体などへ女性の登用 拡大に向けて協力要請	各種団体に向けて女性の登用促進のための広 報や啓発、協力を要請して行きます。	男女共同参画センター
男女共同参画の意識啓発	意思決定の場へ女性が主体的に関わることを 啓発し、性別にとらわれない男女共同参画の意 識啓発を促進します。	全課

②女性の人材・リーダーの育成

女性が政策・方針決定の場へ積極的に参画する上で必要な知識などを身につけられるよう、 学習機会や情報の提供、交流の推進などを行い、地域活動などにおいてリーダーとなる人材 の育成を行います。

具体的施策	施 策 内 容	担当課
女性の活躍促進のための取組	女性の能力が十分発揮できる環境や意識づく りに努め、男女共同参画意識を高める学習機会 の提供を図ります。	全 課
男女共同参画リーダー養成	日本女性会議など、国内・県内などで開催される男女共同参画をテーマとした研修会、講座などに町民を派遣し、男女共同参画リーダーの養成を図り、男女共同参画の推進に向けた意識啓発に努めます。	男女共同参画センター

③まちづくりへの女性参画に対する住民関心の喚起

町民の半数以上を女性が占める状況にあって、まちづくりを推進していく上で、女性の声を各種施策や地域活動へ反映させていくことは不可欠であり、集落役員への女性登用促進を図り、男女共同参画のまちづくりを推進します。

具体的施策	施策内容	担当課
女性が参画しやすい環境づ くりの啓発	地域において女性の意見が反映されやすい環 境づくりに向けた働きかけを行います。	全課
集落役員(自治会役員)の 女性の登用促進	積極的な広報・啓発を行い、集落役員の女性 登用の意識啓発を行います。 ○R元年度2.8%→R7年度目標10%	総 務 課 男女共同参画センター



男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

【現状と課題】

社会における活動や個人の生き方が多様化 する中で、法律や制度の整備が進められ、様々 な分野で男女の平等感も改善方向にありま

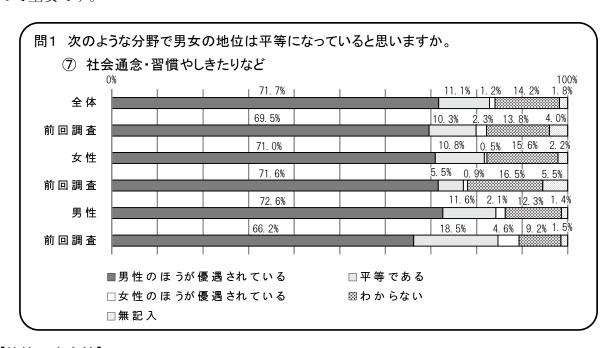


この取組がその達成に資するSDGs

す。しかし、現実には固定的性別役割分担意識や性差に関する偏見などの影響により、女性 と男性のどちらに対しても中立的に機能していない場合があります。

また、[アンケート調査]でも、社会通念・習慣やしきたりなどの面において、男女とも に7割以上の方が〔男性優遇〕と回答しており、前回調査とほぼ同じ結果となりました。

女性も男性も社会のあらゆる分野で、性別による差別的取り扱いを受けず、個性と能力を 充分に発揮する機会が確保される社会づくりは、国が掲げる重要政策の一つでもあり、その 理解について啓発を促進し、意識の醸成を図ることは、男女共同参画社会を形成する上で極 めて重要です。



【施策の方向性】

①住民活動への女性の参画

地域社会において、〔男性が中心的な役割、女性は補助的な役割〕などの男性中心の習慣 やしきたりが、未だ見受けられるなか、男女共同参画に関する集落研修などを通じて意識啓 発を図ります。

具体的施策	施 策 内 容	担当課
男女共同参画センターの充実	学習・啓発・人材育成・集落や各種団体への 出前講座などの男女共同参画に関する各種事業 を実施します。	男女共同参画センター

②多様性を認め合う意識の啓発

社会活動の選択において、性別により不便さを感じることなく、中立的に機能するよう慣習を見直すとともに、性別に関わりなく同等に仕事と家庭、地域活動などに責任を担える社会環境の整備や多様性を受け入れる意識啓発を推進します。

具体的施策	施 策 内 容	担当課
固定的性別役割分担意識是 正のための啓発	性別に関わりなく一人ひとりがお互いを認め合い、尊重しながら共に参画できる男女共同参画社会の形成についての講座・研修を開催し、広報・啓発に努めます。	全課
男女共同参画フェスティバルの開催	実行委員会と協働で開催し、男女共同参画の 推進へ向けた啓発を行います。	男女共同参画センター
男女共同参画カルタ・子育 てカルタの活用	男女共同参画カルタや子育てカルタについて、 時代に合った内容への更新を図り、固定的性別役 割分担意識の解消に向けて、各種研修会や講演会 などでの利用啓発を行います。	男女共同参画センター

③人権を尊重した社会環境の醸成

一人ひとりの考え方や行動、人権が尊重され、男女が対等な立場で社会活動や地域活動に 参画できる環境づくりや男女共同参画社会の形成についての効果的な広報・啓発活動などを 推進します。

具体的施策	施 策 内 容	担当課
男女共同参画に関する相談 窓口の充実	弁護士によるなんでも相談を実施します。	男女共同参画センター
図書・資料の収集と情報提供	男女共同参画に関する図書・絵本・DVDなどの充実及び貸出、パンフレットなどの資料を収集するとともに情報提供を行います。	男女共同参画センター
町報等による広報	4コマ漫画や男女共同参画週間、DV防止(パープルリボン)週間など時期や社会情勢に合わせて町報やホームページ、ケーブルテレビなどにより啓発します。	男女共同参画センター 企 画 課

地域における男女共同参画の推進

【現状と課題】

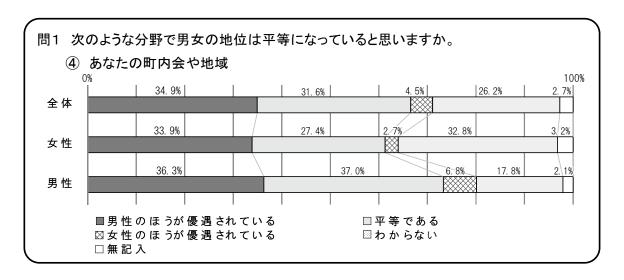
"地域"は、家庭とともに最も 身近な暮らしの場であり、町民が いきいきと暮らす"まちづくり"

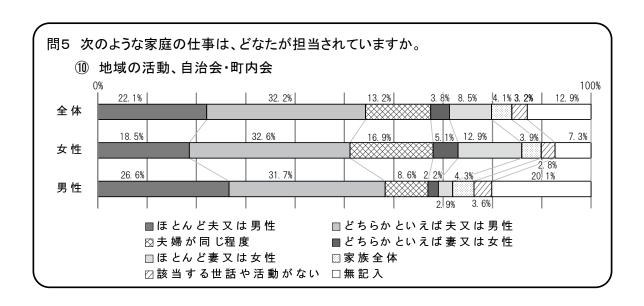


を推進するためには、あらゆる分野で女性の参画を進め、多様な視点や意見を取り入れることが必要です。

しかし、[アンケート調査]では、町内会・地域における男女の地位について、依然として3割以上の方が〔男性優遇〕と回答しており、〔平等である〕と回答した人の割合は、以前よりわずかに増加していますが、男性よりも女性の方が低くなっています。地域活動や自治会への参加も5割以上が男性であり、女性の参加が少ないことから、女性が発言する機会も少なく、意見が反映されにくい状況であると言えます。

八頭町においても、少子高齢化・人口減少など、様々な課題に直面している中で、活力あ ふれる八頭町の更なる発展のためには、様々な視点から課題解決ができる人材の確保が必要 です。そのためには、性別や年齢等が多様であり、性別などによって役割が固定化されない ことが重要です。





【施策の方向性】

①地域活動団体などの育成・支援

男女共同参画センター登録団体との連携や支援を行うとともに、登録団体制度の普及啓発を行い、地域活動団体における男女共同参画を推進します。

具体的施策	施 策 内 容	担当課
シルバー人材センターの充実	男女がともに高齢者になってもその知識や経験を生かした多様な参画の場づくりを進め、社会参加活動を支援します。	福祉課
地域活動団体との連携	地域でさまざまな活動を行う団体に対して、 男女共同参画登録団体制度の周知を図り、登録 団体に対する啓発支援を通じて男女共同参画社 会の実現を目指します。	男女共同参画センター

②防災・災害対策の分野における男女共同参画の推進

防災分野においては、事前の備え、避難所運営、被災者支援などの面で、女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに十分配慮された男女共同参画の視点から災害対応を行うことが重要であり、被災時における男女のニーズの違いを考慮した各種対応マニュアルの作成、防災分野における女性リーダーの育成などを推進します。

具体的施策	施 策 内 容	担当課
地域防災・災害における男 女共同参画の推進	被災した立場でも、現場で活動する立場でも男女それぞれの働きが重要となるため、性別にとらわれず、多様な考え方が活かされるよう、地域防災・災害対策への女性の参画を推進します。	総 務 課 防 災 室 男女共同参画センター

具体的施策	施策内容	担当課
バリアフリー(※19)、ユニ バーサルデザイン(※20) の推進	公共施設建設に当たっては、バリアフリー、 ユニバーサルデザイン化に配慮するとともに、 各種講演会などでは手話通訳の配置に努めます。	全課

③子育て支援サービスの充実

子育て分野における相互援助活動を通じて、安心して子育てできる環境づくりや女性の地域参加を支援するとともに、様々な地域活動に年齢・性別によらず参画できる基盤づくりを推進することで、多様化・複雑化する地域の課題解決に向けた地域住民の結びつき強化に努めます。

具体的施策	施 策 内 容	担当課
保育サービスなどの充実	乳児保育、障がい児保育、延長保育、土曜保育、一時保育、送迎バス運行や第2子以降保育料無料化を実施するとともに、子育てと仕事の両立支援、相談機能の充実を図ります。	町 民 課 各 保 育 所 子育て支援センター
地域における子育て支援の 充実	ファミリーサポートセンター(※21)事業、 子育て支援センター事業、放課後児童クラブな どの充実に努め、地域における子育てを支援す ることで保護者の就労や社会参加を推進します。	町 民 課子育て支援センター

※19 バリアフリー

障がい者を含む高齢者等の社会的弱者が、社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障害や、精神的な障壁を取り除くための施策、若しくは具体的に障害を取り除いた事物及び状態。

※20 ユニバーサルデザイン

文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計。

※21 ファミリーサポートセンター

地域において育児を応援してほしい方(依頼会員)と育児を支援したい方(支援会員)が一時的に子どもの世話を有料で行う相互援助活動事業。



・・・・・・・・・・・・・ 計画の推進

男女共同参画社会の形成のための取組を総合的かつ効率的に推進するために、次のとおり推進体制を整備します。

01

八頭町男女共同参画審議会の設置

八頭町男女共同参画審議会を設置し、男女共同参画に関する重要事項について調査及び審議します。

02

行政内部の推進体制の整備

役場内部に「八頭町男女共同参画推進本部」を設置し、各課と連携を図りながら総合的に 施策に取り組みます。

03

民間団体及び地域住民との連携

行政の取組はもとより、民間団体、企業、老若男女を問わず、すべての地域住民と連携を 図りながら取組を進めます。

04

八頭町男女共同参画センター〈かがやき〉

「八頭町男女がともに輝くまちづくり条例」の理念を反映し、男女共同参画推進拠点施設 として、普及・啓発、相談、調査、情報収集・提供などの諸事業を実施します。

男女共同参画審議会委員

所 属		氏	名		備	考
八頭町女性団体連絡協議会	坂	本	朋	子	会	長
 八頭町女性団体連絡協議会 	保オ	大本	佐原	恵美		
八頭町女性団体連絡協議会	本	田	享	代		
八頭町女性団体連絡協議会	毛	利	尊	子		
八頭町女性団体連絡協議会	Щ	本	恵	子		
八頭町男女共同参画推進会議	田	中	朝	子		
八頭町男女共同参画推進会議	田	中	俊	光		
八頭町男女共同参画推進会議	宮	田		実		
八頭町男女共同参画推進会議	Щ	﨑	かお	33		
八頭町社会福祉協議会	大	谷	福	恵		
鳥取いなば農業協同組合	堀		英	範		
八頭町商工会	花	原	辰	徳		
八頭町小・中学校PTA連絡協議会	伊	藤	智	大		
父親の育児講座実行委員会	竹	内	啓	治	副:	会 長
父親の育児講座実行委員会	林		泰	孝		

八頭町男女共同参画に 関するアンケート

調査資料

調査概要/結果分析/集計結果



八頭町男女共同参画に関するアンケート調査の概要

1. 調査の目的

この調査は、男女共同参画についての町民の意識・実態等を把握し、今後の男女共同参画推進の基礎資料を得るために実施しました。

2. 調査の方法

- (1)調査対象 八頭町に居住する満18歳以上75歳以下の男女
- (2)調査客体 1.000人

	10~20代	30代	40代	50代	60代	70 歳以上	
男性	95	90	90	90	90	45	500
女性	95	90	90	90	90	45	500
合計	190	180	180	180	180	90	1,000

- (3) 抽出方法 住民基本台帳からの無作為抽出
- (4)調查方法 郵送配布 郵送回収
- (5)調査期間 令和2年3月16日~令和2年4月7日
- (6) 実施主体 八頭町男女共同参画センター

3. 調査の内容

- (1) 男女平等について
- (2) 家庭生活について
- (3) 男女の就労について
- (4) 地域・職場・家庭・防災における意識・考え方について
- (5) 男女間における暴力について
- (6) 今後の課題と取り組みについて

4. 回収結果

	女 性	男 性	全 体
配 布 数	500	500	1,000
有効回収数	186	146	332
有効回収率	37.2%	29.2%	33.2%

5. 報告書の見方

- (1)回答は設問ごとの回答者数(n)を基数とした百分率(%)で表示してあります。
- (2)百分率は少数第二位を四捨五入してあるため、比率の合計が100%にならない場合があります。
- (3) 複数回答の設問では回答比率の合計が100%を超える場合があります。
- (4) 作図・表の都合上、設問や回答の選択肢及び数値を省略している場合があります。
- (5) 図表中において「無記入」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が著しく困難なものです。

アンケートの分析

問1 次のような分野で男女の地位は平等になっていると思いますか。 【①~⑧の項目それぞれについて、あてはまる数字1つに○】

【①学校教育で】については、68.1%の方が「平等である」と回答されており、男女共同参画に対する教育の効果が表れていると考えられます。

【③あなたの家庭で】については、「平等である」と回答された女性が50.0%に対して男性は63.0%と13.0ポイント高く、男女で認識の差がみられます。特に30代から50代の女性では、40%以上の方が「男性の方が優遇されている」と回答されています。

また、【⑦社会通念・習慣やしきたりなど】、【⑧社会全体として】については、60%以上の方が「男性が優遇されている」と回答されており、【⑤政治や行政の施策·方針決定の場で】でも、男女ともに半数近くの方が「男性が優遇されている」と感じています。私たちを取り巻く地域や社会全体、政治や行政等の方針決定の場では、依然として"男性優遇"傾向が残っていると言えます。

さらに、【⑥法律や制度の上で】では、前々回(H22)の調査以降、男女ともに平等感が減少し、"男性優遇"が増加する傾向にあります。

問2 男女が社会のあらゆる分野においてもっと平等になるために、重要だと思われるものは何ですか。【あてはまる数字すべてに〇】

最も多かった回答は、【社会的慣習・風潮を改める】の69.2%で、2番目に【男性が意識を改める】の48.5%でした。長年の社会的慣習・風潮により固定化された"男性優位"、"固定的性別役割分担意識"について、特に男性の意識改革が必要であると認識されていると言えます。

しかし、3番目に多かった【女性があらゆる分野の活動に積極的に参画する】では、女性が29.0%に対して男性は40.7%と11.7ポイント高く、男性は自分たちの意識改革が必要と考えると同時に、女性に対しても社会参画への積極性を求めていると推察できます。

問3 女性の人権が尊重されていないと感じるのは、どのようなことについてでしょうか。 【あてはまる数字すべてに〇】

最も多かった回答は、【性別による役割分担意識の存在】で、前回調査(H27)から12.9 ポイント増加し65.3%でした。私たちの日常生活において、固定的性別役割分担意識が依然として強く存在し、多くの人がそれを感じていると言えます。

また、2番目に多かった回答は【社会習慣・制度】の58.5%で、女性では前回とほぼ同じ56.8%、男性は60.7%で前回調査から20.7ポイントと大きく増加しています。問<math>1の【⑥

法律や制度の上で】でも "男性優遇" が増加していることから、現在の習慣や制度が依然 改善、整備されていないと認識している人が多いと言えます。

問4 「男性は外で働き、女性は家庭を守る」という考え方について、あなたはどう思いますか。【あてはまる数字 1 つに〇】

「賛成」「どちらかといえば賛成」を合わせた『賛成派』と、「反対」「どちらかといえば 反対」を合わせた『反対派』の割合は、前回調査と比較して、『賛成派』が6.5ポイント減 少して21.1%、『反対派』は1.8ポイント増加して58.7%でした。共働きが「当たり前」となっていること、晩婚化など社会状況の変化により社会全体の意識が変化していると推察されます。

一方で、70歳以上の男性では、『賛成派』が『反対派』よりも多く、その他の年代と比べて固定的性別役割分担意識が強いと考えられます。

問5 単身世帯以外の方におたずねします。次のような家庭の仕事は、どなたが担当されていますか。【①~⑪の項目それぞれについて、あてはまる数字1つに〇】

【⑩地域の活動、自治会・町内会】については、「夫又は男性」で23.8ポイント増加して54.3%であり、地域や地元での活動には男性が参加することが多くなっています。

それ以外の項目では、「夫又は男性」よりも「妻又は女性」と回答された方の割合が高く、特に【①食事のしたく】、【④洗濯】では全体の70%以上の方が、【②食事の片づけ】、【⑤掃除】、【⑥日常の買い物】では全体で60%以上の方が「妻又は女性」が担っていると回答されています。家事や育児、介護面で「妻又は女性」に負担が偏っており、前回調査からあまり変わっていないと言えます。

問6 現在の家事分担について、あなたは満足していますか。【あてはまる数字1つに○】

「満足」、「どちらかといえば満足」を合わせた『満足派』と、「不満」、「どちらかといえば不満」を合わせた『不満派』を比較すると、『満足派』が41.9%で『不満派』の25.0%を上回っています。

しかし男女別では、女性は『満足派』が32.3%に対して『不満派』は39.8%、男性は『満足派』が54.1%に対して『不満派』は6.2%で、問5の家事分担の結果を踏まえると、女性は家事の負担が高いことに不満を感じており、男性は家事の負担が少ないために満足だと感じていると考えられます。

問7 次にあげる子育てに対する考え方について、あなたはどう思いますか。 【①~⑥の項目それぞれについて、あてはまる数字1つに○】

【①女の子は「女らしく」、男の子は「男らしく」育てる方がよい】について、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を合わせた『賛成派』が、前回調査から12.3ポイント減少して45.2%、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」を合わせた『反対派』は、10.7ポイント増加して44.0%でした。全体的に、賛成派は減少傾向にありますが、男性と50代以上の女性では半数以上の方が賛成されています。

【④母親は、子どもが3歳になるまでは育児に専念するのがよい】でも、男女とも60代以上で半数以上の方が賛成されていることから、固定的性別役割分担意識は、少しづつ改善傾向にあるものの、未だ根強く残っていると考えられます。

また、【③男の子も、家事ができるように育てるのがよい】では、90.3%と『賛成派』が多く、子育てへの関わりについても【⑤父親はもっと子育てに関わるほうが良い】では88.0%、【⑥子育ては地域社会の支援も必要である】では88.8%と高い割合でした。多くの方が、男性の育児参加や地域の支援が必要であると考えていますが、問5で家事や子育ての多くを妻又は女性が担っているという結果であったことから、理想と実生活にはまだギャップがあると言えます。

問8 女性の働き方について、あなたが望ましいと思うのは次のどれですか。 【あてはまる数字すべてに〇】

前回調査と比較すると、「子育ての時期だけ一時やめて、その後はまた仕事をする」と回答された方は、全体で32.0ポイント増加して63.6%(女性66.9%、男性59.4%)、「結婚・出産にかかわらず、ずっと仕事をする」と回答された方は28.8ポイント減少して40.8%(女性42.5%、男性38.4%)となりました。回答割合で男女間に差はあるものの、子育て期はやむを得ないが、結婚・出産後も働き続けたい(働き続けてもらいたい)という回答が増加しました。

問9 女性が結婚・出産、育児や介護によって退職をせずに働き続けるためには、どのようなことが必要だと思いますか。【あてはまる数字すべてに○】

最も多かった回答は、「パートナーの理解や家事・育児などへの参加」が80.9%、以下「保育施設など子育て支援サービスの充実」74.7%、「企業経営者や職場の理解」66.7%、「育児・介護休業など休暇制度の充実」66.0%という結果でした。全体的に、女性が継続して働き続けるためには、パートナーを中心とした職場や家族等周囲の理解と協力、子育て支援サービスや育児・介護休業など社会資源・制度の充実が求められていると言えます。

問10 男女が対等に働くためには、どのようなことが必要だと思いますか。 【あてはまる数字すべてに○】

最も多かった回答は、「結婚や出産に関わらず働き続けられる職場作りを進める」で74.1%、以下「男女ともに、能力を発揮できる配置を行う」で68.2%、「男女ともに育児・介護休業を取りやすいようにする」で65.7%、「給料や仕事内容、昇給などの男女差を解消する」で63.6%という結果でした。

特に、「給料や仕事内容、昇給などの男女差を解消する」については、前回調査と比較して、女性が11.7ポイント増加して64.1%、男性では16.7ポイント増加して62.9%でした。女性の賃金は、男性の74.3%(厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査」より)という調査結果があるように、現実として男女間の賃金格差は存在しており、男女ともに格差是正を強く求めていると言えます。

問11 生活における「仕事」「家庭」「地域活動」「個人の生活(学習・趣味・付き合いなど)」 の優先度についておたずねします。【あてはまる数字すべてに○】

<希望>では「家庭を優先したい」が50.6%と最も多く、次に「個人の生活を優先したい」が25.0%であったのに対して、<現実>では「仕事を優先している」が49.7%で最も多く、「家庭を優先している」は31.9%にとどまっています。

その傾向は、性別関係なく、希望として「家庭を優先」したいが、「仕事を優先」しなければならず、個人の時間もなかなか取れない現実とのギャップがあると推察されます。

問12 「仕事」「家庭」「地域活動」「個人の生活(学習・趣味・付き合いなど)」の調和のとれた生活をするためには、どのような条件整備が必要だと思いますか。 【あてはまる数字すべてにへ】

最も多かった回答は「短時間勤務制度や時間単位の有給休暇等の柔軟な勤務制度の導入」 61.1%、2番目に多かった回答は「育児休業や介護・看護休暇などの制度の充実」52.2%で した。

女性で50.0%と3番目に多かった「男性が、家事、育児、介護などに積極的に取り組む環境づくり」については、男性は34.8%で15.2ポイント低い結果となりました。女性が、男性に家事・育児・介護などに積極的に参加してほしいと考えている一方で、男性は家事・育児・介護などに参加することに消極的であると考えられます。

問13 自治会長や区長、公民館長、PTA会長などの地域の役割について伺います。女性の方は、もしあなたが推薦されたら引き受けますか。男性の方は、妻などの身近な女性が推薦されたとしたら引き受けることに賛成しますか。

【あてはまる数字 1 つに○】

「引き受ける(引き受けることに賛成する)」と回答された男性は56.2%でしたが、女性は17.2%と女性の回答割合がかなり低い結果となりました。

問14 問13で「2 断る(引き受けることに反対する)」と回答した方におたずねします。 その理由は何ですか。もっとも近いものを選んでください。

【あてはまる数字すべてに○】

最も多かった回答は、「家事・育児や介護に支障が出るから」「役職につく知識や経験がないから」でともに44.6%でした。

男女別で見ると、「役職につく知識や経験がないから」では、女性の回答割合が50.7% と最も高く、男性では28.6%と女性より22.1ポイント低くなっています。女性がこれまで 地域に参加する機会が少なく、経験や知識面で制約を受けてきたことなどによるものであ ると推察されます。

「家事・育児や介護に支障が出るから」では、女性45.3%に対し男性42.9%と、男女間でほとんど差が見られませんでした。問5及び問7の調査結果と同様に、女性が家事や育児、介護の中心的役割を果たしており、女性への依存度が高い傾向にあると考えられます。

問15 東日本大震災では災害直後の避難所運営に女性が参加していないことや、日ごろの防災や震災対応に女性の視点がないことなどの問題が指摘されました。災害に備えるため、これからどのようなことが必要だと思いますか。

【あてはまる数字すべてに○】

「備蓄品について女性や介護者、障がい者の視点を入れる」の62.3%が最も多く、次に「日ごろからのコミュニケーション・地域でのつながりを大切にする」の58.9%、「女性も男性も防災活動や訓練に取り組む」で57.9%、「避難所の運営に女性も参画できるようにする」で56.0%となりました。防災活動・防災訓練、避難所運営等で女性や障がい者など様々な視点を取り入れることが必要であり、そのためにも防災活動や防災訓練に積極的に参加することが重要であると言えます。

問16 「ドメスティック・バイオレンス(DV)」について伺います。DVは家族間、とりわけ恋人・配偶者・パートナーからの身体的、精神的、性的な暴力をさすものです。 あなたは、これまでに配偶者やパートナーとの間で、次のようなことをされたことがありますか。【あてはまる数字すべてに○】

DVについて、女性は19.9%、男性は11.0%の方が何らかの暴力を受けた経験があります。 DVの内容ですが、「何を言っても長時間無視された」が6.0%と最も多く、「大声で怒鳴ったり、命令されたりした」が5.7%、「『誰のおかげで生活できているんだ』 『甲斐性なし』などと言われた」が4.2%で『言葉の暴力』が多いという結果となりました。

また、女性では「殴ったり、蹴ったり、突き飛ばされたりした」、「物を投げたり、物で殴られたりした」という『身体的な暴力』の被害を受けたことがある方が9.2%おられることから、今後もDV防止に向けた継続的な取組が必要であると言えます。

問17 問16で「12 何もされていない」以外に〇をつけた方におたずねします。あなたは、問16であげたような経験をしたことを誰かに相談したり、打ち明けたりしましたか。【あてはまる数字1つに〇】

「相談したかったが、相談しなかった」「相談しようと思わなかった」を合わせて60.0%と、誰にも相談しないため、当事者以外の方が気づくことができず、DVが表面化しづらい状況であると推察されます。

また「相談した」と回答された方も、女性の割合が40.5%に対し男性は5.6%で、女性よりも男性の方がDVを受けていることを相談しようと思わない傾向にあります。

問18 <u>問17で「1 相談した」と回答した方</u>におたずねします。あなたが相談した相手 はどなたですか。【あてはまる数字すべてに○】

選ばれた選択肢が、「家族・親族」の81.3%と「友人・知人」の56.3%だけであったことから、"身近な相手"に相談されていることがわかります。

問19 <u>問17で「1 相談した」以外に○をつけた方</u>におたずねします。その理由は次のうちどれですか。【あてはまる数字すべてに○】

最も多かった回答は「相談しても無駄だと思ったから」51.6%、次に「相談するほどのものではないと思ったから」35.5%でした。

女性では、「相談するほどのことではないと思ったから」、「我慢すればこのまま何とか

やっていけると思ったから」と『DVを軽く見る』傾向のある方が71.4%でした。また「恥ずかしくて誰にも言えなかったから」、「人に打ち明けることに抵抗があったから」と『人に知られたくない』と感じている方も61.9%と高い結果となりました。

男性では、「自分にも悪いところがあると思ったから」、「相手の行為は"愛情表現だ"と思ったから」と『DVを正当化している』方が70.0%と高く、「相談しても無駄だと思ったから」、「相談するほどのことではないと思ったから」も30.0%であり、DVに対して正しく理解することの必要性と、深刻な事態となる前に積極的に相談することの重要性を啓発していくことが必要です。

問20 問18、問19に回答したすべての方におたずねします。あなたは、その時どのような助けがあればよいと思いましたか。【あてはまる数字すべてに〇】

「わからない」と回答した方が31.8%と最も多く、特に女性が24.2%に対して男性では54.5%と高くなっています。これまでの啓発活動が、女性に対して重点的に行われてきたため、男性に対する啓発が不十分となり、問17の結果でも相談した男性が少ないことから、男性にDVに対して正しく認識されていないのではないかと推察されます。

具体的な支援策としては、「緊急時の相談体制」27.3%、「身近な人や同じような体験をした人からの助言、援助」27.3%、「カウンセリングや日常的な相談などの精神的援助」25.0%と、更なる相談体制の充実が求められていると考えられます。

問21 セクシュアル・ハラスメントとは、性別に関係なく、性的な言動によって相手を 不快にさせたり、性的な行為を強要したりすることで、人権問題のひとつです。 あなたは、これまでに次のようなことがありましたか。

【あてはまる数字すべてに○】

前回調査と比較して、「特にない」が4.2ポイント減少して65.7%で、特に女性では65.3%から56.1%と9.2ポイント減少していることから、女性に対するセクハラ行為が増加傾向にあります。

内容としては、女性は「性的な冗談を言われたり、質問をされたりした」と回答された 方が22.8%と最も多く、次に「容姿や年齢、身体的特徴について、不快感を覚える形で話 題にされた」と回答された方が18.7%でした。事例は少ないですが、男性も「容姿や年齢、 身体的特徴について、不快感を覚える形で話題にされた」と回答された方が11.1%あり、 男性もセクハラの被害を受けていることが分かります。DV同様、誰でも被害にあう可能 性がある問題と認識することが重要です。

問22 DV、セクシュアル・ハラスメントなどをなくすために何が重要であると思いますか。 【あてはまる数字すべてに〇】

最も多かった回答は、「学校で児童・生徒に対し、男女平等や暴力を防止するための教育を行う」で61.6%、DV及びセクハラ被害者の回答でも62.1%でした。次に「家庭で保護者が子どもに対し、男女平等や暴力を防止するための教育を行う」で51.1%、DV及びセクハラ被害者でも50.8%と、DVやセクハラ防止に向けた取組を強化していく上で、幼少期からの教育の必要性が認識されていると言えます。

また、「被害者のための相談機関や保護施設を整備する」は、全体では前回調査から5.1 ポイント増加し46.3%で、特に女性では前回調査から15.3ポイント増加して50.6%でした。 DV被害者 [問16] 及びセクシャル・ハラスメント被害者 [問21] の回答も、前回調査から7.5 ポイント増加して37.9%だったことから、相談機関や保護施設の整備の必要性が高まっていると推察されます。

問23 あなたは、次の言葉について知っていますか。

【①~⑤までそれぞれあてはまる数字1つに○】

【①男女共同参画社会】については、「内容を知っている」と回答された方は44.6%でした。前々回調査から減少傾向にあり、わかりやすい表現や内容の啓発が必要であると考えられます。

【②ワーク・ライフ・バランス】については、「内容を知っている」と回答された方が42.5%でした。前々回調査から増加傾向にあり、働き方改革が進められている状況において、徐々に浸透してきているのではないかと考えられます。

また、今回新たに調査した【③LGBT】については、「内容を知っている」と回答された方は47.3%でしたが、男女ともに70歳以上の方で「内容を知っている」と回答された方が、ほかの年代と比べかなり低くなっています。【④デートDV】についても「内容を知っている」と回答された方は36.7%でしたが、高齢になるとともに減少しています。

【⑤鳥取県男女共同参画推進企業】については「言葉のみ知っている」と「まったく知らない」を合わせて74.1%と認知度がかなり低く、特に10代から30代の若年層でほとんど内容が知られていないことがわかります。

もっとわかりやすい言葉や表現とするなどの啓発をさらに進め、より身近な言葉として 認識されるようにすることが必要であると言えます。

問24 男女共同参画社会を実現していくため、今後、八頭町はどのようなことに力を入れるとよいと思いますか。【あてはまる数字すべてに〇】

「働く環境の改善」、「病気や緊急時に家事・育児を手助けするサポート事業の充実」、「保育事業の充実」については、前回調査から少し減少しているものの依然選択される方が多くおられます。

その他では、「教育における男女平等教育の推進」が前回調査から5.4ポイント増加して30.4%、また「相談事業(DV、セクシュアル・ハラスメント・離婚など)の充実」では、前回調査から16.0ポイントと大きく増加して29.1%と男女ともに増加傾向にあります。

一方、「女性の行政への参加・参画促進」(女性19.7%、男性32.6%)、「地域における女性のリーダーの養成」(女性14.0%、男性26.7%)、「女性に関する問題についての啓発活動の充実」(女性15.2%、男性27.4%)などでは、男性よりも女性の割合が低くなっており、男女共同参画社会の実現に向けて、地域や社会に対する女性の積極性を高める必要があると言えます。

八頭町男女共同参画に 関するアンケート調査

集計結果



男女平等について

問1 次のような分野で男女の地位は平等になっていると思いますか。 【①~⑧の項目それぞれについて、あてはまる数字1つに〇】

		問	1-(1) =	学校教育	 で	
	優遇されている	平等である	優遇されている	わからない	無記入	合計
全体人数	20	226	5	73	8	332
全体(%)	6. 0	68. 1	1. 5	22. 0	2. 4	100. 0
前回(%)	5. 2	73. 0	1. 7	17. 2	2. 9	
女性人数	11	124	3	42	6	186
女性(%)	5. 9	66. 7	1. 6	22. 6	3. 2	100. 0
前回(%)	3. 7	72. 5	0. 0	20. 2	3. 7	
男性人数	9	102	2	31	2	146
男性(%)	6. 2	69. 9	1. 4	21. 2	1. 4	100. 0
前回(%)	7. 7	73. 8	4. 6	12. 3	1. 5	
女性 18·19歳	0	6	0	0	0	6
20代	1	14	0	2	0	17
30代	1	13	0	6	0	20
40 代	6	28	2	5	0	41
50代	1	27	1	11	0	40
60代	1	28	0	9	5	43
70 歳以上	1	8	0	9	1	19
男性 18・19歳	0	1	0	0	0	1
20代	0	11	0	5	1	17
30代	2	5	0	7	0	14
40代	0	15	0	0	0	15
50代	1	20	1	6	0	28
60代	3	29	1	7	1	41
70 歳以上	3	21	0	6	0	30

Г						
		問 1-	(2) あ	なたの職	場場で	•
	優遇されている男性のほうが	平等である	優遇されている女性のほうが	わからない	無記入	合計
全体人数	71	141	17	55	48	332
全体(%)	21. 4	42. 5	5. 1	16. 6	14. 5	100. 0
前回(%)	21. 3	44. 3	2. 9	20. 1	11. 5	
女性人数	40	75	7	35	29	186
女性(%)	21. 5	40. 3	3. 8	18. 8	15. 6	100. 0
前回(%)	22. 0	45. 9	0. 0	19. 3	12. 8	
男性人数	31	66	10	20	19	146
男性(%)	21. 2	45. 2	6. 8	13. 7	13. 0	100. 0
前回(%)	20. 0	41. 5	7. 7	21. 5	9. 2	
女性 18·19歳	0	4	0	2	0	6
20代	1	9	0	5	2	17
30代	5	9	3	2	1	20
40 代	17	18	2	4	0	41
50代	9	18	2	8	3	40
60代	7	16	0	6	14	43
70 歳以上	1	1	0	8	9	19
男性 18・19歳	0	1	0	0	0	1
20代	0	11	0	5	1	17
30代	2	5	3	4	0	14
40 代	4	8	1	1	1	15
50代	6	16	3	2	1	28
60代	13	17	3	3	5	41
70 歳以上	6	8	0	5	11	30

		問1	-③ あ	なたの家	庭で	
	優遇されている男性のほうが	平等である	優遇されている女性のほうが	わからない	無記入	合計
全体人数	96	185	8	33	10	332
全体(%)	28. 9	55. 7	2. 4	9. 9	3. 0	100.0
前回(%)	30. 5	51. 1	7. 5	6. 3	4. 6	
女性人数	66	93	1	20	6	186
女性(%)	35. 5	50. 0	0. 5	10.8	3. 2	100.0
前回(%)	35. 8	46. 8	5. 5	6. 4	5. 5	
男性人数	30	92	7	13	4	146
男性(%)	20. 5	63. 0	4. 8	8. 9	2. 7	100. 0
前回(%)	21. 5	58. 5	10. 8	6. 2	3. 1	
女性 18・19歳	0	5	0	1	0	6
20代	4	12	0	1	0	17
30代	8	12	0	0	0	20
40 代	17	19	1	4	0	41
50代	18	13	0	8	1	40
60代	14	20	0	5	4	43
70 歳以上	5	12	0	1	1	19
男性 18・19歳	1	0	0	0	0	1
20代	2	13	0	1	1	17
30代	3	5	3	3	0	14
40 代	2	13	0	0	0	15
50代	8	16	2	1	1	28
60代	10	23	2	4	2	41
70 歳以上	4	22	0	4	0	30

		問 1-④	あなた	の町内会	や地域で	ē .
	優遇されている	平等である	優遇されている	わからない	無記入	合計
全体人数	116	105	15	87	9	332
全体(%)	34. 9	31. 6	4. 5	26. 2	2. 7	100. 0
前回(%)	36. 2	29. 3	1. 7	27. 0	5. 7	
女性人数	63	51	5	61	6	186
女性(%)	33. 9	27. 4	2. 7	32. 8	3. 2	100. 0
前回(%)	33. 0	24. 8	1. 8	33. 0	7. 3	
男性人数	53	54	10	26	3	146
男性(%)	36. 3	37. 0	6. 8	17. 8	2. 1	100. 0
前回(%)	41. 5	36. 9	1. 5	16. 9	3. 1	
女性 18·19歳	0	4	0	2	0	6
20代	5	3	0	9	0	17
30代	5	5	0	10	0	20
40 代	14	15	1	11	0	41
50代	17	9	1	13	0	40
60代	13	11	2	12	5	43
70 歳以上	9	4	1	4	1	19
男性 18・19歳	0	0	0	1	0	1
20代	2	6	0	8	1	17
30代	7	3	0	4	0	14
40 代	4	7	2	2	0	15
50代	6	12	4	6	0	28
60代	23	12	3	2	1	41
70 歳以上	11	14	1	3	1	30

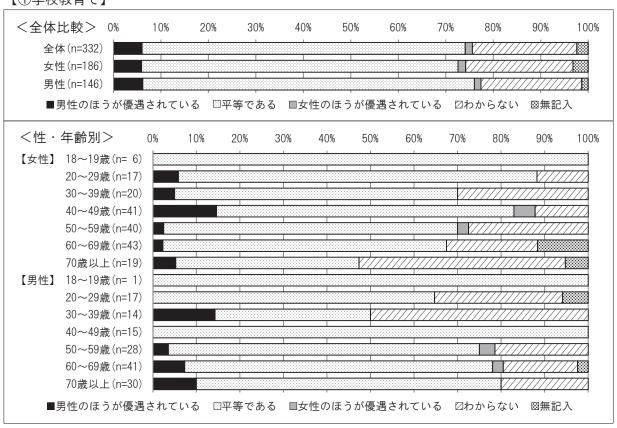
	問 1-(〕 政治	や行政の	施策・力	計針決定	の場で
	優遇されている男性のほうが	平等である	優遇されている女性のほうが	わからない	無記入	合計
全体人数	155	69	6	92	10	332
全体(%)	46. 7	20. 8	1. 8	27. 7	3. 0	100. 0
前回(%)	51. 1	21. 8	0. 0	22. 4	4. 6	
女性人数	89	34	0	56	7	186
女性(%)	47. 8	18. 3	0. 0	30. 1	3. 8	100. 0
前回(%)	53. 2	17. 4	0. 0	23. 9	5. 5	
男性人数	66	35	6	36	3	146
男性(%)	45. 2	24. 0	4. 1	24. 7	2. 1	100. 0
前回(%)	47. 7	29. 2	0. 0	20. 0	3. 1	
女性 18・19歳	0	4	0	2	0	6
20代	5	4	0	8	0	17
30代	9	1	0	10	0	20
40 代	19	12	0	10	0	41
50代	28	4	0	8	0	40
60代	17	6	0	14	6	43
70 歳以上	11	3	0	4	1	19
男性 18・19歳	0	0	0	1	0	1
20代	6	3	1	6	1	17
30代	4	4	1	5	0	14
40代	8	4	0	3	0	15
50代	13	6	2	7	0	28
60代	22	9	1	8	1	41
70 歳以上	13	9	1	6	1	30

		問 1-	6 法律	や制度の	り上で	
	優遇されている男性のほうが	平等である	優遇されている女性のほうが	わからない	無 記 入	合計
全体人数	118	109	9	88	8	332
全体(%)	35. 5	32. 8	2. 7	26. 5	2. 4	100.0
前回(%)	30. 5	40. 8	3. 4	19. 5	5. 7	
女性人数	77	40	5	58	6	186
女性(%)	41. 4	21. 5	2. 7	31. 2	3. 2	100. 0
前回(%)	33. 9	33. 0	0. 0	25. 7	7. 3	
男性人数	41	69	4	30	2	146
男性(%)	28. 1	47. 3	2. 7	20. 5	1. 4	100. 0
前回(%)	24. 6	53. 8	9. 2	9. 2	3. 1	
女性 18・19歳	0	4	0	2	0	6
20代	3	5	1	8	0	17
30代	8	1	0	11	0	20
40 代	19	11	2	9	0	41
50代	23	9	1	7	0	40
60 代	14	7	1	16	5	43
70 歳以上	10	3	0	5	1	19
男性 18・19歳	0	0	0	1	0	1
20代	3	5	1	7	1	17
30代	3	6	2	3	0	14
40 代	7	8	0	0	0	15
50代	4	18	0	6	0	28
60代	13	20	0	7	1	41
70 歳以上	11	12	1	6	0	30

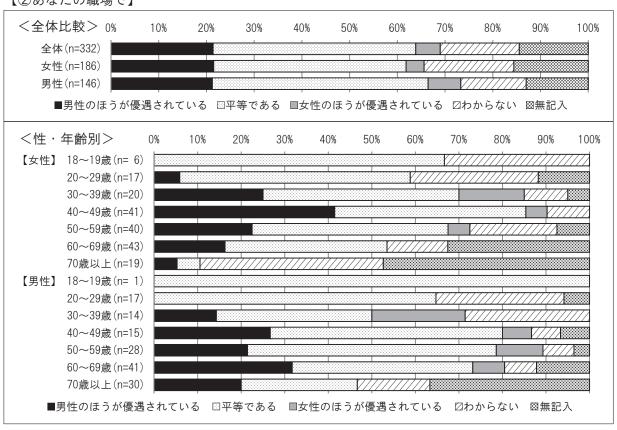
	問 1-	⑦ 社会	è通念・}	習慣やし	きたりな	こどで
	優遇されている	平等である	優遇され ている	わからない	無記入	一計
全体人数	238	37	4	47	6	332
全体(%)	71. 7	11. 1	1. 2	14. 2	1. 8	100. 0
前回(%)	69. 5	10. 3	2. 3	13. 8	4. 0	
女性人数	132	20	1	29	4	186
女性(%)	71. 0	10. 8	0. 5	15. 6	2. 2	100. 0
前回(%)	71. 6	5. 5	0. 9	16. 5	5. 5	
男性人数	106	17	3	18	2	146
男性(%)	72. 6	11. 6	2. 1	12. 3	1. 4	100. 0
前回(%)	66. 2	18. 5	4. 6	9. 2	1. 5	
女性 18·19歳	1	4	0	1	0	6
20代	8	1	0	8	0	17
30代	13	2	0	5	0	20
40 代	33	5	0	3	0	41
50代	34	2	1	3	0	40
60代	31	3	0	6	3	43
70 歳以上	12	3	0	3	1	19
男性 18·19歳	1	0	0	0	0	1
20代	9	3	0	4	1	17
30代	10	2	0	2	0	14
40 代	11	3	0	1	0	15
50代	20	4	1	3	0	28
60代	33	2	1	4	1	41
70 歳以上	22	3	1	4	0	30

		問 1	-⑧ 社:	会全体と	して	
	優遇されている男性のほうが	平等である	優遇され ている	わからない	無記入	合計
全体人数	201	52	14	56	9	332
全体(%)	60. 5	15. 7	4. 2	16. 9	2. 7	100. 0
前回(%)	55. 7	20. 1	3. 4	15. 5	5. 2	
女性人数	115	25	5	35	6	186
女性(%)	61. 8	13. 4	2. 7	18. 8	3. 2	100. 0
前回(%)	60. 6	14. 7	0. 9	18. 3	5. 5	
男性人数	86	27	9	21	3	146
男性(%)	58. 9	18. 5	6. 2	14. 4	2. 1	100. 0
前回(%)	47. 7	29. 2	7. 7	10. 8	4. 6	
女性 18・19歳	1	4	0	1	0	6
20代	8	1	1	7	0	17
30代	13	1	1	5	0	20
40 代	28	7	1	5	0	41
50代	26	5	0	9	0	40
60代	29	6	1	3	4	43
70 歳以上	10	1	1	5	2	19
男性 18・19歳	1	0	0	0	0	1
20代	6	4	1	5	1	17
30代	9	1	1	2	1	14
40代	7	5	1	2	0	15
50代	15	6	3	4	0	28
60代	30	4	1	5	1	41
70 歳以上	18	7	2	3	0	30

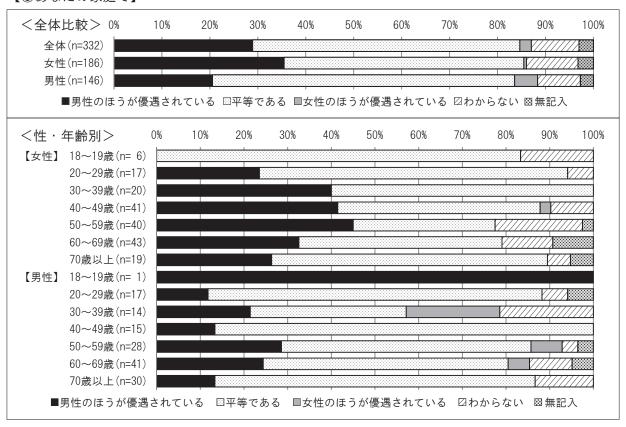
【①学校教育で】



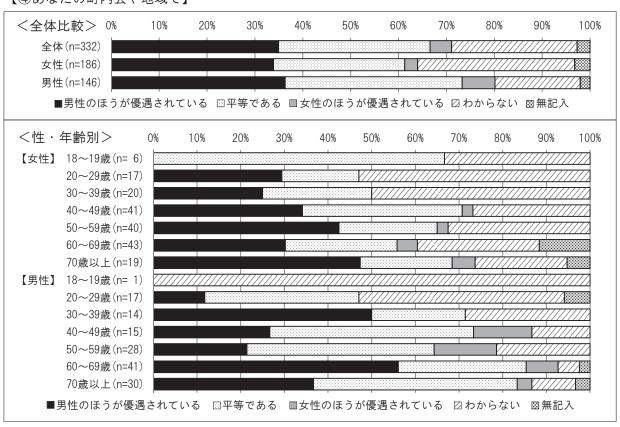
【②あなたの職場で】



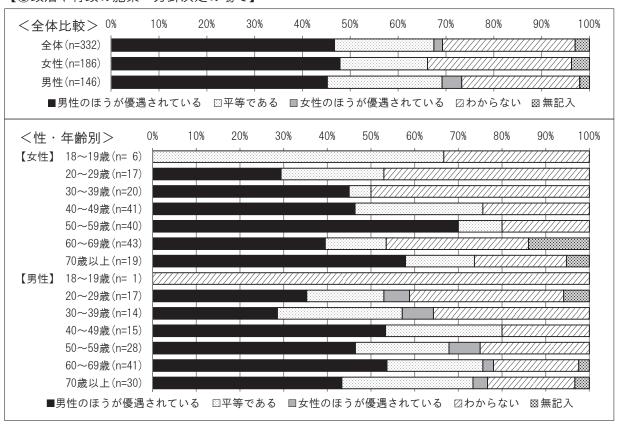
【③あなたの家庭で】



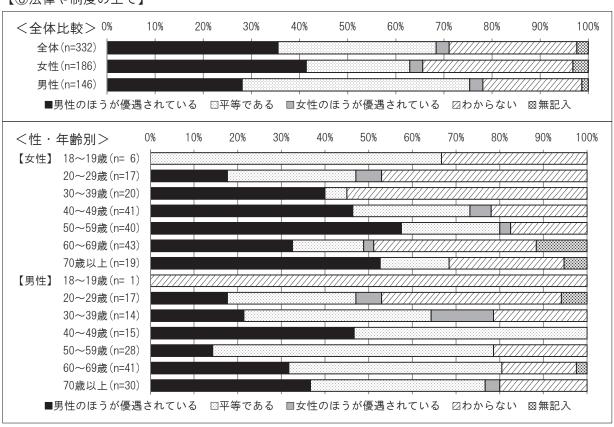
【④あなたの町内会や地域で】



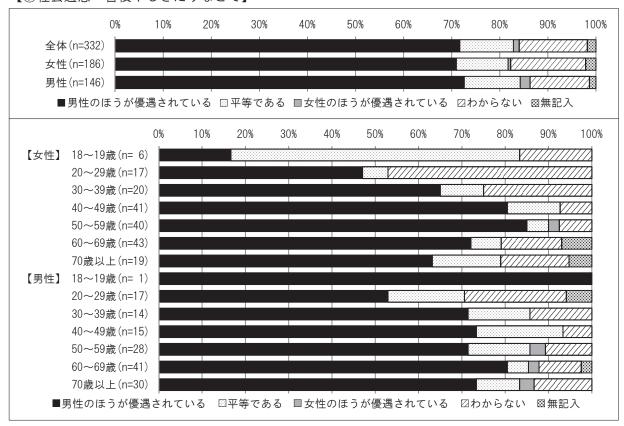
【⑤政治や行政の施策・方針決定の場で】



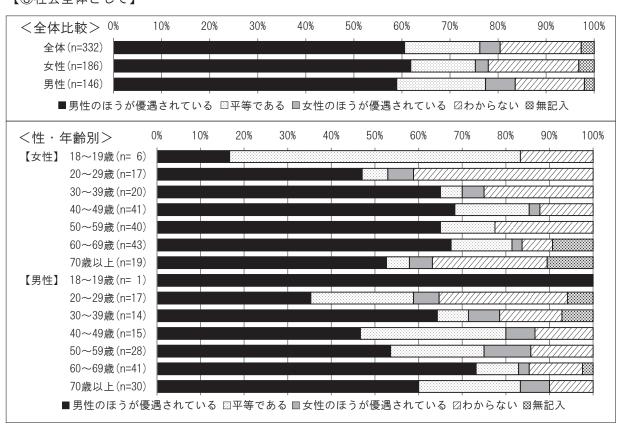
【⑥法律や制度の上で】



【⑦社会通念・習慣やしきたりなどで】

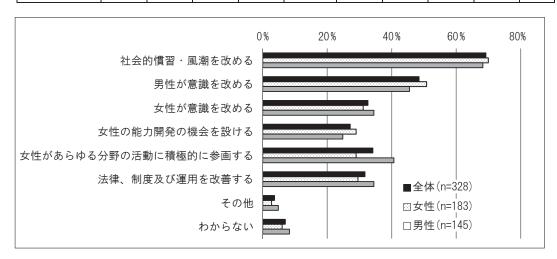


【⑧社会全体として】



問2 男女が社会のあらゆる分野においてもっと平等になるために、重要だと思われるものは何ですか。【あてはまる数字すべてに〇】

	風潮を改める	男性が意識を	女性が意識を	機会を設ける機会を設けるの能力開発の	積極的に参画する 分野の活動に	運用を改善する	その他	わからない	無記入	n
全体人数	227	159	107	89	112	104	12	23	4	328
全体(%)	69. 2	48. 5	32. 6	27. 1	34. 1	31. 7	3. 7	7. 0	1. 2	
女性人数	128	93	57	53	53	54	5	11	3	183
女性(%)	69. 9	50. 8	31. 1	29. 0	29. 0	29. 5	2. 7	6. 0	1. 6	
男性人数	99	66	50	36	59	50	7	12	1	145
男性(%)	68. 3	45. 5	34. 5	24. 8	40. 7	34. 5	4. 8	8. 3	0. 7	
女性 18・19歳	5	1	1	1	1	2	0	0	0	6
20代	11	3	2	2	2	6	1	2	0	17
30代	12	5	5	4	6	13	0	1	0	20
40 代	31	25	11	15	10	12	1	2	0	41
50 代	28	27	11	13	16	8	2	3	0	40
60 代	28	23	17	14	10	9	1	3	2	41
70 歳以上	13	9	10	4	8	4	0	0	1	18
男性 18・19歳	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
20 代	10	8	3	2	2	7	2	2	1	16
30代	10	7	3	3	1	4	0	2	0	14
40 代	9	7	4	6	8	7	2	0	0	15
50 代	20	14	8	6	10	11	3	2	0	28
60 代	28	18	14	10	19	13	0	3	0	41
70 歳以上	21	12	18	9	19	8	0	3	0	30



「その他」意見

男女のくべつをなくすること。

単に「どちらかが優遇されている」で片付けられる問題でない。それぞれの役割もあるので、平等のくくりも難しい。

各々の個々の立場で、考えることが重要。

幼い時からの人権教育の推進が重要である。

政治家をふやす。

できる人が率先して実行。

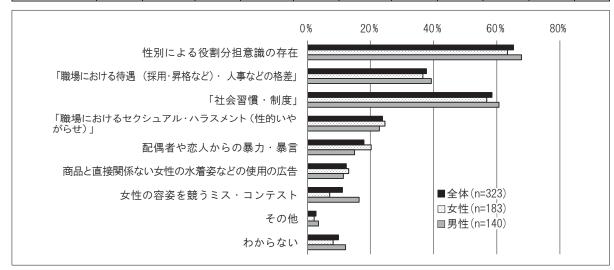
時間の経過、高齢者の意識を高める。

子供がいる母親も働きやすい社会づくり。父親の職場でも休みやすく。

男女の違い、自分の得意なことの理解を結びつけ、平等について考える教育を取り入れる。

問3 女性の人権が尊重されていないと感じるのは、どのようなことについてでしょうか。 【あてはまる数字すべてに〇】

	役割分担意識の存在	人事などの格差 (採用・昇格など) 職場における待遇	社会習慣・制度	(性的いやがらせ) からせのおけるセクシュ	配偶者や恋人からの	女性の水着姿などの 女性の水着姿などの	ミス・コンテスト女性の容姿を競う	その他	わからない	無記入	n
全体人数	211	122	189	77	58	40	36	9	32	9	323
全体(%)	65. 3	37. 8	58. 5	23. 8	18. 0	12. 4	11. 1	2. 8	9. 9	2. 7	
前回(%)	52. 4	39. 4	55. 9	21. 8	20. 0	8. 8	8. 2	1. 8	11. 2	2. 3	
女性人数	116	67	104	45	37	24	13	4	15	3	183
女性(%)	63. 4	36. 6	56. 8	24. 6	20. 2	13. 1	7. 1	2. 2	8. 2	1. 6	
前回(%)	54. 7	39. 6	56. 6	20. 8	18. 9	10. 4	8. 5	1. 9	10. 4	2. 8	
男性人数	95	55	85	32	21	16	23	5	17	6	140
男性(%)	67. 9	39. 3	60. 7	22. 9	15. 0	11. 4	16. 4	3. 6	12. 1	4. 1	
前回(%)	48. 4	39. 1	40. 0	23. 4	21. 9	6. 3	7. 8	1. 6	12. 5	1. 6	
女性 18·19歳	3	1	3	3	4	2	0	0	1	0	6
20代	9	5	8	4	3	0	0	0	3	0	17
30代	13	9	9	5	2	4	0	1	2	0	20
40 代	31	16	25	11	8	8	6	2	2	0	41
50代	25	16	27	10	5	5	3	0	3	0	40
60 代	27	12	25	5	9	4	2	0	2	2	41
70 歳以上	8	8	7	7	6	1	2	1	2	1	18
男性 18・19歳	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
20代	11	4	8	2	2	3	2	0	1	2	15
30代	8	7	4	5	1	1	2	0	3	1	13
40 代	8	5	10	4	2	1	0	1	1	1	14
50 代	19	9	14	9	6	2	5	2	2	0	28
60 代	27	14	25	4	4	4	6	1	6	1	40
70 歳以上	22	16	24	8	6	5	8	1	3	1	29



「その他」意見

女性がいやなこと。

男女平等の高い意識を男女共に強く持つ。

CA、企業の受付の採用項目、女性の制服やメガネの着用規制。

何処までなれば平等なの?

「女医」等の日本語。

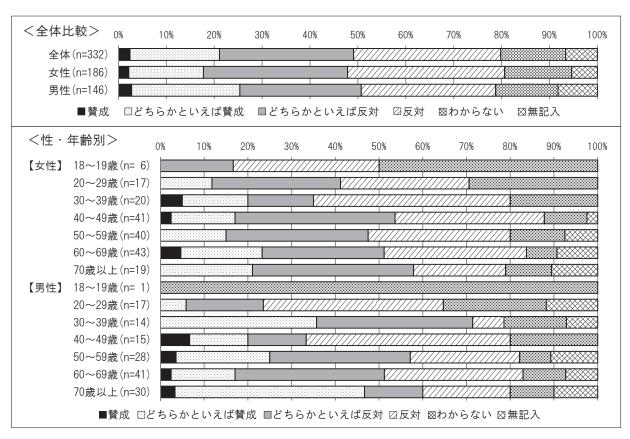
家庭で、嫁を家政婦のようにしか考えていない(特に義父)

夫婦別姓できない部分。

家庭生活について

問4 「男性は外で働き、女性は家庭を守る」という考え方について、あなたはどう思いますか。【あてはまる数字1つに〇】

	賛成	どちらかといえば	どちらかといえば	反 対	わからない	無記入	但計
全体人数	8	62	93	102	45	22	332
全体(%)	2. 4	18. 7	28. 0	30. 7	13. 6	6. 6	100. 0
前回(%)	2. 3	25. 3	29. 3	27. 6	13. 2	2. 3	
女性人数	4	29	56	61	26	10	186
女性(%)	2. 2	15. 6	30. 1	32. 8	14. 0	5. 4	100. 0
前回(%)	2. 8	22. 9	33. 0	24. 8	13. 8	2. 8	
男性人数	4	33	37	41	19	12	146
男性(%)	2. 7	22. 6	25. 3	28. 1	13. 0	8. 2	100. 0
前回(%)	1. 5	29. 2	23. 1	32. 3	12. 3	1. 5	
女性 18・19歳	0	0	1	2	3	0	6
20代	0	2	5	5	5	0	17
30代	1	3	3	9	4	0	20
40 代	1	6	15	14	4	1	41
50 代	0	6	13	13	5	3	40
60代	2	8	12	14	3	4	43
70 歳以上	0	4	7	4	2	2	19
男性 18・19歳	0	0	0	0	1	0	1
20代	0	1	3	7	4	2	17
30代	0	5	5	1	2	1	14
40 代	1	2	2	7	3	0	15
50代	1	6	9	7	2	3	28
60代	1	6	14	13	4	3	41
70 歳以上	1	13	4	6	3	3	30



問5 単身世帯以外の方におたずねします。次のような家庭の仕事は、どなたが担当されていますか。【①~①の項目のそれぞれについて、あてはまる数字1つに〇】

				問 5-(1	食事の	したく			
	夫又は男性	夫又は男性どちらかといえば	夫婦が同じ程度	妻又は女性どちらかといえば	妻又は女性	家族全体	活動がない	無記入	合計
全体人数	4	3	12	63	194	5	1	35	317
全体(%)	1. 3	0. 9	3. 8	19. 9	61. 2	1. 6	0. 3	11. 0	100. 0
女性人数	0	2	5	27	129	3	0	12	178
女性(%)	0. 0	1. 1	2. 8	15. 2	72. 5	1. 7	0. 0	6. 7	100. 0
男性人数	4	1	7	36	65	2	1	23	139
男性(%)	2. 9	0. 7	5. 0	25. 9	46. 8	1. 4	0. 7	16. 5	100. 0
女性 18・19 歳	0	0	1	2	3	0	0	0	6
20 代	0	0	1	0	9	0	0	2	12
30代	0	0	1	1	17	0	0	0	19
40 代	0	2	1	6	28	1	0	3	41
50 代	0	0	0	8	26	0	0	6	40
60 代	0	0	1	8	31	1	0	0	41
70 歳以上	0	0	0	2	15	1	0	1	19
男性 18・19 歳	0	0	0	0	1	0	0	0	1
20 代	0	1	0	5	5	0	0	3	14
30代	0	0	1	2	8	0	0	2	13
40 代	2	0	3	2	8	0	0	0	15
50 代	1	0	0	3	13	2	0	7	26
60 代	0	0	3	13	18	0	0	6	40
70 歳以上	1	0	0	11	12	0	1	5	30

				問 5-0	② 食事の	片づけ					
	夫又は男性	ば夫又は男性どちらかといえ	夫婦が同じ程度	妻又は女性どちらかといえば	妻又は女性	家族全体	活動がない	無記入	合計		
全体人数	10	9	28	73	143	18	1	35	317		
全体(%)	3. 2	2. 8	8. 8	23. 0	45. 1	5. 7	0. 3	11. 0	100. 0		
女性人数	3	3	11	37	104	8	0	12	178		
女性(%)	1. 7	1. 7	6. 2	20. 8	58. 4	4. 5	0. 0	6. 7	100. 0		
男性人数	7	6	17	36	39	10	1	23	139		
男性(%)	5. 0	4. 3	12. 2	25. 9	28. 1	7. 2	0. 7	16. 5	100. 0		
女性 18·19歳	0	0	2	2	1	1	0	0	6		
20 代	1	1	1	2	5	0	0	2	12		
30 代	0	0	2	3	14	0	0	0	19		
40 代	2	0	2	11	21	2	0	3	41		
50 代	0	0	1	6	27	0	0	6	40		
60 代	0	2	3	7	26	3	0	0	41		
70 歳以上	0	0	0	6	10	2	0	1	19		
男性 18・19歳	0	0	0	0	1	0	0	0	1		
20 代	2	1	1	3	3	1	0	3	14		
30 代	0	1	2	2	6	0	0	2	13		
40 代	2	1	1	5	4	2	0	0	15		
50 代	2	0	1	5	9	2	0	7	26		
60 代	0	1	9	11	9	4	0	6	40		
70 歳以上	1	2	3	10	7	1	1	5	30		

				問 5	-3 ゴミ	出し			
	夫又は男性ほとんど	夫又は男性どちらかといえば	夫婦が同じ程度	妻又は女性どちらかといえば	妻又は女性	家族全体	活動がない	無記入	合計
全体人数	47	46	38	29	104	17	1	35	317
全体(%)	14. 8	14. 5	12. 0	9. 1	32. 8	5. 4	0. 3	11. 0	100. 0
女性人数	23	26	18	19	71	9	0	12	178
女性(%)	12. 9	14. 6	10. 1	10. 7	39. 9	5. 1	0. 0	6. 7	100. 0
男性人数	24	20	20	10	33	8	1	23	139
男性(%)	17. 3	14. 4	14. 4	7. 2	23. 7	5. 8	0. 7	16. 5	100. 0
女性 18・19歳	0	1	0	2	2	1	0	0	6
20 代	2	1	1	0	5	1	0	2	12
30代	3	1	3	2	8	2	0	0	19
40 代	7	6	6	5	10	4	0	3	41
50 代	5	4	1	3	21	0	0	6	40
60 代	6	8	4	6	17	0	0	0	41
70 歳以上	0	5	3	1	8	1	0	1	19
男性 18・19歳	0	0	0	0	1	0	0	0	1
20 代	2	2	2	1	3	1	0	3	14
30 代	1	1	5	0	3	1	0	2	13
40 代	6	1	1	2	4	1	0	0	15
50 代	4	1	5	0	7	2	0	7	26
60 代	6	8	5	4	9	2	0	6	40
70 歳以上	5	7	2	3	6	1	1	5	30

	1			BE] 5-④ 洗	:濯			
		ı		Ä] 5-49 次	淮			
	夫又は男性	夫又は男性どちらかといえば	夫婦が同じ程度	妻又は女性どちらかといえば	妻又は女性	家族全体	該当する世話や	無記入	合計
全体人数	5	7	23	56	184	6	1	35	317
全体(%)	1. 6	2. 2	7. 3	17. 7	58. 0	1. 9	0. 3	11. 0	100. 0
女性人数	1	4	12	27	119	3	0	12	178
女性(%)	0. 6	2. 2	6. 7	15. 2	66. 9	1. 7	0. 0	6. 7	100. 0
男性人数	4	3	11	29	65	3	1	23	139
男性(%)	2. 9	2. 2	7. 9	20. 9	46. 8	2. 2	0. 7	16. 5	100. 0
女性 18·19歳	0	0	1	2	3	0	0	0	6
20 代	0	0	4	1	5	0	0	2	12
30代	0	0	0	3	15	1	0	0	19
40 代	1	2	5	5	24	1	0	3	41
50 代	0	0	0	4	30	0	0	6	40
60 代	0	2	1	9	29	0	0	0	41
70 歳以上	0	0	1	3	13	1	0	1	19
男性 18・19歳	0	0	0	0	1	0	0	0	1
20 代	0	2	1	1	7	0	0	3	14
30 代	0	0	0	3	8	0	0	2	13
40 代	1	0	5	3	6	0	0	0	15
50 代	1	0	1	3	13	1	0	7	26
60 代	1	1	3	10	17	2	0	6	40
70 歳以上	1	0	1	9	13	0	1	5	30

				問	5-⑤ 掃	除			
	夫又は男性	夫又は男性どちらかといえば	夫婦が同じ程度	妻又は女性どちらかといえば	妻又は女性ほとんど	家族全体	活動がない	無記入	合計
全体人数	4	5	49	58	141	22	2	36	317
全体(%)	1. 3	1. 6	15. 5	18. 3	44. 5	6. 9	0. 6	11. 4	100. 0
女性人数	1	3	22	31	96	13	0	12	178
女性(%)	0. 6	1. 7	12. 4	17. 4	53. 9	7. 3	0. 0	6. 7	100. 0
男性人数	3	2	27	27	45	9	2	24	139
男性(%)	2. 2	1. 4	19. 4	19. 4	32. 4	6. 5	1. 4	17. 3	100. 0
女性 18・19歳	0	0	1	2	2	1	0	0	6
20代	0	0	3	1	4	2	0	2	12
30代	0	1	2	3	13	0	0	0	19
40 代	1	0	4	10	19	4	0	3	41
50代	0	1	2	4	26	1	0	6	40
60代	0	0	6	9	23	3	0	0	41
70 歳以上	0	1	4	2	9	2	0	1	19
男性 18・19 歳	0	0	0	0	1	0	0	0	1
20 代	0	1	3	2	3	1	1	3	14
30 代	0	0	2	2	6	1	0	2	13
40 代	1	1	4	5	4	0	0	0	15
50代	1	0	3	3	9	3	0	7	26
60代	0	0	12	6	14	2	0	6	40
70 歳以上	1	0	3	9	8	2	1	6	30

				問 5-0	 日営σ 	買い物			
	夫又は男性	夫又は男性 どちらかと いえば	夫婦が同じ程度	妻又は女性	妻又は女性	家族全体	活動がない	無記入	合計
全体人数	3	7	55	63	137	15	1	36	317
全体(%)	0. 9	2. 2	17. 4	19. 9	43. 2	4. 7	0. 3	11. 4	100. 0
女性人数	1	0	22	39	96	8	0	12	178
女性(%)	0. 6	0. 0	12. 4	21. 9	53. 9	4. 5	0. 0	6. 7	100. 0
男性人数	2	7	33	24	41	7	1	24	139
男性(%)	1. 4	5. 0	23. 7	17. 3	29. 5	5. 0	0. 7	17. 3	100. 0
女性 18・19歳	0	0	1	2	2	1	0	0	6
20 代	0	0	0	4	5	1	0	2	12
30 代	0	0	5	4	9	1	0	0	19
40 代	1	0	3	9	25	0	0	3	41
50 代	0	0	1	7	25	1	0	6	40
60 代	0	0	9	10	20	2	0	0	41
70 歳以上	0	0	3	3	10	2	0	1	19
男性 18・19歳	0	0	0	0	1	0	0	0	1
20 代	0	1	2	4	3	1	0	3	14
30 代	0	0	2	1	7	1	0	2	13
40 代	0	2	4	6	3	0	0	0	15
50 代	1	0	5	2	8	3	0	7	26
60 代	0	1	10	9	13	1	0	6	40
70 歳以上	1	3	10	2	6	1	1	6	30

				問 5-⑦	小さい子	どもの世話	舌		
	夫又は男性	夫又は男性 とちらかといえば	夫婦が同じ程度	麦又は女性どちらかといえば	妻又は女性	家族全体	活動がない	無記入	仙計
全体人数	1	1	40	37	58	14	104	62	317
全体(%)	0. 3	0. 3	12. 6	11. 7	18. 3	4. 4	32. 8	19. 6	100. 0
女性人数	0	0	18	22	37	9	66	26	178
女性(%)	0. 0	0. 0	10. 1	12. 4	20. 8	5. 1	37. 1	14. 6	100. 0
男性人数	1	1	22	15	21	5	38	36	139
男性(%)	0. 7	0. 7	15. 8	10. 8	15. 1	3. 6	27. 3	25. 9	100. 0
女性 18・19歳	0	0	1	1	1	0	3	0	6
20 代	0	0	4	1	1	1	3	2	12
30代	0	0	1	3	6	3	6	0	19
40 代	0	0	6	10	11	0	11	3	41
50 代	0	0	0	2	11	1	18	8	40
60 代	0	0	4	3	4	3	16	11	41
70 歳以上	0	0	2	2	3	1	9	2	19
男性 18・19歳	0	0	0	0	0	0	1	0	1
20 代	0	1	3	0	1	0	6	3	14
30 代	0	0	4	0	4	0	3	2	13
40 代	1	0	4	6	2	0	2	0	15
50 代	0	0	1	3	2	1	10	9	26
60 代	0	0	7	4	8	2	7	12	40
70 歳以上	0	0	3	2	4	2	9	10	30

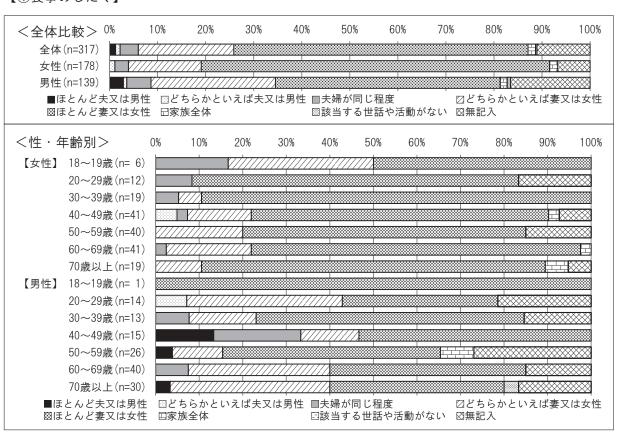
	問 5-⑧ 保育所・保育園への送迎									
	夫又は男性ほとんど	夫又は男性どちらかといえば	夫婦が同じ程度	妻又は女性どちらかといえば	妻又は女性ほとんど	家族全体	活動がない	無記入	合計	
全体人数	6	10	20	18	47	12	133	71	317	
全体(%)	1. 9	3. 2	6. 3	5. 7	14. 8	3. 8	42. 0	22. 4	100. 0	
女性人数	1	3	9	10	35	6	82	32	178	
女性(%)	0. 6	1. 7	5. 1	5. 6	19. 7	3. 4	46. 1	18. 0	100. 0	
男性人数	5	7	11	8	12	6	51	39	139	
男性(%)	3. 6	5. 0	7. 9	5. 8	8. 6	4. 3	36. 7	28. 1	100. 0	
女性 18・19歳	0	0	0	1	1	0	4	0	6	
20 代	1	0	0	0	1	0	6	4	12	
30代	0	0	2	0	8	1	8	0	19	
40 代	0	0	4	5	10	2	17	3	41	
50 代	0	1	1	1	9	0	19	9	40	
60 代	0	1	2	3	2	3	18	12	41	
70 歳以上	0	1	0	0	4	0	10	4	19	
男性 18・19歳	0	0	0	0	0	0	1	0	1	
20代	1	1	1	1	0	0	7	3	14	
30代	1	1	2	1	3	0	3	2	13	
40代	2	2	2	0	1	2	5	1	15	
50代	0	0	2	0	3	1	11	9	26	
60代	0	0	2	4	5	2	14	13	40	
70 歳以上	1	3	2	2	0	1	10	11	30	

	問 5-⑨ 介護の必要な高齢者・病人の世話								
	夫又は男性	夫又は男性どちらかといえば	夫婦が同じ程度	妻又は女性どちらかといえば	妻又は女性ほとんど	家族全体	活動がない	無記入	合計
全体人数	1	10	19	25	44	11	140	67	317
全体(%)	0. 3	3. 2	6. 0	7. 9	13. 9	3. 5	44. 2	21. 1	100. 0
女性人数	0	2	9	15	35	2	87	28	178
女性(%)	0. 0	1. 1	5. 1	8. 4	19. 7	1. 1	48. 9	15. 7	100. 0
男性人数	1	8	10	10	9	9	53	39	139
男性(%)	0. 7	5. 8	7. 2	7. 2	6. 5	6. 5	38. 1	28. 1	100. 0
女性 18・19歳	0	0	0	1	1	0	4	0	6
20代	0	0	0	2	0	1	7	2	12
30代	0	0	0	0	3	0	14	2	19
40 代	0	0	3	4	9	1	21	3	41
50代	0	1	2	4	12	0	14	7	40
60 代	0	1	3	3	6	0	18	10	41
70 歳以上	0	0	1	1	4	0	9	4	19
男性 18・19 歳	0	0	0	0	0	0	1	0	1
20代	1	1	0	1	1	1	6	3	14
30 代	0	0	1	0	2	0	8	2	13
40 代	0	1	3	0	0	1	9	1	15
50 代	0	1	2	3	2	3	6	9	26
60 代	0	2	2	3	3	2	15	13	40
70 歳以上	0	3	2	3	1	2	8	11	30

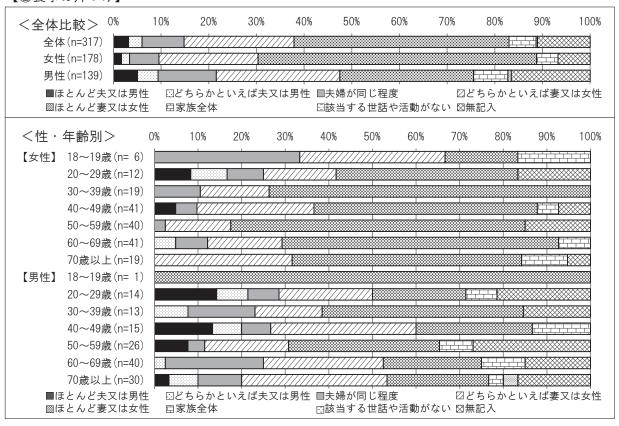
	問 5-⑩ 地域の活動、自治会・町内会								
	夫又は男性ほとんど	夫又は男性どちらかといえば	夫婦が同じ程度	妻又は女性といえば	妻又は女性	家族全体	活動がない	無記入	包計
全体人数	70	102	42	12	27	13	10	41	317
全体(%)	22. 1	32. 2	13. 2	3. 8	8. 5	4. 1	3. 2	12. 9	100. 0
女性人数	33	58	30	9	23	7	5	13	178
女性(%)	18. 5	32. 6	16. 9	5. 1	12. 9	3. 9	2. 8	7. 3	100.0
男性人数	37	44	12	3	4	6	5	28	139
男性(%)	26. 6	31. 7	8. 6	2. 2	2. 9	4. 3	3. 6	20. 1	100. 0
女性 18・19歳	1	3	1	1	0	0	0	0	6
20代	2	3	2	1	1	0	1	2	12
30代	5	6	2	0	4	0	2	0	19
40 代	9	13	6	4	5	1	0	3	41
50代	3	14	5	2	8	1	1	6	40
60代	10	16	8	0	1	4	1	1	41
70 歳以上	3	3	6	1	4	1	0	1	19
男性 18・19歳	0	0	0	0	1	0	0	0	1
20代	2	5	0	1	0	0	3	3	14
30代	3	2	3	0	2	1	0	2	13
40 代	6	6	0	0	0	2	0	1	15
50代	12	4	2	1	0	0	0	7	26
60代	10	14	4	0	1	3	1	7	40
70 歳以上	4	13	3	1	0	0	1	8	30

	問 5-⑪ 子どもの学校の活動・行事								
	夫又は男性	夫又は男性 どちらかといえば	夫婦が同じ程度	妻又は女性どちらかといえば	妻又は女性	家族全体	該当する世話や	無記入	合計
全体人数	3	7	41	38	46	4	110	68	317
全体(%)	0. 9	2. 2	12. 9	12. 0	14. 5	1. 3	34. 7	21. 5	100. 0
女性人数	2	2	19	23	36	3	64	29	178
女性(%)	1. 1	1. 1	10. 7	12. 9	20. 2	1. 7	36. 0	16. 3	100. 0
男性人数	1	5	22	15	10	1	46	39	139
男性(%)	0. 7	3. 6	15. 8	10. 8	7. 2	0. 7	33. 1	28. 1	100. 0
女性 18・19歳	0	0	3	2	1	0	0	0	6
20 代	0	0	3	2	0	1	3	3	12
30 代	0	0	4	2	6	0	7	0	19
40 代	0	2	3	11	14	1	7	3	41
50 代	1	0	1	3	9	0	17	9	40
60 代	1	0	3	1	5	1	20	10	41
70 歳以上	0	0	2	2	1	0	10	4	19
男性 18・19歳	0	0	0	0	0	0	1	0	1
20 代	0	1	1	1	1	1	6	3	14
30代	0	1	3	2	3	0	2	2	13
40 代	1	2	6	2	2	0	1	1	15
50 代	0	0	4	2	2	0	9	9	26
60 代	0	0	5	4	2	0	16	13	40
70 歳以上	0	1	3	4	0	0	11	11	30

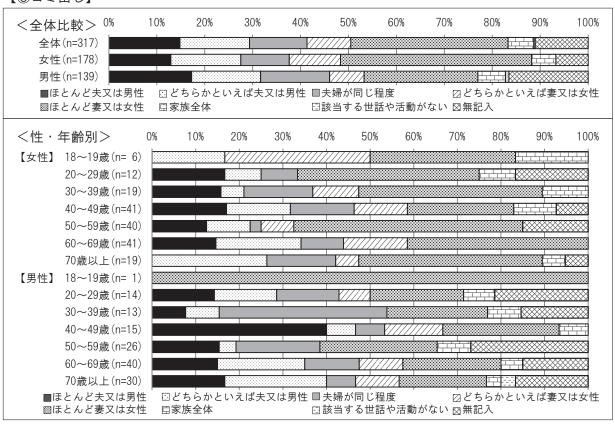
【①食事のしたく】



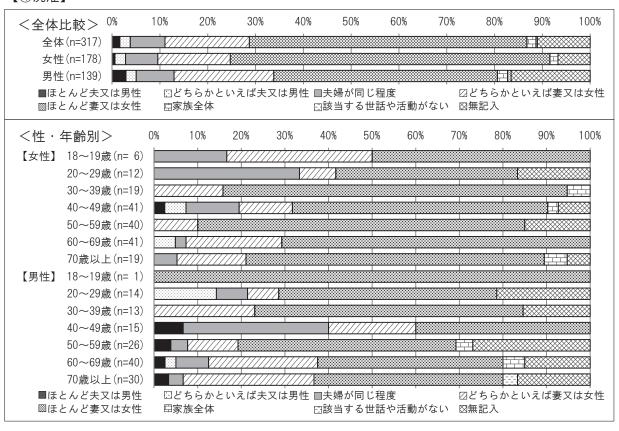
【②食事の片づけ】



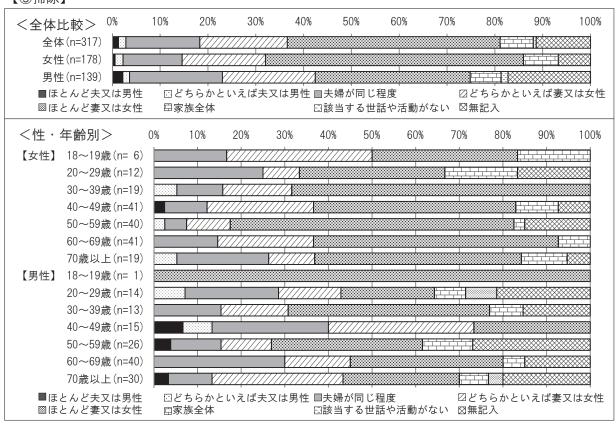
【③ゴミ出し】



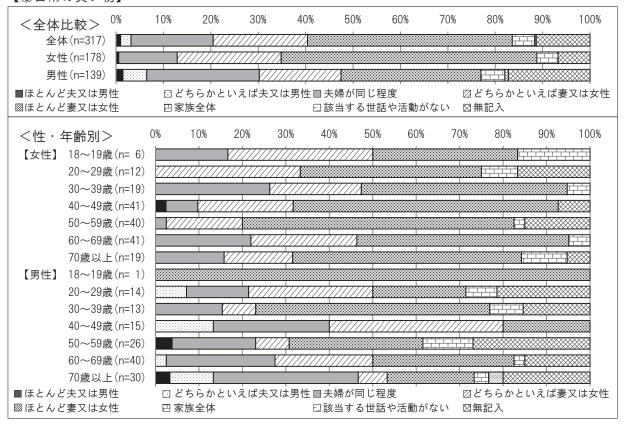
【④洗濯】



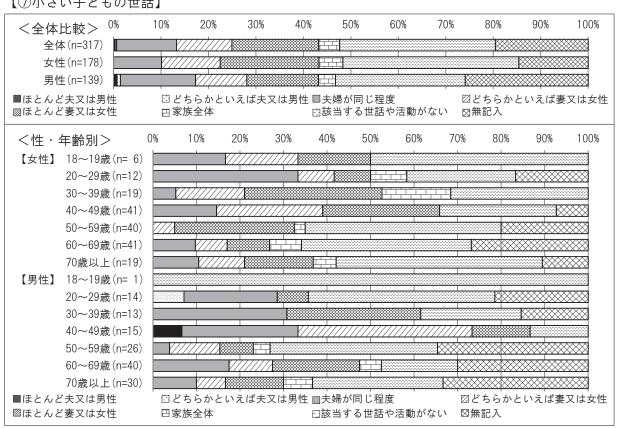
【⑤掃除】



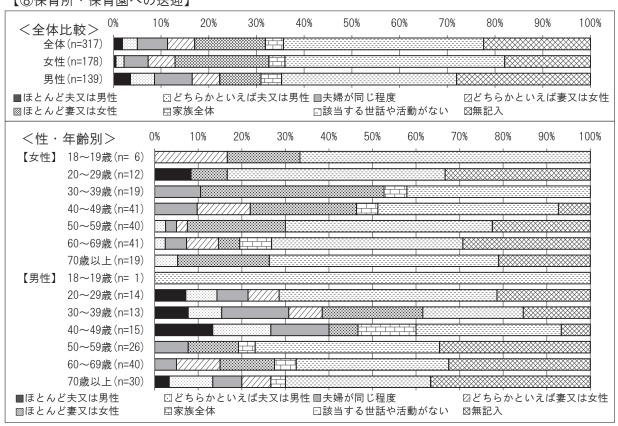
【⑥日常の買い物】



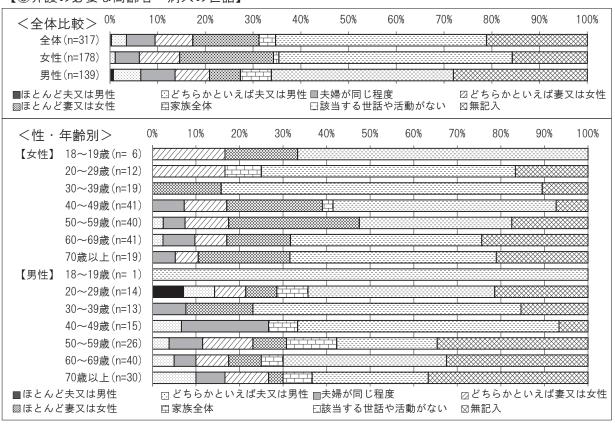
【⑦小さい子どもの世話】



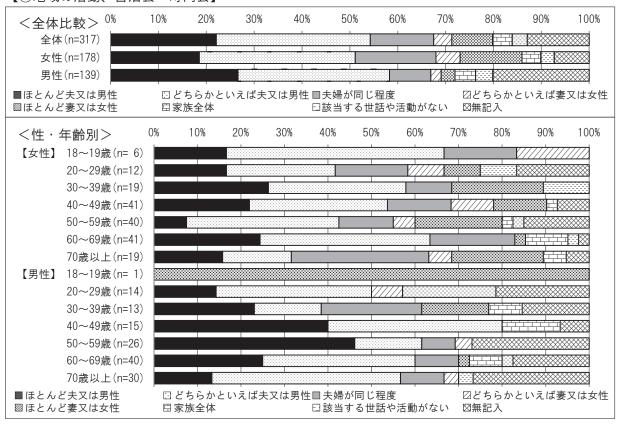
【⑧保育所・保育園への送迎】



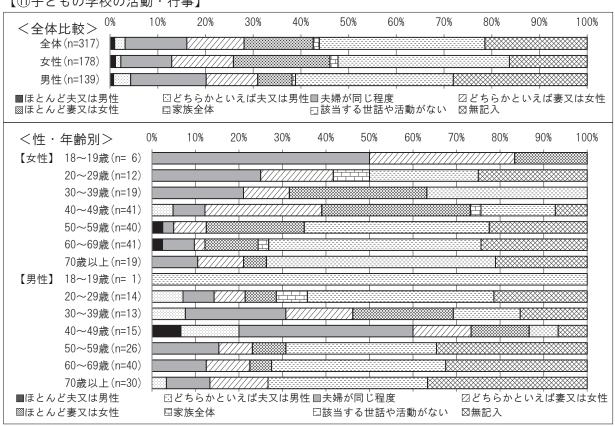
【⑨介護の必要な高齢者・病人の世話】



【⑩地域の活動、自治会・町内会】

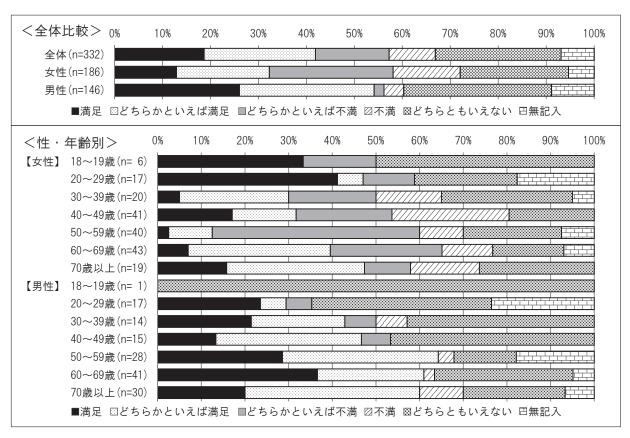


【⑪子どもの学校の活動・行事】



問6 現在の家事分担について、あなたは満足していますか。【あてはまる数字1つに〇】

	満足	どちらかといえば	どちらかと いえば	不満	いえない	無 記 入	4
全体人数	62	77	51	32	87	23	332
全体(%)	18. 7	23. 2	15. 4	9. 6	26. 2	6. 9	100. 0
前回(%)	20. 1	30. 5	16. 1	9. 2	16. 7	7. 5	
女性人数	24	36	48	26	42	10	186
女性(%)	12. 9	19. 4	25. 8	14. 0	22. 6	5. 4	100. 0
前回(%)	14. 7	22. 9	22. 9	11. 9	18. 3	9. 2	
男性人数	38	41	3	6	45	13	146
男性(%)	26. 0	28. 1	2. 1	4. 1	30. 8	8. 9	100. 0
前回(%)	29. 2	43. 1	4. 6	4. 6	13. 8	4. 6	
女性 18・19歳	2	0	1	0	3	0	6
20代	7	1	2	0	4	3	17
30代	1	5	4	3	6	1	20
40 代	7	6	9	11	8	0	41
50 代	1	4	19	4	9	3	40
60 代	3	14	11	5	7	3	43
70 歳以上	3	6	2	3	5	0	19
男性 18・19 歳	0	0	0	0	1	0	1
20 代	4	1	1	0	7	4	17
30 代	3	3	1	1	6	0	14
40 代	2	5	1	0	7	0	15
50 代	8	10	0	1	4	5	28
60 代	15	10	0	1	13	2	41
70 歳以上	6	12	0	3	7	2	30



問7 次にあげる子育てに対する考え方について、あなたはどう思いますか。 【①~⑥の項目それぞれについて、あてはまる数字1つに〇】

	E		女の子は 男らしく				<u>-</u> は
	そう思う	どちらかと いえば	そう思わないどちらかといえば	そう思わない	わからない	無記入	合計
全体人数	44	106	47	99	17	19	332
全体(%)	13. 3	31. 9	14. 2	29. 8	5. 1	5. 7	100. 0
前回(%)	20. 1	37. 4	14. 9	18. 4	3. 4	5. 7	
女性人数	15	52	35	67	10	7	186
女性(%)	8. 1	28. 0	18. 8	36. 0	5. 4	3. 8	100. 0
前回(%)	13. 8	38. 5	18. 3	19. 3	4. 6	5. 5	
男性人数	29	54	12	32	7	12	146
男性(%)	19. 9	37. 0	8. 2	21. 9	4. 8	8. 2	100. 0
前回(%)	30. 8	35. 4	9. 2	16. 9	1. 5	6. 2	
女性 18·19歳	0	1	1	3	1	0	6
20 代	0	1	4	10	1	1	17
30代	2	6	5	6	1	0	20
40 代	1	9	7	21	3	0	41
50 代	4	14	10	8	2	2	40
60 代	5	14	6	15	1	2	43
70 歳以上	3	7	2	4	1	2	19
男性 18・19歳	0	0	0	0	1	0	1
20代	0	3	1	10	1	2	17
30代	4	7	0	3	0	0	14
40 代	4	5	1	3	2	0	15
50 代	6	9	3	4	2	4	28
60 代	7	15	5	10	1	3	41
70 歳以上	8	15	2	2	0	3	30

	問 7	7-② 女	の子も、 育て	経済的ほるのがる		きるよ	うに
	そう思う	どちらかと いえば	そう思わないどちらかといえば	そう思わない	わからない	無記入	仙市
全体人数	195	108	5	2	5	17	332
全体(%)	58. 7	32. 5	1. 5	0. 6	1. 5	5. 1	100. 0
前回(%)	60. 3	27. 0	1. 7	0. 6	4. 6	5. 7	
女性人数	114	61	2	1	3	5	186
女性(%)	61. 3	32. 8	1. 1	0. 5	1. 6	2. 7	100. 0
前回(%)	59. 6	29. 4	1. 8	0. 9	1. 8	6. 4	
男性人数	81	47	3	1	2	12	146
男性(%)	55. 5	32. 2	2. 1	0. 7	1. 4	8. 2	100. 0
前回(%)	61. 5	23. 1	1. 5	0. 0	9. 2	4. 6	
女性 18·19歳	4	2	0	0	0	0	6
20代	10	5	0	0	1	1	17
30代	13	6	0	0	1	0	20
40 代	25	14	0	1	1	0	41
50代	28	9	1	0	0	2	40
60代	24	16	1	0	0	2	43
70 歳以上	10	9	0	0	0	0	19
男性 18・19歳	0	0	0	0	1	0	1
20代	11	3	0	0	1	2	17
30代	9	5	0	0	0	0	14
40 代	11	4	0	0	0	0	15
50代	14	9	1	0	0	4	28
60代	22	14	2	0	0	3	41
70 歳以上	14	12	0	1	0	3	30

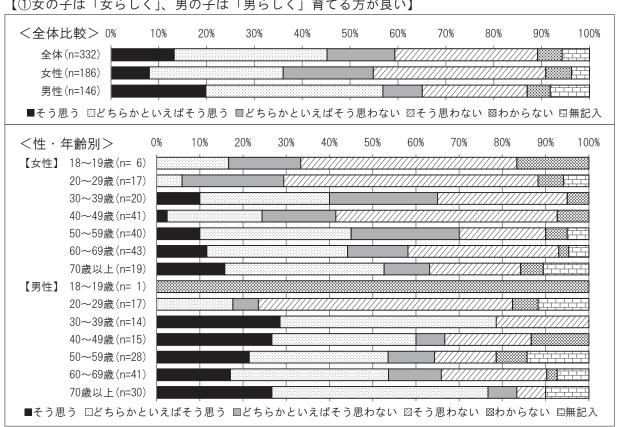
		問 7-③	男の子:	も、家事 るのが。		るようロ	Ē.
	そう思う	そう思う どちらかと いえば	そう思わない どちらかと いえば	そう思わない	わからない	無記入	
全体人数	181	119	5	6	4	17	332
全体(%)	54. 5	35. 8	1. 5	1. 8	1. 2	5. 1	100. 0
前回(%)	56. 3	31. 6	1. 1	0. 0	5. 7	5. 2	
女性人数	114	62	1	3	1	5	186
女性(%)	61. 3	33. 3	0. 5	1. 6	0. 5	2. 7	100. 0
前回(%)	57. 8	32. 1	0. 0	0. 0	4. 6	5. 5	
男性人数	67	57	4	3	3	12	146
男性(%)	45. 9	39. 0	2. 7	2. 1	2. 1	8. 2	100. 0
前回(%)	53. 8	30. 8	3. 1	0. 0	7. 7	4. 6	
女性 18・19歳	3	3	0	0	0	0	6
20代	13	3	0	0	0	1	17
30代	15	4	0	1	0	0	20
40代	26	13	0	1	1	0	41
50代	27	10	1	0	0	2	40
60代	23	17	0	1	0	2	43
70 歳以上	7	12	0	0	0	0	19
男性 18・19歳	0	1	0	0	0	0	1
20 代	7	6	0	0	2	2	17
30代	8	5	0	1	0	0	14
40 代	11	2	0	1	1	0	15
50 代	11	12	1	0	0	4	28
60代	21	13	3	1	0	3	41
70 歳以上	9	18	0	0	0	3	30

	問	7-(4) E	- 親は、-	そどもが	3歳に	なるまで	では
	, ,	_	育児に専				
	そう思う	どちらかと いえば	そう思わない	そう思わない	わからない	無記入	41 計
全体人数	45	98	49	76	46	18	332
全体(%)	13. 6	29. 5	14. 8	22. 9	13. 9	5. 4	100. 0
前回(%)	22. 4	36. 2	7. 5	23. 6	5. 2	5. 2	
女性人数	19	56	28	50	27	6	186
女性(%)	10. 2	30. 1	15. 1	26. 9	14. 5	3. 2	100. 0
前回(%)	24. 8	34. 9	6. 4	22. 9	5. 5	5. 5	
男性人数	26	42	21	26	19	12	146
男性(%)	17. 8	28. 8	14. 4	17. 8	13. 0	8. 2	100. 0
前回(%)	18. 5	38. 5	9. 2	24. 6	4. 6	4. 6	
女性 18·19歳	0	2	0	2	2	0	6
20代	1	4	3	3	5	1	17
30代	2	5	2	7	3	1	20
40 代	2	11	7	17	4	0	41
50 代	6	9	8	12	3	2	40
60代	5	17	7	8	4	2	43
70 歳以上	3	8	1	1	6	0	19
男性 18·19歳	0	0	0	0	1	0	1
20代	0	2	4	4	5	2	17
30代	4	4	2	2	2	0	14
40 代	3	3	1	6	2	0	15
50代	5	5	4	5	5	4	28
60代	4	17	6	7	4	3	41
70 歳以上	10	11	4	2	0	3	30

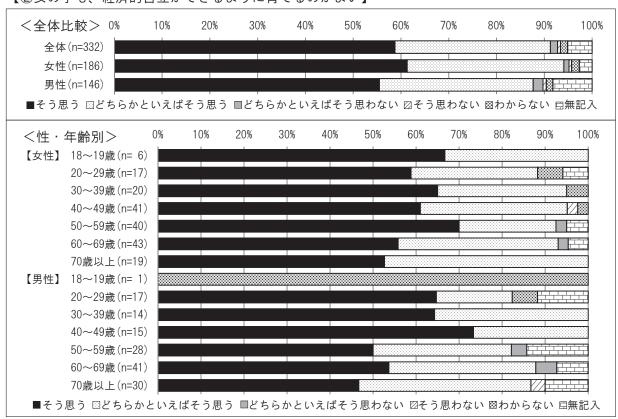
	問 7-	- ⑤ 公	見はもっる	レス苔ァ	に関わ	ス ほ う・	がトロ
	/		112 0 7 0	_ T A C	[二 天]1ノ	(a) (b) (b)	0.20.
	そう思う	どちらかと いえば	そう思わないどちらかといえば	そう思わない	わからない	無記入	合計
全体人数	151	141	5	7	10	18	332
全体(%)	45. 5	42. 5	1. 5	2. 1	3. 0	5. 4	100.0
前回(%)	45. 4	42. 5	2. 3	2. 3	2. 3	5. 2	
女性人数	91	84	1	0	4	6	186
女性(%)	48. 9	45. 2	0. 5	0. 0	2. 2	3. 2	100.0
前回(%)	48. 6	40. 4	2. 8	1. 8	0. 9	5. 5	
男性人数	60	57	4	7	6	12	146
男性(%)	41. 1	39. 0	2. 7	4. 8	4. 1	8. 2	100.0
前回(%)	40. 0	46. 2	1. 5	3. 1	4. 6	4. 6	
女性 18・19歳	1	5	0	0	0	0	6
20代	9	6	0	0	1	1	17
30 代	11	8	0	0	0	1	20
40 代	23	16	0	0	2	0	41
50代	26	12	0	0	0	2	40
60 代	15	24	1	0	1	2	43
70 歳以上	6	13	0	0	0	0	19
男性 18・19歳	0	1	0	0	0	0	1
20代	7	6	0	0	2	2	17
30代	8	5	0	1	0	0	14
40代	8	6	0	1	0	0	15
50代	11	9	1	1	2	4	28
60代	18	13	2	3	2	3	41
70 歳以上	8	17	1	1	0	3	30

	問 7	'-⑥ 子	育ては地	域社会の	の支援も	必要で	ある
	そう思う	どちらかと いえば	そう思わない	そう思わない	わからない	無記入	合計
全体人数	201	94	2	3	15	17	332
全体(%)	60. 5	28. 3	0. 6	0. 9	4. 5	5. 1	100. 0
前回(%)	59. 8	28. 2	1. 7	1. 7	3. 4	5. 2	
女性人数	121	51	0	0	9	5	186
女性(%)	65. 1	27. 4	0. 0	0. 0	4. 8	2. 7	100. 0
前回(%)	60. 6	27. 5	1. 8	0. 9	3. 7	5. 5	
男性人数	80	43	2	3	6	12	146
男性(%)	54. 8	29. 5	1. 4	2. 1	4. 1	8. 2	100. 0
前回(%)	58. 5	29. 2	1. 5	3. 1	3. 1	4. 6	
女性 18・19歳	3	2	0	0	1	0	6
20代	15	1	0	0	0	1	17
30代	15	4	0	0	1	0	20
40 代	25	14	0	0	2	0	41
50 代	27	10	0	0	1	2	40
60 代	23	15	0	0	3	2	43
70 歳以上	13	5	0	0	1	0	19
男性 18・19歳	0	1	0	0	0	0	1
20代	12	2	0	0	1	2	17
30 代	9	4	0	1	0	0	14
40代	11	2	0	0	2	0	15
50代	13	10	1	0	0	4	28
60 代	21	13	0	2	2	3	41
70 歳以上	14	11	1	0	1	3	30

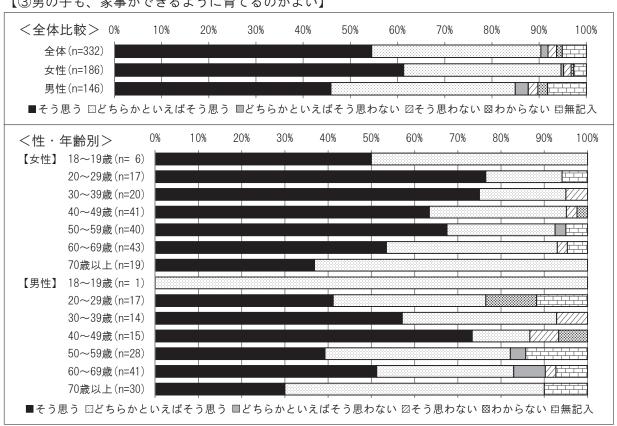
【①女の子は「女らしく」、男の子は「男らしく」育てる方が良い】



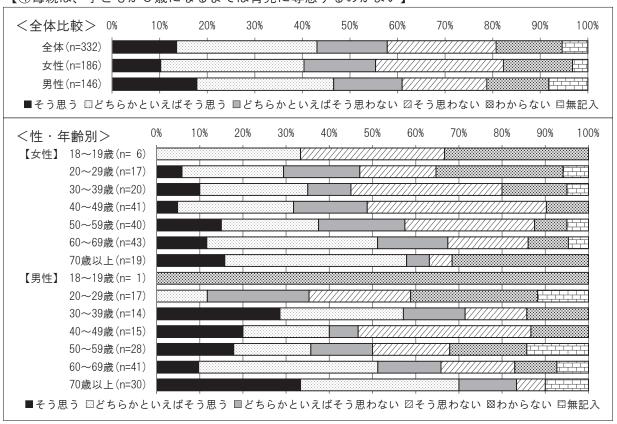
【②女の子も、経済的自立ができるように育てるのがよい】



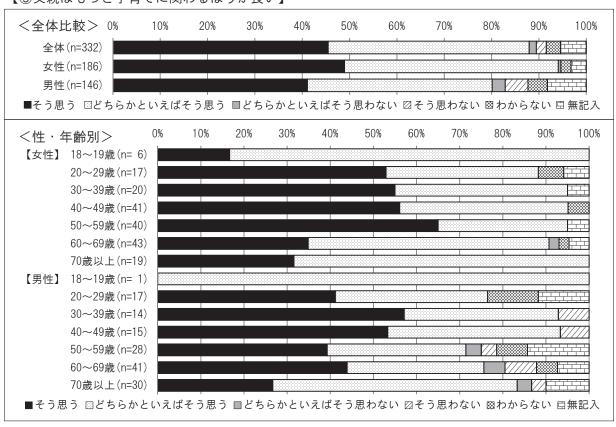
【③男の子も、家事ができるように育てるのがよい】



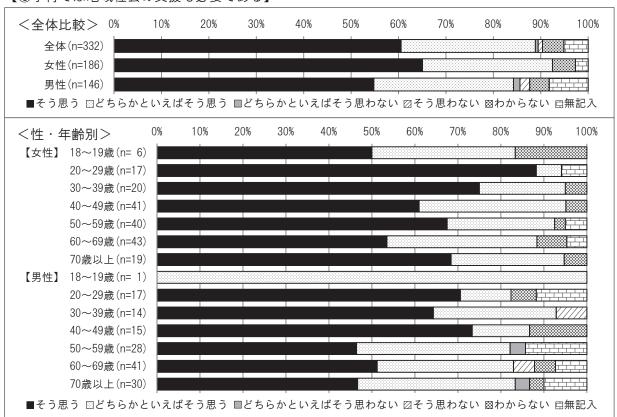
【④母親は、子どもが3歳になるまでは育児に専念するのがよい】



【⑤父親はもっと子育てに関わるほうが良い】



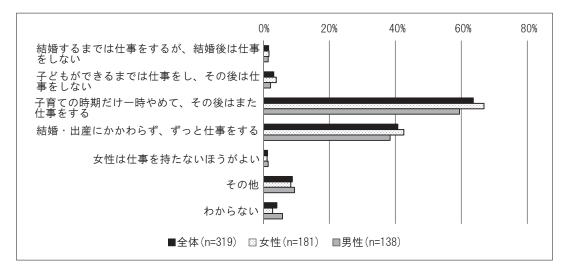
【⑥子育ては地域社会の支援も必要である】



男女の就労について

問8 女性の働き方について、あなたが望ましいと思うのは次のどれですか。 【あてはまる数字すべてに〇】

	仕事をしない 仕事をするが、結婚後は 結婚するまでは	仕事をしない 仕事をしない	また仕事をする一時やめて、その後は子育ての時期だけ	ずっと仕事をする結婚・出産にかかわらず、	持たないほうがよい女性は仕事を	その他	わからない	無記入	n
全体人数	5	10	203	130	4	28	13	13	319
全体(%)	1. 6	3. 1	63. 6	40. 8	1. 3	8. 8	4. 1	3. 9	
前回(%)	2. 3	3. 5	31. 6	69. 6	2. 3	4. 1	7. 6	1. 7	
女性人数	3	7	121	77	2	15	5	5	181
女性(%)	1. 7	3. 9	66. 9	42. 5	1. 1	8. 3	2. 8	2. 7	
前回(%)	2. 8	3. 8	32. 1	67. 9	2. 8	2. 8	6. 6	2. 8	
男性人数	2	3	82	53	2	13	8	8	138
男性(%)	1. 4	2. 2	59. 4	38. 4	1. 4	9. 4	5. 8	5. 5	
前回(%)	1. 5	3. 1	30. 8	72. 3	1. 5	6. 2	9. 2	0. 0	
女性 18・19歳	0	0	5	2	0	0	1	0	6
20代	0	1	10	6	0	2	1	1	16
30代	1	1	11	10	0	3	0	0	20
40代	0	1	24	23	0	5	2	0	41
50代	2	2	27	17	1	1	0	2	38
60代	0	2	29	15	1	1	0	2	41
70 歳以上	0	0	15	4	0	3	1	0	19
男性 18・19 歳	0	0	0	0	0	0	1	0	1
20代	0	1	9	2	0	4	1	2	15
30代	1	0	5	1	0	4	3	0	14
40代	0	0	12	5	0	2	0	0	15
50代	0	0	15	12	0	1	2	3	25
60代	0	1	23	20	1	1	1	1	40
70 歳以上	1	1	18	13	1	1	0	2	28



仕事が好きならする、子育てが好きならする。

本人が希望するようになるのが良い。

「女性」というより、その人自身の考えを最も尊重するのが良い。

その人、その家庭に合わせてでいいと思う。

仕事をするか家庭にいるかは自由。家にいる=働いてないではない。

各家庭で相談すれば良い。

子育ては出来るだけ母親の手で育児出来る様にしてあげてほしい。

それぞれの家庭の事情に合わせて。

男性も育児に関わる。子どもがいる親が子どもの事で休める、会社側の理解がもっと必要!!

自営なので何もあてはまらない。

家族・夫婦の話し合でいいと思う。

その家庭に合ったようで良いと思う。

当人のやりたいようにやる。

すきにすればいい。

男女ともに子育てに関われる社会環境の元、働き続ける。

家庭事情によるのでわからない。

本人の考えによる。

子どもと一緒に働けれる仕事場で働き、子育て。落ち着いたら単身で働く。

事情による。

夫婦間で考えるべきで望ましい考えはない。

女性の働きたいように意見を尊重する。

個々の社会的、経済的背景による。

女性の状況による。助けを求める手段を持っていると安心。

本人が望むような働き方ができる。

働き方は個人の問題なので女性基準で望ましいという考え方はできないです。

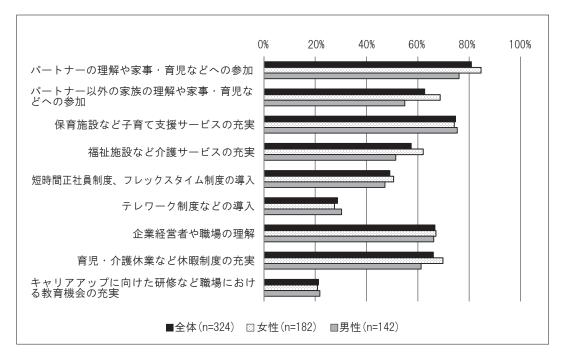
本人しだい。

自分がしたいようにする。

各家庭の事情に合った働き方でいいと思う。女性・男性に関わる必要はないかな。

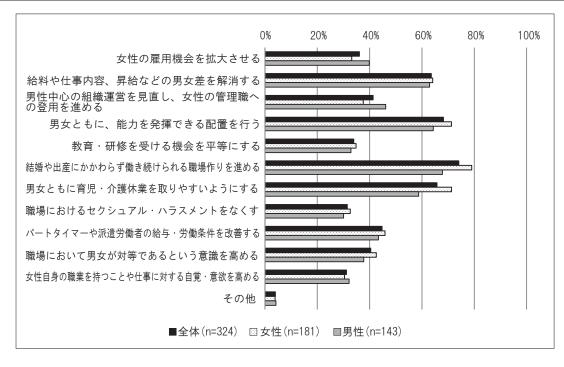
問9 女性が結婚・出産、育児や介護によって退職をせずに働き続けるためには、どのようなことが必要だと思いますか。【あてはまる数字すべてに〇】

	育児など への参加パートナーの理解や家事・	家事・育児など への参加パートナー以外の家族の理解や	子育で支援サービスの充実保育施設など	介護サービスの充実福祉施設など	フレックスタイム制度の導入 短時間正社員制度、	テレワーク制度などの導入	企業経営者や職場の理解	休暇制度の充実育児・介護休業など	教育機会の充実 研修など職場における キャリアアップに向けた	無記入	n
全体人数	262	203	242	186	159	93	216	214	69	8	324
全体(%)	80. 9	62. 7	74. 7	57. 4	49. 1	28. 7	66. 7	66. 0	21. 3	2. 4	
女性人数	154	125	135	113	92	50	122	127	38	4	182
女性(%)	84. 6	68. 7	74. 2	62. 1	50. 5	27. 5	67. 0	69. 8	20. 9	2. 2	
男性人数	108	78	107	73	67	43	94	87	31	4	142
男性(%)	76. 1	54. 9	75. 4	51. 4	47. 2	30. 3	66. 2	61. 3	21. 8	2. 7	
女性 18・19 歳	6	4	5	3	3	1	2	4	1	0	6
20代	13	11	10	6	8	5	12	11	2	1	16
30 代	17	13	15	8	13	6	13	14	4	0	20
40 代	36	28	37	32	23	13	30	30	12	0	41
50 代	35	27	28	26	20	8	28	29	7	1	39
60 代	33	30	27	26	19	12	27	26	9	0	43
70 歳以上	14	12	13	12	6	5	10	13	3	2	17
男性 18・19 歳	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1
20代	13	13	10	7	8	6	11	7	3	1	16
30代	10	6	11	6	6	3	8	9	1	0	14
40 代	11	10	11	7	10	6	9	10	2	0	15
50代	21	17	24	18	14	11	17	20	9	0	28
60 代	30	17	30	18	16	11	25	23	8	2	39
70 歳以上	23	15	20	16	13	6	24	18	8	1	29



問10 男女が対等に働くためには、どのようなことが必要だと思いますか。 【あてはまる数字すべてに〇】

	女性の雇用機会を拡大させる	男女差を解消する給料や仕事内容、昇給などの	受用を進める 見直し、女性の管理職への男性中心の組織運営を	発揮できる配置を行う男女ともに、能力を	機会を平等にする教育・研修を受ける	職場作りを進める働き続けられる	取りやすいようにする男女ともに育児・介護休業を	ハラスメントをなくす 職場におけるセクシュアル・	給与・労働条件を改善するパートタイマーや派遣労働者の	という意識を高める職場において男女が対等である	仕事に対する自覚・意欲を高める女性自身の職業を持つことや	その他	わからない	無記入	n
全体人数	117	206	134	221	110	240	213	102	145	131	101	13	7	8	324
全体(%)	36. 1	63. 6	41. 4	68. 2	34. 0	74. 1	65. 7	31. 5	44. 8	40. 4	31. 2	4. 0	2. 2	2. 4	
前回(%)	33. 5	50. 0	36. 5	67. 1	24. 1	73. 5	66. 5	28. 2	40. 6	30. 6	29. 4	1. 2	2. 4	2. 3	
女性人数	60	116	68	129	63	143	129	59	83	77	55	7	2	5	181
女性(%)	33. 1	64. 1	37. 6	71. 3	34. 8	79. 0	71. 3	32. 6	45. 9	42. 5	30. 4	3. 9	1. 1	2. 7	
前回(%)	33. 3	52. 4	29. 5	72. 4	25. 7	76. 2	69. 5	28. 6	46. 7	30. 5	30. 5	1. 0	1. 0	3. 7	
男性人数	57	90	66	92	47	97	84	43	62	54	46	6	5	3	143
男性(%)	39. 9	62. 9	46. 2	64. 3	32. 9	67. 8	58. 7	30. 1	43. 4	37. 8	32. 2	4. 2	3. 5	2. 1	
前回(%)	33. 8	46. 2	47. 7	58. 5	21. 5	69. 2	61. 5	27. 7	30. 8	30. 8	27. 7	1. 5	4. 6	0. 0	
女性 18・19歳	2	5	3	5	3	5	4	4	3	4	2	0	0	0	6
20代	2	10	4	12	5	10	11	4	6	5	1	1	1	1	16
30代	10	14	12	11	8	19	12	9	11	10	9	0	0	0	20
40 代	16	27	16	23	13	33	31	13	18	21	10	3	0	0	41
50代	10	27	13	31	16	34	27	11	16	12	11	0	0	1	39
60代	12	25	14	33	14	28	31	10	21	17	16	2	1	1	42
70 歳以上	8	8	6	14	4	14	13	8	8	8	6	1	0	2	17
男性 18・19歳	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
20代	2	11	6	12	7	10	11	8	8	8	3	1	1	1	16
30代	7	7	4	8	1	7	9	3	2	4	2	1	1	0	14
40 代	4	9	12	12	5	11	9	4	8	5	7	0	1	0	15
50代	15	22	14	21	14	20	13	12	15	8	12	3	0	0	28
60 代	16	26	14	21	9	29	22	7	17	13	11	0	1	1	40
70 歳以上	13	15	16	18	10	20	20	9	12	15	11	1	1	1	29



第4次八頭町男女共同参画プラン。

外で職を持つことだけが働くことではないと思う。外で働く人を支えること、子育て、介護も立派な仕事と認められることも必要なのでは。

女性自身が男女平等の本質に立つ(積極的に)(天は人の上に人を造らず、人の下に人を造らず)

社会の理解、家事の負担軽減。

多くの女性を政治家にする。

男性と女性のスキルの傾りをなくしていく。

不可能だとおもう。

男女共にワーク・ライフ・バランスを整えた社会作り。

男女じゃなく個人で見る。

対等であるだけの仕事内容をもてる努力も必要。

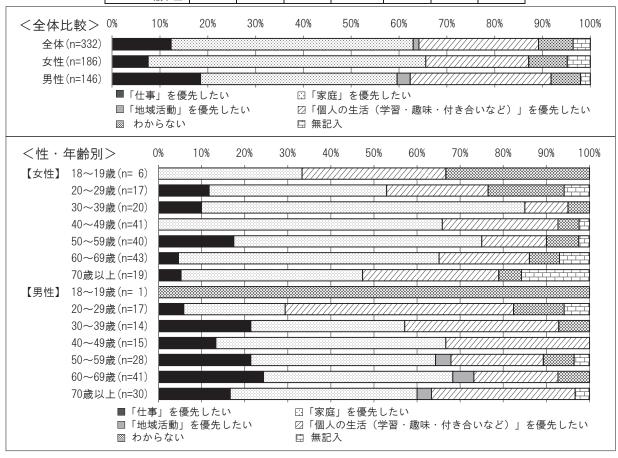
女性にも様々な考えの方がいます。ただ男性に見下されていたから今後は女性が見下す方向へ行けばよいという女性が時々見えるが、女性だけ人権を守るというのは、今度は男性の人権が危ぶまれるようで、やはりどちらも行きすぎては幸せになれないから、互いに男女関係なく不得手な所をカバーしあうことが大切と思います。

地域・職場・家庭・防災における意識・考え方について

問11 生活における「仕事」「家庭」「地域活動」「個人の生活(学習·趣味·付き合いなど) の優先度についておたずねします。

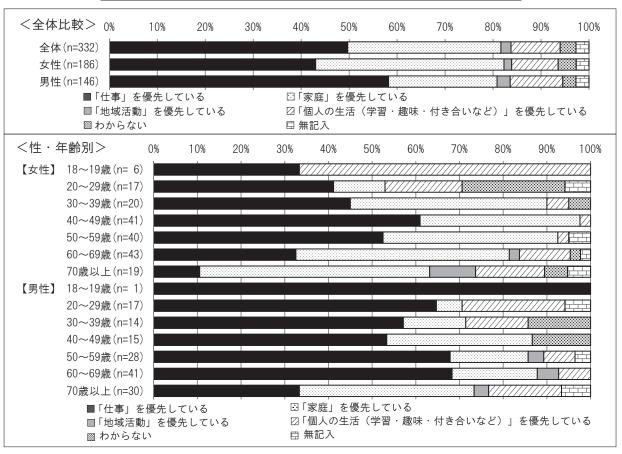
(A)「希望」としては何を優先したいですか。【あてはまる数字1つにO】

	優先したい	優先したい	優先したい	など)」を優先したい(学習・趣味・付き合い(何人の生活	わからない	無記入	合計
全体人数	41	168	4	83	24	12	332
全体(%)	12. 3	50. 6	1. 2	25. 0	7. 2	3. 6	100. 0
女性人数	14	108	0	40	15	9	186
女性(%)	7. 5	58. 1	0. 0	21. 5	8. 1	4. 8	100. 0
男性人数	27	60	4	43	9	3	146
男性(%)	18. 5	41. 1	2. 7	29. 5	6. 2	2. 1	100. 0
女性 18・19歳	0	2	0	2	2	0	6
20代	2	7	0	4	3	1	17
30代	2	15	0	2	1	0	20
40 代	0	27	0	11	2	1	41
50 代	7	23	0	6	3	1	40
60 代	2	26	0	9	3	3	43
70 歳以上	1	8	0	6	1	3	19
男性 18・19 歳	0	0	0	0	1	0	1
20代	1	4	0	9	2	1	17
30代	3	5	0	5	1	0	14
40 代	2	8	0	5	0	0	15
50代	6	12	1	6	2	1	28
60 代	10	18	2	8	3	0	41
70 歳以上	5	13	1	10	0	1	30



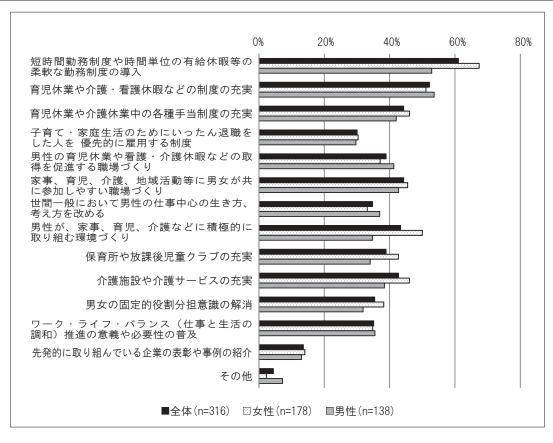
(B)「現実(現状)」では何を優先していますか。【あてはまる数字1つに〇】

	優先している	優先している「家庭」を	優先している「地域活動」を	など)」を優先している (学習・趣味・付き合い 個人の生活	わからない	無記入	⟨□ iḥu
全体人数	165	106	7	34	11	9	332
全体(%)	49. 7	31. 9	2. 1	10. 2	3. 3	2. 7	100. 0
女性人数	80	73	3	18	7	5	186
女性(%)	43. 0	39. 2	1. 6	9. 7	3. 8	2. 7	100. 0
男性人数	85	33	4	16	4	4	146
男性(%)	58. 2	22. 6	2. 7	11. 0	2. 7	2. 7	100. 0
女性 18・19歳	2	0	0	4	0	0	6
20 代	7	2	0	3	4	1	17
30 代	9	9	0	1	1	0	20
40 代	25	15	0	1	0	0	41
50 代	21	16	0	1	0	2	40
60 代	14	21	1	5	1	1	43
70 歳以上	2	10	2	3	1	1	19
男性 18・19歳	1	0	0	0	0	0	1
20 代	11	1	0	4	0	1	17
30 代	8	2	0	2	2	0	14
40 代	8	5	0	0	2	0	15
50 代	19	5	1	2	0	1	28
60 代	28	8	2	3	0	0	41
70 歳以上	10	12	1	5	0	2	30



問12 「仕事」「家庭」「地域活動」「個人の生活(学習・趣味・付き合いなど)」の調和の とれた生活をするためには、どのような条件整備が必要だと思いますか。 【あてはまる数字すべてに〇】

	休暇等の柔軟な勤務制度の導入短時間勤務制度や時間単位の有給	などの制度の充実 育児休業や介護・看護休暇	各種手当制度の充実	優先的に雇用する制度いったん退職をした人を子育で・家庭生活のために	などの取得を促進する職場づくり男性の育児休業や看護・介護休暇	男女が共に参加しやすい職場づくり家事、育児、介護、地域活動等に	世間一般において男性の仕事中心の	積極的に取り組む環境づくり 男性が、家事、育児、介護などに	保育所や放課後児童クラブの充実	介護施設や介護サービスの充実	男女の固定的役割分担意識の解消	意義や必要性の普及 (仕事と生活の調和) 推進の アーク・ライフ・バランス	企業の表彰や事例の紹介	その他	無記入	n
全体人数	193	165	140	95	123	140	110	137	123	135	112	111	43	14	16	316
全体(%)	61. 1	52. 2	44. 3	30. 1	38. 9	44. 3	34. 8	43. 4	38. 9	42. 7	35. 4	35. 1	13. 6	4. 4	4. 8	
女性人数	120	91	82	54	66	81	59	89	76	82	68	62	25	4	8	178
女性(%)	67. 4	51. 1	46. 1	30. 3	37. 1	45. 5	33. 1	50. 0	42. 7	46. 1	38. 2	34. 8	14. 0	2. 2	4. 3	
男性人数	73	74	58	41	57	59	51	48	47	53	44	49	18	10	8	138
男性(%)	52. 9	53. 6	42. 0	29. 7	41. 3	42. 8	37. 0	34. 8	34. 1	38. 4	31. 9	35. 5	13. 0	7. 2	5. 5	
女性 18・19歳	4	3	3	3	3	3	2	4	4	4	3	3	2	0	0	6
20代	15	10	10	6	6	7	1	10	9	5	5	6	3	0	1	16
30代	15	13	13	10	11	12	11	13	13	8	10	9	5	0	0	20
40代	19	19	19	11	12	20	16	20	14	17	13	15	9	1	1	40
50代	29	20	14	8	13	14	15	17	12	22	17	16	1	1	1	39
60代	27	18	15	9	13	16	9	18	14	18	17	9	3	2	2	41
70 歳以上	11	8	8	7	8	9	5	7	10	8	3	4	2	0	3	16
男性 18・19歳	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
20代	9	7	9	4	8	7	7	5	6	5	5	4	2	0	1	16
30代	11	7	6	3	6	5	6	8	5	3	5	4	0	2	0	14
40 代	6	7	7	5	4	5	7	7	5	6	7	7	5	2	1	14
50代	18	15	14	6	14	14	10	11	11	16	10	14	5	1	0	28
60代	15	20	14	10	13	15	12	9	10	11	6	10	1	3	3	38
70 歳以上	14	18	8	12	12	13	9	8	10	12	11	10	5	2	3	27



地域活動を少なくし個人の生活を多くすること。

わからない。

親との同居。

金せんてきめん。

余暇を楽しめる心の持ち方。

上記内容がしつかり自分が意見できる環境。

企業において、仕事の分担。

安定した賃金と負担の大きくない仕事のバランス。

本人の意識を改善すること。又、その為の教育と思います。

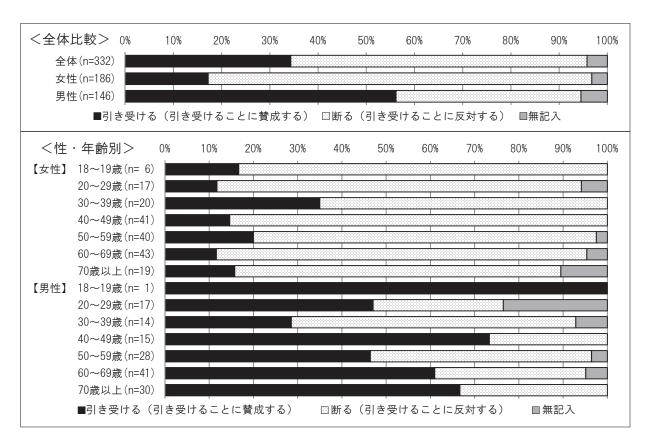
所得を上げて、労働時間の短縮。

わからない。

問13 自治会長や区長、公民館長、PTA会長などの地域の役職について伺います。女性の方は、もしあなたが推薦されたら引き受けますか。男性の方は、妻などの身近な女性が推薦されたとしたら引き受けることに賛成しますか。

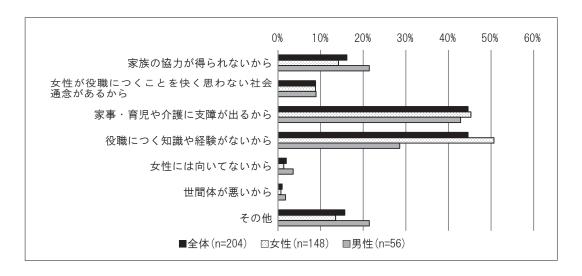
【あてはまる数字1つに〇】

	(引き受けることに (引き受けることに	(引き受けることに (引き受けることに	無記入	≪□ 計品
全体人数	114	204	14	332
全体(%)	34. 3	61. 4	4. 2	100. 0
女性人数	32	148	6	186
女性(%)	17. 2	79. 6	3. 2	100. 0
男性人数	82	56	8	146
男性(%)	56. 2	38. 4	5. 5	100. 0
女性 18・19歳	1	5	0	6
20 代	2	14	1	17
30代	7	13	0	20
40 代	6	35	0	41
50 代	8	31	1	40
60代	5	36	2	43
70 歳以上	3	14	2	19
男性 18・19 歳	1	0	0	1
20 代	8	5	4	17
30代	4	9	1	14
40代	11	4	0	15
50 代	13	14	1	28
60代	25	14	2	41
70 歳以上	20	10	0	30



問14 問13で「2断る(引き受けることに反対する)」と回答した方におたずねします。 その理由は何ですか。最も近いものを選んでください。 【あてはまる数字すべてに〇】

	得られないから家族の協力が	社会通念があるから 女性が役職につく	支障が出るから家事・育児や介護に	経験がないから	向いてないから女性には	世間体が悪いから	その他	無記入	n
全体人数	33	18	91	91	4	2	32	1	204
全体(%)	16. 2	8. 8	44. 6	44. 6	2. 0	1. 0	15. 7	0. 3	
女性人数	21	13	67	75	2	1	20	0	148
女性(%)	14. 2	8. 8	45. 3	50. 7	1. 4	0. 7	13. 5	0. 0	
男性人数	12	5	24	16	2	1	12	1	56
男性(%)	21. 4	8. 9	42. 9	28. 6	3. 6	1. 8	21. 4	0. 7	
女性 18・19歳	0	0	1	4	0	0	0	0	5
20代	0	0	7	6	0	1	4	0	14
30代	0	1	5	6	0	0	4	0	13
40 代	7	3	23	11	0	0	3	0	35
50代	8	3	14	15	0	0	6	0	31
60代	4	4	11	24	2	0	3	0	36
70 歳以上	2	2	6	9	0	0	0	0	14
男性 18・19歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20代	0	0	2	2	0	0	1	0	5
30代	4	0	6	2	0	1	1	0	9
40 代	0	1	2	1	0	0	1	0	4
50 代	3	3	5	2	0	0	3	1	14
60 代	4	0	7	6	0	0	1	0	14
70 歳以上	1	1	2	3	2	0	5	0	10



仕事への支障が出る。仕事場の理解がえられない。

本人はしたくないと思うから。

わからない。

年令。

他の仕事に時間を取られ生活面で困る。

性格的リーダー的な役割はあわないから。

仕事が忙しい。

仕事に支障が出ると思ったから。職場にも両方に迷惑をかける事もしくはどちらも中途はんぱになりそうだと思うから。余裕がないから。

地域社会に貢献と言うよりも、家族との時間を取り、ゆっくりと過ごしたい。

身体的に不可能。

自分に勤まると思わないから。

妻は地域の活動が嫌いだから。

家庭と仕事の他に役員をする事の両立がむずかしい。

個人の意志。

まとめたり、進行したりするのが得意でないので。(自分の性格的な問題)

クジ引きで強制で女性でもしなくてはいけない。出来れば男性が良い(区長)60軒くらいある。

そのような能力はないから。

若い時なら良いが、今は、馬力がない。

パソコンを所有していないので書類の作成が困難。

自信がないから。

面倒事だから。

やりたくない。

時間によゆうがない。

やりたくないから。

仕事や家事との両立が難しい。

めんどう。

自治会の仕事に時間をとられる。

自分の事として考えられない。今はまだ独身なので。

忙しいので自分の時間を地域の為に使いたくないから。

現状その役割を果たすための時間がないため。

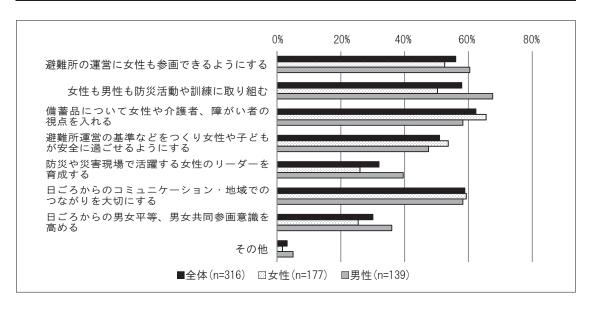
仕事柄、両立は難しいと思う。

面倒なことはしたくない。

問15 東日本大震災では災害直後の避難所運営に女性が参加していないことや、日ごろの 防災や震災対応に女性の視点がないことなどの問題が指摘されました。災害に備え るため、これからどのようなことが必要だと思いますか。

【あてはまる数字すべてに〇】

	参画できるようにする 避難所の運営に女性も	訓練に取り組む女性も男性も防災活動や	女性や介護者、障がい者の女性や介護者、障がい者の	安全に過ごせるようにする安全に過ごせるようにする。	女性のリーダーを育成する防災や災害現場で活躍する	つながりを大切にするケーション・地域での日ごろからのコミュニ	男女共同参画意識を高める日ごろからの男女平等、	その他	無記入	n
全体人数	177	183	197	161	101	186	95	10	16	316
全体(%)	56. 0	57. 9	62. 3	50. 9	32. 0	58. 9	30. 1	3. 2	4. 8	
女性人数	93	89	116	95	46	105	45	3	9	177
女性(%)	52. 5	50. 3	65. 5	53. 7	26. 0	59. 3	25. 4	1. 7	4. 8	
男性人数	84	94	81	66	55	81	50	7	7	139
男性(%)	60. 4	67. 6	58. 3	47. 5	39. 6	58. 3	36. 0	5. 0	4. 8	
女性 18・19歳	4	4	4	5	1	5	2	0	0	6
20代	8	10	10	6	0	8	3	0	1	16
30代	11	10	15	11	6	12	7	0	0	20
40 代	19	14	30	25	12	16	12	1	1	40
50代	23	24	23	22	12	24	10	1	0	40
60代	20	16	26	20	12	26	7	0	5	38
70 歳以上	8	11	8	6	3	14	4	1	2	17
男性 18・19歳	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
20代	8	10	10	9	2	8	5	1	2	15
30代	8	8	8	7	7	9	4	0	0	14
40 代	9	9	8	6	8	6	3	0	1	14
50 代	18	22	16	12	12	18	14	1	1	27
60代	22	25	22	18	18	22	8	1	3	38
70 歳以上	19	20	17	14	8	18	15	4	0	30



日ごろから視点をもつこと。

わからない。

何故災害が発生するのか?その事の本質に真剣に向き合う。

海外の避難所運営に学ぶ。

弱者への配慮、ペット。

生活をする地域にも災害はくるという意識を高めることで女性も男性も震災対応に参加出来るのではないか。他人事と思っている間は、どんな事をしてもムダだと思う。意識かいかく。

いざとなれば近所の人なんか世話が出来る。

この問が、そうであるかのような問ですが?です。

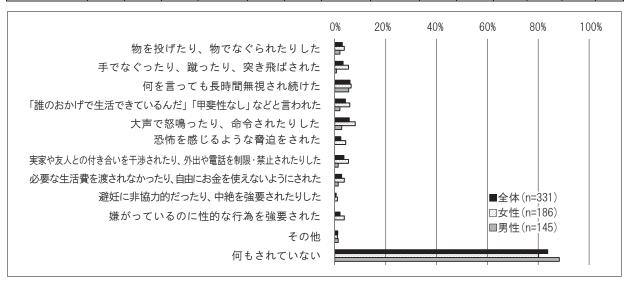
直后は子どもをつれていたりすると参加できなかったのでは?

もの事に取り組む意識考えは平等でよいが、実践上では男性の得意とする所、女性の得意とする所、 各々性別ではなく、ひとりの人間として異っていても支え合うことが必要だと思います。

男女間における暴力について

問16 「ドメスティック・バイオレンス(DV)」について伺います。DVは家族間、とりわけ恋人・配偶者・パートナーからの身体的、精神的、性的な暴力をさすものです。 あなたは、これまでに配偶者やパートナーとの間で、次のようなことをされたことがありますか。【あてはまる数字すべてに〇】

	物でなぐられたりした物を投げたり、	蹴ったり、突き飛ばされた手でなぐったり、	長時間無視され続けた	などと言われた「誰のおかげで生活できて	命令されたりした大声で怒鳴ったり、	登迫をされた	制限・禁止されたりした干渉されたり、外出や電話を実家や友人との付き合いを	使えないようにされた 必要な生活費を渡され	中絶を強要されたりした避妊に非協力的だったり、	性的な行為を強要された嫌がっているのに	その他	何もされていない	無記入	n
全体人数	10	11	20	14	19	8	12	9	2	7	4	277	1	331
全体(%)	3. 0	3. 3	6. 0	4. 2	5. 7	2. 4	3. 6	2. 7	0. 6	2. 1	1. 2	83. 7	0. 3	
女性人数	7	10	12	11	15	8	10	7	2	7	2	149	0	186
女性(%)	3. 8	5. 4	6. 5	5. 9	8. 1	4. 3	5. 4	3. 8	1. 1	3. 8	1. 1	80. 1	0. 0	
男性人数	3	1	8	3	4	0	2	2	0	0	2	128	1	145
男性(%)	2. 1	0. 7	5. 5	2. 1	2. 8	0. 0	1. 4	1. 4	0. 0	0. 0	1. 4	88. 3	0. 7	
女性 18・19歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	6
20代	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16	0	17
30代	2	0	2	1	3	4	3	0	2	2	0	14	0	20
40 代	0	3	2	2	4	1	2	3	0	3	1	30	0	41
50 代	3	4	2	4	5	3	3	2	0	2	1	29	0	40
60代	2	0	5	3	1	0	1	1	0	0	0	37	0	43
70 歳以上	0	2	1	1	2	0	1	1	0	0	0	17	0	19
男性 18・19歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
20代	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	15	1	16
30代	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	13	0	14
40代	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	13	0	15
50 代	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	26	0	28
60代	1	0	2	1	0	0	0	0	0	0	1	37	0	41
70 歳以上	1	0	2	1	2	0	2	2	0	0	1	23	0	30



「その他」意見

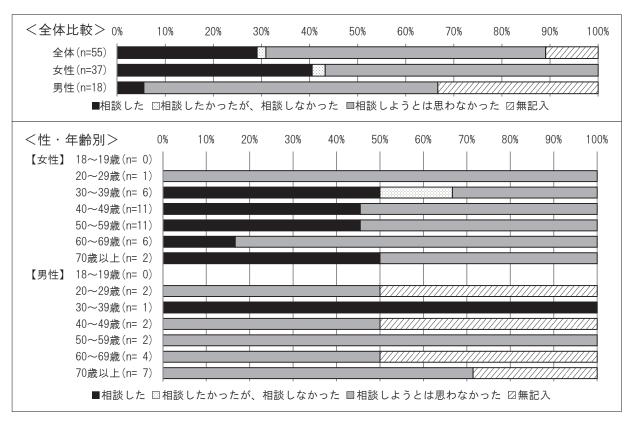
長期間大声ではなす。

物は飛んできたことはある。散らける。

家を出る時(同居をやめる)は離婚すると言われた。

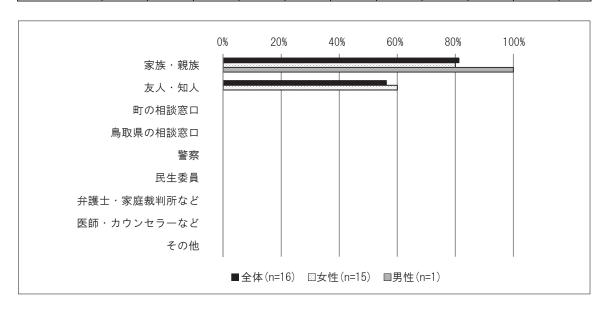
問17 <u>問16で「12 何もされていない」以外に〇をつけた方</u>におたずねします。 あなたは、問16であげたような経験をしたことを誰かに相談したり、打ち明けた りしましたか。【あてはまる数字1つに〇】

	相談した	相談しなかったが、	思わなかった	無記入	但計
全体人数	16	1	32	6	55
全体(%)	29. 1	1. 8	58. 2	10. 9	100.0
女性人数	15	1	21	0	37
女性(%)	40. 5	2. 7	56. 8	0. 0	100.0
男性人数	1	0	11	6	18
男性(%)	5. 6	0. 0	61. 1	33. 3	100.0
女性 18・19歳	0	0	0	0	0
20代	0	0	1	0	1
30代	3	1	2	0	6
40 代	5	0	6	0	11
50代	5	0	6	0	11
60代	1	0	5	0	6
70 歳以上	1	0	1	0	2
男性 18・19歳	0	0	0	0	0
20 代	0	0	1	1	2
30代	1	0	0	0	1
40 代	0	0	1	1	2
50 代	0	0	2	0	2
60 代	0	0	2	2	4
70 歳以上	0	0	5	2	7



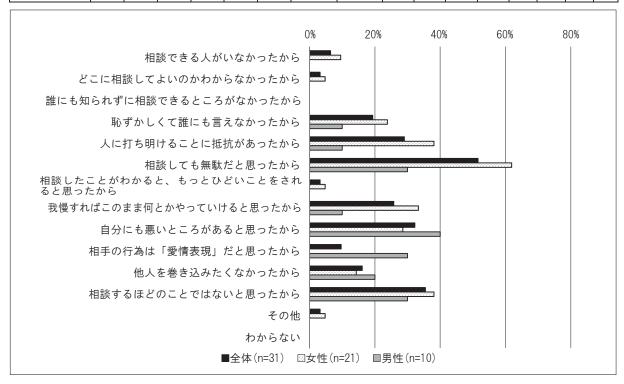
問18 <u>問17で「1 相談した」と回答した方</u>におたずねします。 あなたが相談した相手はどなたですか。【あてはまる数字すべてに〇】

	家族・親族	友人・知人	町の相談窓口	鳥取県の相談窓口	警察	民生委員	家庭裁判所など	カウンセラーなど	その他	無記入	n
全体人数	13	9	0	0	0	0	0	0	0	0	16
全体(%)	81. 3	56. 3	0. 0	0. 0	0. 0	0. 0	0. 0	0. 0	0. 0	0. 0	
女性人数	12	9	0	0	0	0	0	0	0	0	15
女性(%)	80. 0	60. 0	0. 0	0. 0	0. 0	0. 0	0. 0	0. 0	0. 0	0. 0	
男性人数	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
男性(%)	100. 0	0. 0	0. 0	0. 0	0. 0	0. 0	0. 0	0. 0	0. 0	0. 0	
女性 18·19 歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20 代	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
30 代	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3
40 代	5	2	0	0	0	0	0	0	0	0	5
50 代	4	2	0	0	0	0	0	0	0	0	5
60 代	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
70 歳以上	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
男性 18・19 歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20代	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
30代	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
40 代	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
50 代	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
60 代	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
70 歳以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0



問19 <u>問17で「1 相談した」以外に〇をつけた方</u>におたずねします。 その理由は次のうちどれですか。【あてはまる数字すべてに〇】

	いなかったから 相談できる人が	わからなかったからどこに相談してよいのか	誰にも知られずに相談できる	記ずかしくて誰にも	抵抗があったから人に打ち明けることに	相談しても無駄だと	もっとひどいことを相談したことがわかると、	思ったから 何とかやっていけると 我慢すればこのまま	自分にも悪いところが	相手の行為は「愛情表現」	他人を巻き込みたく	相談するほどのことでは	その他	わからない	無記入	n
全体人数	2	1	0	6	9	16	1	8	10	3	5	11	1	0	2	31
全体(%)	6. 5	3. 2	0. 0	19. 4	29. 0	51. 6	3. 2	25. 8	32. 3	9. 7	16. 1	35. 5	3. 2	0. 0	0. 6	
女性人数	2	1	0	5	8	13	1	7	6	0	3	8	1	0	1	21
女性(%)	9. 5	4. 8	0. 0	23. 8	38. 1	61. 9	4. 8	33. 3	28. 6	0. 0	14. 3	38. 1	4. 8	0. 0	0. 5	
男性人数	0	0	0	1	1	3	0	1	4	3	2	3	0	0	1	10
男性(%)	0. 0	0. 0	0. 0	10. 0	10. 0	30. 0	0. 0	10. 0	40. 0	30. 0	20. 0	30. 0	0. 0	0. 0	0. 7	
女性 18·19歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20代	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
30代	2	0	0	2	2	2	1	2	2	0	2	1	0	0	0	3
40 代	0	1	0	0	2	2	0	2	2	0	1	2	0	0	0	6
50代	0	0	0	2	2	4	0	3	0	0	0	2	0	0	1	5
60代	0	0	0	1	2	4	0	0	0	0	0	3	1	0	0	5
70 歳以上	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
男性 18·19歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20代	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
30代	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
40 代	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
50代	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	1	1	0	0	1	1
60 代	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	2
70 歳以上	0	0	0	0	1	1	0	0	2	2	0	2	0	0	0	5

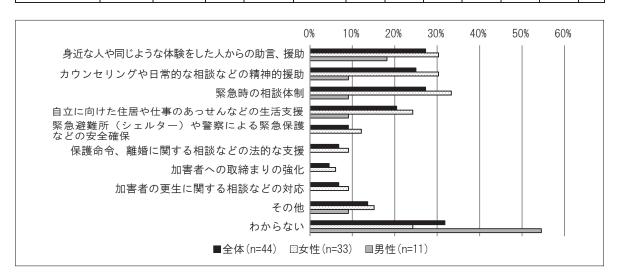


「その他」意見

いつか、お返ししてやろうと思った。

問20 <u>問18、問19に回答したすべての方</u>におたずねします。 あなたは、そのときどのような助けがあればよいと思いましたか。 【あてはまる数字すべてに○】

	助言、援助 体験をした人からの 身近な人や同じような	精神的援助 日常的な相談などの カウンセリングや	緊急時の相談体制	生活支援 自立に向けた住居や	などの安全確保 や警察による緊急保護 緊急避難所(シェルター)	相談などの法的な支援保護命令、離婚に関する	取締まりの強化加害者への	相談などの対応加害者の更生に関する	その他	わからない	無記入	n
全体人数	12	11	12	9	4	3	2	3	6	14	11	44
全体(%)	27. 3	25. 0	27. 3	20. 5	9. 1	6. 8	4. 5	6. 8	13. 6	31. 8	3. 3	
女性人数	10	10	11	8	4	3	2	3	5	8	4	33
女性(%)	30. 3	30. 3	33. 3	24. 2	12. 1	9. 1	6. 1	9. 1	15. 2	24. 2	2. 2	
男性人数	2	1	1	1	0	0	0	0	1	6	7	11
男性(%)	18. 2	9. 1	9. 1	9. 1	0. 0	0. 0	0. 0	0. 0	9. 1	54. 5	4. 8	
女性 18・19歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20 代	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
30代	3	1	1	0	0	0	0	0	0	2	1	5
40 代	2	4	3	3	1	1	1	0	0	2	2	9
50 代	4	4	3	3	2	2	1	2	2	2	1	10
60 代	0	0	2	1	1	0	0	1	2	2	0	6
70 歳以上	1	1	1	1	0	0	0	0	1	0	0	2
男性 18・19歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20代	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1
30代	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
40 代	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1
50 代	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
60代	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2	2
70 歳以上	0	0	0	1	0	0	0	0	0	4	2	5



どこか知らない所に行きたいと思った。

結局は自分が強い心を持って相手に対応しなくてはいけないので、人の力には頼れない、と思う。

助けが必要だと思わなかった。

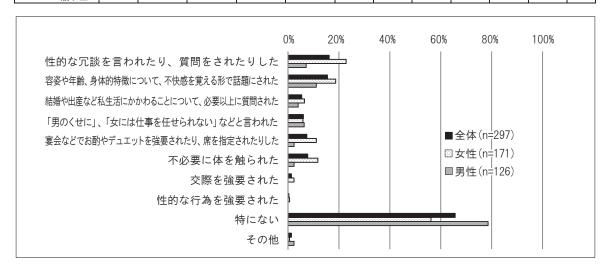
特に問題視していない。

相手と話し合って解決する。

家庭内の事だから話し合う。

問21 セクシュアル・ハラスメントとは、性別に関係なく、性的な言動によって相手を不 快にさせたり、性的な行為を強要したりすることで、人権問題のひとつです。 あなたは、これまでに次のようなことがありましたか。【あてはまる数字すべてに〇】

	質問をされたりした性的な冗談を言われたり、	形で話題にされたついて、不快感を覚える容姿や年齢、身体的特徴に	必要以上に質問されたかかわることについて、	仕事を任せられない」 「男のくせに」、「女には	席を指定されたりしたデュエットを強要されたり、宴会などでお酌や	不必要に体を触られた	交際を強要された	性的な行為を強要された	特にない	その他	無記入	n
全体人数	48	46	16	18	22	23	4	1	195	4	35	297
全体(%)	16. 2	15. 5	5. 4	6. 1	7. 4	7. 7	1. 3	0. 3	65. 7	1. 3	10. 5	
前回(%)	12. 4	14. 4	4. 6	6. 5	5. 2	6. 5	1. 3	2. 6	69. 9	2. 6	12. 1	474
女性人数	39	32	11	10	19	20	4	1	96	1	15	171
女性(%)	22. 8	18. 7	6. 4	5. 8	11. 1	11. 7	2. 3	0. 6	56. 1	0. 6	8. 1	
前回(%)	17. 9	14. 7	5. 3	2. 1	6. 3	9. 5	1. 1	3. 2	65. 3	2. 1	12. 8	
男性人数	9	14	5	8	3	3	0	0	99	3	20	126
男性(%)	7. 1	11. 1	4. 0	6. 3	2. 4	2. 4	0. 0	0. 0	78. 6	2. 4	13. 7	
前回(%)	3. 4	13. 8	3. 4	13. 8	3. 4	1. 7	1. 7	1. 7	77. 6	3. 4	10. 8	
女性 18・19歳	1	0	0	1	0	0	0	0	5	0	0	6
20代	3	2	1	0	2	4	1	0	9	0	0	17
30代	7	4	1	0	2	2	1	0	10	0	2	18
40 代	13	12	5	2	9	9	0	1	14	0	2	39
50 代	4	8	2	5	4	2	0	0	21	0	4	36
60代	10	4	2	1	2	1	1	0	27	0	2	41
70 歳以上	1	2	0	1	0	2	1	0	10	1	5	14
男性 18・19 歳	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
20代	0	2	2	0	0	0	0	0	10	2	3	14
30代	1	2	0	2	1	2	0	0	11	0	0	14
40代	2	0	0	2	0	0	0	0	10	0	2	13
50代	3	6	3	2	1	1	0	0	18	0	2	26
60代	3	3	0	2	1	0	0	0	29	0	5	36
70 歳以上	0	1	0	0	0	0	0	0	20	1	8	22



よくわからない。

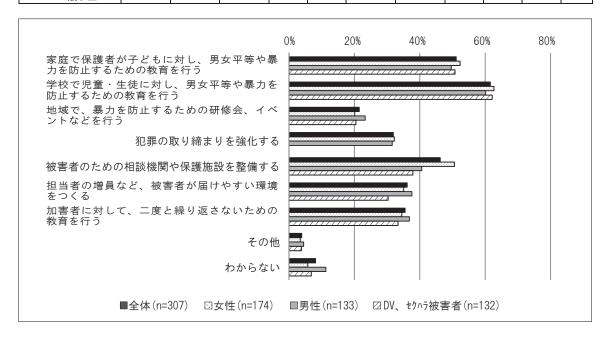
下ネタは元々キライだし、それについてはなさない。

毎日の生活の中で、(ワレが)(ワリャア)等の言葉の暴力。

出産し、職場ふっきの時、無理なシフト、勤む体勢を強要され、これができないなら退職しろと言われ、退職した。

問22 DV、セクシュアル・ハラスメントなどをなくすために何が重要であると思いますか。【あてはまる数字すべてに〇】

	防止するための教育を行う対し、男女平等や暴力を家庭で保護者が子どもに	男女平等や暴力を防止する 学校 で児童・生徒に対し、	イベントなどを行うするための研修会、地域で、暴力を防止	犯罪の取り締まりを	保護施設を整備する被害者のための相談機関や	環境をつくる被害者が届けやすい担当者の増員など、	教育を行う 繰り返さないための 加害者に対して、二度と	その他	わからない	無記入	n
全体人数	157	189	66	98	142	111	109	12	25	25	307
全体(%)	51. 1	61. 6	21. 5	31. 9	46. 3	36. 2	35. 5	3. 9	8. 1	7. 5	
前回(%)	45. 5	53. 3	24. 2	32. 7	41. 2	44. 8	43. 6	5. 5	9. 1	5. 2	132
女性人数	91	109	35	56	88	61	60	6	10	12	174
女性(%)	52. 3	62. 6	20. 1	32. 2	50. 6	35. 1	34. 5	3. 4	5. 7	6. 5	
前回(%)	47. 1	54. 9	19. 6	30. 4	35. 3	46. 1	47. 1	5. 9	9. 8	6. 4	
男性人数	66	80	31	42	54	50	49	6	15	13	133
男性(%)	49. 6	60. 2	23. 3	31. 6	40. 6	37. 6	36. 8	4. 5	11. 3	8. 9	
前回(%)	42. 9	50. 8	31. 7	36. 5	50. 8	42. 9	38. 1	4. 8	7. 9	3. 1	
DV、セクハラ被害者数	67	82	27	0	50	40	44	5	9	6	132
DV、セクハラ被害者(%)	50. 8	62. 1	20. 5	0. 0	37. 9	30. 3	33. 3	3. 8	6. 8	4. 3	
前回(%)	36. 2	53. 6	26. 0	0. 0	30. 4	39. 1	43. 4	7. 2	8. 7	0. 0	
女性 18・19歳	2	5	3	2	5	4	2	0	0	0	6
20 代	4	7	2	6	10	8	5	0	0	1	16
30 代	12	13	4	4	6	6	5	1	1	1	19
40 代	18	27	8	17	25	16	15	1	1	1	40
50 代	25	24	5	11	19	12	15	2	1	3	37
60 代	21	25	9	11	18	13	13	1	5	1	42
70 歳以上	9	8	4	5	5	2	5	1	2	5	14
男性 18・19歳	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
20 代	8	10	2	7	10	6	9	3	1	2	15
30 代	5	5	2	7	4	4	5	1	3	0	14
40 代	8	10	4	5	6	7	5	1	0	2	13
50 代	12	17	7	7	12	11	11	1	1	1	27
60 代	18	21	12	8	13	12	9	0	5	3	38
70 歳以上	15	16	4	8	9	10	10	0	5	5	25



第4次八頭町男女共同参画プラン検討する。

__ 人権意識を高める。

小学校就学前からの性教育。プライベートゾーンの重要さを幼い頃から教える。

きづかれないことが多いのが問題。

色々むずかしいと思う。相談出来ない事も多いし、そもそも相談しないと思う。だからむずかしい。口で言うのはカンタン。

知識(方法)をもって意見できる、必ず相談できる人がいる環境。

警察を増員し、DV専門員をつくる。一般人はむつかしい。

刑罰の強化、社会的制裁。

加害者に対する教育というよりは提案、生活環境・習慣を変える方法を共に探す。

いやなら、さっさと逃げる。

家庭内の話し合い=一家団らんがないから。

性別等属性に関係なく人を尊重する社会を作ること。

今後の課題と取り組みについて

問23 あなたは、次の言葉について知っていますか。【①~⑤、まで、それぞれあてはまる数字1つに〇】

		問 23-①	男女共同	司参画社会	Ì
	内容を知 っている	言葉のみ知 っている	まったく知らない	無記入	包ሔ
全体人数	148	147	23	14	332
全体(%)	44. 6	44. 3	6. 9	4. 2	100. 0
前回(%)	53. 4	37. 4	6. 3	2. 9	
女性人数	81	86	14	5	186
女性(%)	43. 5	46. 2	7. 5	2. 7	100. 0
前回(%)	49. 5	41. 3	6. 4	2. 8	
男性人数	67	61	9	9	146
男性(%)	45. 9	41. 8	6. 2	6. 2	100. 0
前回(%)	60. 0	30. 8	6. 2	3. 1	
女性 18・19歳	3	3	0	0	6
20代	6	10	1	0	17
30代	11	5	4	0	20
40 代	20	17	4	0	41
50代	18	18	1	3	40
60代	13	28	2	0	43
70 歳以上	10	5	2	2	19
男性 18 · 19 歳	0	1	0	0	1
20代	8	5	2	2	17
30代	5	8	1	0	14
40 代	10	4	1	0	15
50代	10	15	3	0	28
60代	20	18	0	3	41
70 歳以上	14	10	2	4	30

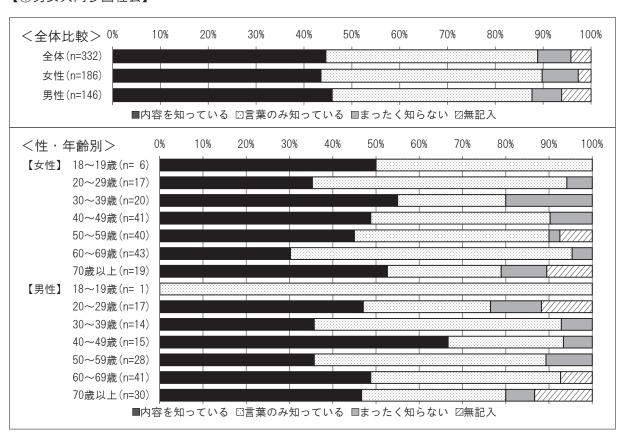
	問 23-② ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和)											
		(仕事	と生活の	調相)								
	内容を知 っている	言葉のみ知っている	まったく知らない	無記入	仓計							
全体人数	141	118	58	15	332							
全体(%)	42. 5	35. 5	17. 5	4. 5	100. 0							
前回(%)	36. 8	34. 5	26. 4	2. 3								
女性人数	80	67	33	6	186							
女性(%)	43. 0	36. 0	17. 7	3. 2	100. 0							
前回(%)	32. 1	39. 4	25. 7	2. 8								
男性人数	61	51	25	9	146							
男性(%)	41. 8	34. 9	17. 1	6. 2	100. 0							
前回(%)	44. 6	26. 2	27. 7	1. 5								
女性 18·19 歳	4	1	1	0	6							
20代	6	6	5	0	17							
30代	13	4	3	0	20							
40 代	25	13	3	0	41							
50 代	17	14	6	3	40							
60 代	11	21	11	0	43							
70 歳以上	4	8	4	3	19							
男性 18・19歳	0	0	1	0	1							
20代	9	3	3	2	17							
30代	4	6	4	0	14							
40 代	12	2	1	0	15							
50 代	11	11	6	0	28							
60 代	17	17	4	3	41							
70 歳以上	8	12	6	4	30							

		問 23	-3 L G	ЭВТ	
	内容を知 っている	言葉 のみ知 っている	まったく知らない	無記入	41 亩
全体人数	157	122	40	13	332
全体(%)	47. 3	36. 7	12. 0	3. 9	100. 0
女性人数	89	70	22	5	186
女性(%)	47. 8	37. 6	11. 8	2. 7	100. 0
男性人数	68	52	18	8	146
男性(%)	46. 6	35. 6	12. 3	5. 5	100. 0
女性 18・19歳	5	1	0	0	6
20代	8	7	2	0	17
30代	11	6	3	0	20
40 代	26	14	1	0	41
50代	22	10	5	3	40
60 代	14	21	8	0	43
70 歳以上	3	11	3	2	19
男性 18・19歳	0	0	1	0	1
20 代	10	4	1	2	17
30代	9	3	2	0	14
40 代	10	4	1	0	15
50代	13	12	3	0	28
60代	20	14	5	2	41
70 歳以上	6	15	5	4	30

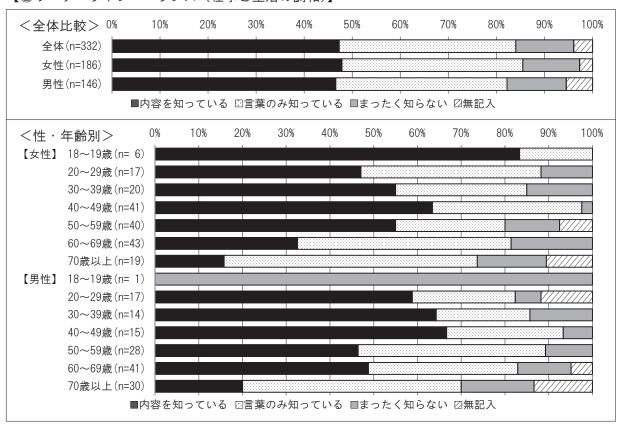
			<u> </u>				
		問 23-	<u>④ デー</u>	F D V			
	内容を知っている	言葉のみ知っている	まったく知らない	無記入	合計		
全体人数	122	91	105	14	332		
全体(%)	36. 7	27. 4	31. 6	4. 2	100. 0		
女性人数	74	52	55	5	186		
女性(%)	39. 8	28. 0	29. 6	2. 7	100. 0		
男性人数	48	39	50	9	146		
男性(%)	32. 9	26. 7	34. 2	6. 2	100. 0		
女性 18・19歳	2	4	0	0	6		
20 代	8	6	3	0	17		
30 代	6	7	7	0	20		
40 代	23	10	8	0	41		
50 代	18	7	12	3	40		
60 代	13	12	18	0	43		
70 歳以上	4	6	7	2	19		
男性 18・19歳	0	0	1	0	1		
20代	8	2	5	2	17		
30代	7	4	3	0	14		
40 代	8	3	4	0	15		
50代	7	7	14	0	28		
60 代	11	12	15	3	41		
70 歳以上	7	11	8	4	30		

	問 23-	© Pro	1月 田 七 井	日糸両世	*# 小 **		
	n Z3-	⑤ 局取	県男女共	回参쁴推:	<u> </u>		
	内容を知 っている	言葉のみ知っている	まったく知らない	無記入	仏計		
全体人数	72	147	99	14	332		
全体(%)	21. 7	44. 3	29. 8	4. 2	100. 0		
女性人数	42	86	52	6	186		
女性(%)	22. 6	46. 2	28. 0	3. 2	100. 0		
男性人数	30	61	47	8	146		
男性(%)	20. 5	41. 8	32. 2	5. 5	100. 0		
女性 18・19 歳	0	1	5	0	6		
20代	0	7	10	0	17		
30代	3	8	9	0	20		
40 代	12	19	10	0	41		
50 代	12	18	7	3	40		
60 代	10	24	8	1	43		
70 歳以上	5	9	3	2	19		
男性 18・19歳	0	0	1	0	1		
20代	1	5	9	2	17		
30代	1	8	5	0	14		
40 代	7	3	5	0	15		
50代	3	11	14	0	28		
60代	13	17	9	2	41		
70 歳以上	5	17	4	4	30		

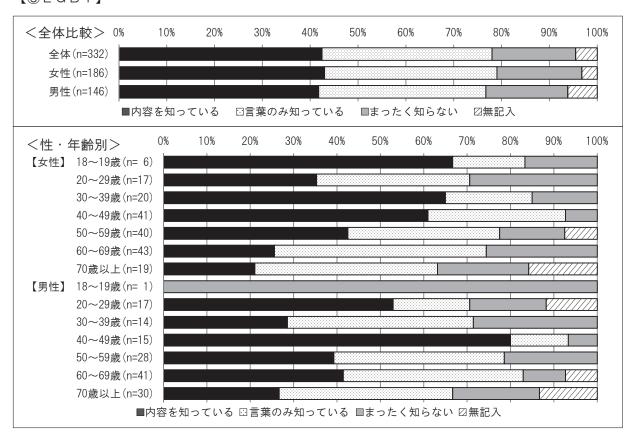
【①男女共同参画社会】



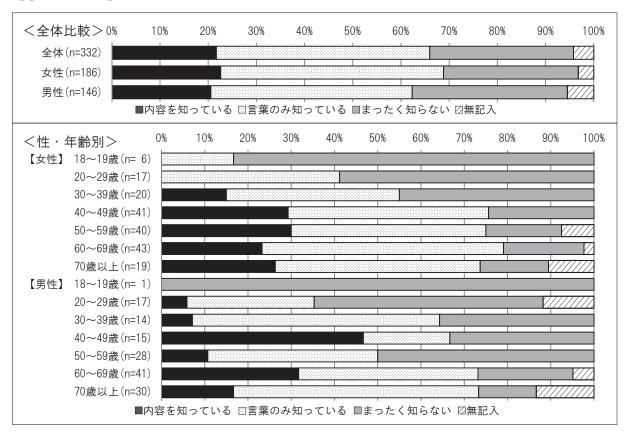
【②ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和)】



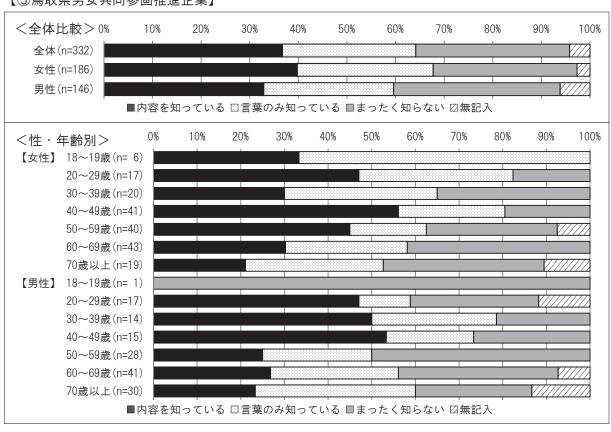
[3LGBT]



【④デートDV】

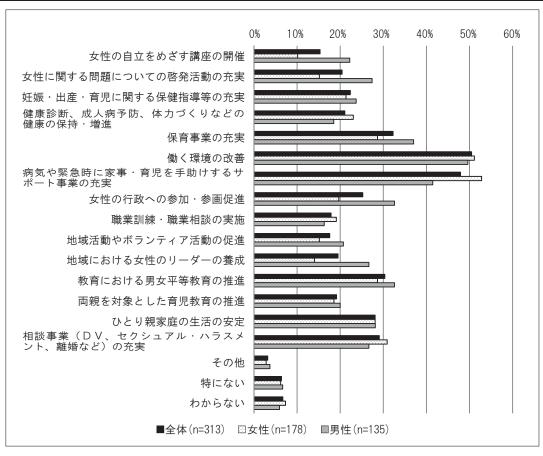


【⑤鳥取県男女共同参画推進企業】



問24 男女共同参画社会を実現していくために、今後、八頭町はどのようなことに力を入れるとよいと思いますか。【あてはまる数字すべてに〇】

	女性の自立をめざす講座の開催	女性に関する問題に ついての	保健指導等の充実妊娠・出産・育児に関する	などの健康の保持・増進健康診断、成人病予防、体力づくり	保育事業の充実	働く環境の改善	手助けするサポート事業の充実病気や緊急時に家事・育児を	女性の行政 への参加・参画促進	職業訓練・職業相談の実施	地域活動やボランティア活動の促進	地域における女性のリーダーの養成	教育における男女平等教育の推進	両親を対象とした育児教育の推進	ひとり親家庭の生活の安定	ハラスメント、離婚など)の充実相談事業(DV、セクシュアル・	その他	特にない	わからない	無記入	n
全体人数	48	64	70	66	101	158	150	79	56	55	61	95	60	88	91	10	20	21	19	313
全体(%)	15. 3	20. 4	22. 4	21. 1	32. 3	50. 5	47. 9	25. 2	17. 9	17. 6	19. 5	30. 4	19. 2	28. 1	29. 1	3. 2	6. 4	6. 7	5. 7	
前回(%)	21. 4	20. 2		14. 9	34. 5	54. 2	51. 2	29. 8	15. 5	5. 4	13. 1	25. 0	13. 7	21. 4	13. 1	3. 0	4. 2	8. 9	3. 6	
女性人数	18	27	38	41	51	91	94	35	34	27	25	51	33	50	55	5	11	13	8	178
女性(%)	10. 1	15. 2	21. 3	23. 0	28. 7	51. 1	52. 8	19. 7	19. 1	15. 2	14. 0	28. 7	18. 5	28. 1	30. 9	2. 8	6. 2	7. 3	4. 3	
前回(%)	19. 4	16. 5		14. 6	31. 1	59. 2	59. 2	25. 2	18. 4	3. 9	10. 7	23. 3	9. 7	24. 3	15. 5	1. 9	4. 9	6. 8	5. 8	
男性人数	30	37	32	25	50	67	56	44	22	28	36	44	27	38	36	5	9	8	11	135
男性(%)	22. 2	27. 4	23. 7	18. 5	37. 0	49. 6	41. 5	32. 6	16. 3	20. 7	26. 7	32. 6	20. 0	28. 1	26. 7	3. 7	6. 7	5. 9	7. 5	
前回(%)	24. 6	26. 2		15. 4	40. 0	46. 2	38. 5	36. 9	10.8	7. 7	16. 9	27. 7	20. 0	16. 9	9. 2	4. 6	3. 1	12. 3	0. 0	
女性 18・19歳	2	2	3	3	4	4	4	3	2	2	1	4	2	3	5	0	0	0	0	6
20代	0	1	6	8	5	7	9	0	3	2	0	4	2	6	6	0	0	2	0	17
30代	2	3	11	3	7	13	8	5	5	5	3	5	9	10	8	1	1	1	0	20
40 代	3	6	3	1	8	20	21	6	5	4	5	16	6	11	14	3	2	1	3	38
50代	4	5	5	6	11	20	25	10	5	3	8	7	5	8	9	0	1	4	3	37
60代	3	5	5	13	11	19	21	7	12	6	4	9	5	9	8	0	5	4	2	41
70 歳以上	4	5	5	7	5	8	6	4	2	5	4	6	4	3	5	1	2	1	0	19
男性 18・19歳	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10
20代	1	3	4	2	5	9	6	2	3	4	1	6	2	6	5	1	1	3	1	16
30代	2	1	2	3	5	7	3	3	2	2	2	1	2	3	2	1	2	0	2	12
40代	3	7	2	1	3	6	7	8	3	3	8	7	6	7	3	2	1	0	0	15
50代	5	10	10	6	14	13	9	6	7	5	8	9	6	6	10	1		2	2	26
60代	9	8	8	3	13	18	17	13	3	7	7	9	5	10	8	0	4	0	3	38
70 歳以上	10	7	6	10	10	14	14	12	4	/	10	12	6	6	8	0	0	2	3	27



第5次八頭町男女共同参画を検討する。

婦人会の廃止とか。

期待していない。

一人親対象の講座(無料)資格を取れるなどは?ニュースでも児童相談所が、機能してない。子供たちが犠牲になっている。

女性の安定した職場の増、女性議員増、女性の町長。

あらゆる世代がかかわれる交流の場。

地域、近所で子育てを支える考えを拡める事。昔みたいにもちつもたれつの関係性を築けたら良いと思う。

地域での男女平等教育。

自分勝手な人がふえている。ボランティア数が沢山あり名前だけでも入っていればミニ旅行に行くことが出来ると誘っている人を耳にしましたが、これはどうかな?

年配者への教育。

◎最後に

女性自身が、積極的に前に出やすくするには、どうすれば良いか?女性自身、前に出たがらない風調があるのは、田舎の特徴でしょう。

自営で会社等働いた事がありません。子育て中はたいへんでしたが、今思うに、子供が小さい3才頃までは母親がしっかり育て保育園小学生と大きくなるにつれて父親も参加して行くべきだと思います。中学生高校生になったら父親の出番が多くなると思います。"しつけ"をかんちがいしている親が多いと思います。

八頭町の本質は比較的に暗い。マイナス志向が当り前(常識)となっている。明るい町造りを目指したい。生きているうちに何かをしたい。みなさんと仲良くしたい!!非常識の良さを知ろう。

私は68才迄職場が責任のある立場上、仕事一筋でやって来た為、家庭を返りみることすら出来ず夫を病気で亡くし子供を障害のある子にしてしまいました。もっと仕事と家庭の両立出来る職場環境であったらと願います。

女性・町職員女性を中心に防災研修、資格を取得してもらう。町女性職員には防災スペシャリスト養成研修(無料)、他の防災研修(2日~4日間)(有料)を受講してもらう。各集落から1名以上の女性に防災士(費用1万2・3千円/1人、会費年5千円)の資格を取ってもらい日本一女性防災士が多い町にする。男性はおのずとついてくる。男女共同参画の防災(災害)も強い町づくりができる。

男性が女性がとか仕事が勉強が学力がとか以前に人としてしていいこと、してはならない事を明確に子供の時から教える大人が少なくなり、その子供が今、大人になって我子をしからない風潮がある根元は地域社会のつながりの無さ、負担になることはしない、できないの悪い流れがあるように思う。自由、普通ってなに?どこまでが普通なのか?個々に対する教育を深めてほしいと願っています。

地区により、封建的な考え方が残っている。特に年配の方、男女差も平等に考えてない。又、弱い人に対する人としての平等も守られていない気がする(一部かもしれないが)

年令に関係なくイベントとか講習会など開催して参加出来れば良いと思う(人数制限等)

今後も頑張ってください。

60歳以上は頭が固っているので対象者は将来の若者へのアンケートが一番良いと思う。

郡家駅コンビニの書店、鳥取ブックセンター郡家店で、子どもの目に入るところに堂々とアダルト本を置いている。特に駅は子どもが常に利用するので、速やかに改善してほしい。男女共同参画に向けて、一番に改善されるべきなのは、女性をモノとして扱っている現状を改善することだと思う。男性の意識を変えることが大事。

女性の登用比率の向上・役場管理者比率・町議会の女性議員比率

田舎なのでまだまだ男尊女卑の考えが根強く残っているように感じます。男性ももっと子育てに参加するべき、子育て中の女性への接し方(ホルモンバランスが崩れてイライラしてる時など)を世間全体で周知するべきです。女性が出産しても働きやすい社会になればもっと自立できるのに現実は「働きやすい」とは言えません。小さな町だからこそ本気で考えて少しでも変われるように!!

いろいろ考えさせていただきました。ありがとうございます。頑張って下さい!!

お互いに調和が取れた具体策の実現を持ち出してほしいです。例えば、保育・教育が重要と考えます。 これに関して、他市町村の先進事例となる策。

現状、八頭町において、何が問題として目立っていて、八頭町として地域性や個性を活かして何を柱に取り組むかのビジョンがまず必要だと思います。どの問題も並列に扱うのではなく、優先度、順序を定めて進めていく方法がよいと思います。どの設問もピンときませんでした。現状の課題があればより、効果的なアンケートになると感じました。

議員の半数が女性となるようにすれば解決していくと思う。

特になし

男女共同参画施策は1部の人のみが頑張っていて町民全部に知られていないと感じます。このアンケートに答えて良かったと思われる八頭町になって欲しいと思います。

現在就活をしているが、女性はほぼ事務を希望していることが多い。そこが変わらないと男女が別の仕事をしていることに変わりがないと思う。

アンケート結果はどのように、公表し、実行されることがあるのか?

なし。

固定している意識を柔軟に変えていく教育や講談等の機会を増やした方がいいと感じます。特に地方色が濃い所では「~あるべき」といった意識が高いので、多様性のある世の中に変わっていることを普通

の事だと受け入れられるように高齢者を含めて啓発していく必要があると感じます。時間が無く取り急ぎの回答で申し訳ありません。

個人一人一人の意識改革が最も重要だが、行政・地域社会全体のバックアップ体制も必要になってくると思う。行政も頑張ってください。よろしくお願いします。

公務員の方々は比較的男女平等に働くことが出来るような気がするが、一般の職場で働いている者にとっては、職場(特に上の立ち場に立つ人達)の意識改革が必要であると思う。定年制度にしても早く65歳くらいにして欲しいと言っても、なかなか現実なものになるには程遠い感じがするし、上司が難しいと言っているのが現状。同じ職場でも、職種によって差別が生じている(意識改革)現状、希望も薄い。

男女でやりたい仕事や未来像が異なる。結局、男女平等にはならない。例外もあるかもしれないが、身体的特徴や精神的特徴も異なる。女性の方が子どもに好かれる。これらは事実なので、うけいれるしかない。

行政が(だけが)がんばっても企業も考え方をかえないと男女平等な社会にはならないともいます。

旧郡家地区のどの医者も不定期で困ります(大谷、中山、岸本内科)急に悪くなっても病院には行けないしなんとか、してほしい。それが一番大問題だと思います。

年齢の高い方に横文字での質問がありますが、理解出来、正しく判断出来るのでしょうか?

データを集計するだけでなく、活動に活かしてください。

○○促進、○○養成、○○推進というと堅苦しく"行ってこよう"という気持ちにならない。もっと「行こう」とみんなが行き易い参画を考えてほしいな ^^

男も女も"人"なのだから・・・生きるために何が必要か!笑顔・幸せ・・・食べる・寝る・休まる場所 ウムーン --

30才代から一人暮らしなどで?よくわからない

いまだ、地域のリーダーは男性が多い。男女共同参画をすすめている人が、各会合で、提案し、意識を 高めていく必要がある。

私の親世代は活動に活発に取り組んでいるのが印象的ですが、私世代の若者が活動を知る機会が少ないように感じました。

一世代世帯で、夫婦共働きであるが、世帯主が病気で入退院を繰り返し状態で働けない。介助をしたいが(入退院時の送迎など含む)急な勤務変更を申し出しづらいし、出勤しないと、生活ができない。相談まどぐちがわかりずらい。

色々な催しを考えて、企画されていると思います。男女関係なく、1人の人間として幸福な人生を送れる様、住みやすい町になってほしいです。

会社内で起こる事は表には出ず、町の方も実情を把握されていないと思います。実際に私が元職場から受けたひどい言葉も待遇も町の方々は知らないですよね?そんな人たちのために何か対策をしてもらえないでしょうか?私はたまたま良い縁がありましたが、皆そうだとは限りませんよね。会社にアンケートを出した所で、苦しんでいる人の実情なんて知る事は絶対できません。職場ふっきで苦しんでいる人のためによろしくお願いします。

複数回答可の設問については、優先性を考慮すべき。

町は、施策の推進は、ある程度は出来ていると思うが、理解している人とそのでない人の差があるよう に思う。全体的(一部の者だけでなく)な推進が、必要である。

家庭から出にくい者も(歩行困難とか)家にいて何か、役に立てる事があれば、よいなと思います。

若い頃から男女とわず現場で仲良く助け合いの精神で活動する。そこでリーダー的人材を育てる。時間 をおしまず働く。

人口増加促進事業、独身者減少目標、町内在住の若者既婚者における手厚い支援事業。すべてにおいて 男女平等を問うことが正しいのか、無理を強いるからなお平等と声を上げなければならない。過度な男 女平等論は見直した方がいいと思う。

なかなかむずかしい事がたくさんあり、少しずつ問題解決をしなければならないではないでしょうか。 自分の生活に何が関係しているのか考えてみてもよく分かりません。学校・地域の活動に参加して事例 の紹介や意見交換など目に見える活動をして町民の方にアプローチした方が良いと思います。

今は親子のスキンシップの場が足りない家庭があるのではと思う?(昔から子供は親の姿を見て育つと言った物です)親の一生懸命さが伝っていない家庭が多いのではと思う。若い人達はしっかりと色んな事に前向き学んでほしいと思います。(問題のある家庭ほどしつけができていないと思う)やはり男女の理解は必要です。

言葉はよく聞くが、実体が見えない。実体が見える活動をして欲しい。成果が分かる資料を作成してもらいたい。

地域の事よりボランティア、趣味の方にむいている人が沢山いる。何か淋しくなります。何か大事か優 先順位を間違えているように思えます。自分勝手な世の中になってきているようです。

それぞれの家庭により、メインで仕事をしたりメインで家事をしたりはどちらがやってもいいと思いますが、それぞれの家庭に合った支援が必要だとは思います。うちは子供が出来ず何の支援も受けられません。夫婦共働けますが、生理痛や体調不良など毎月必ず仕事を休む上での支援がない事で生活は極貧 状態です。

町報?や新聞はほぼ見ないので、八頭町として男女共同参画施策を何かしら実施する場合は、今回のように個人に向けて郵送する、もしくはメール配信するなど、確実に対象者の目に止まる形で発信した方が良いと思う。

男女共同参画施策の初期には女性がもっと暮しやすくなるために必死で研修に参加していましたが、全国大会などに参加した時、講演の中に『女性が今まで男性にしいたげられ苦労してきたのだからこれからは男性が苦労すればいいと思う。だから皆さん力を合わせて、女性上位の世の中にするためにガンバロウ!!・・・・』この立派な女性指導者の講演を聞いた時から、大変考えさせられることが多くなりました。本当の男女の社会の幸せは、今までの女性の苦労をした分を男性にしてもらい、女性はもっと楽になりたいという思いでは幸せな男女共同参画社会は生まれないと思うようになりました。男性は女性を思いやり、女性は男性を思いやりながら男女共同参画社会を実現していけますよう願っております。期限に間に合わなくて申し訳ありません。

鳥取市の男女共同参画センターは立地条件が良いが、八頭町は不便な所にあるので、残念である。気軽に立ち寄れる明るい雰囲気のセンターを目指して欲しい。

八頭町男女がともに輝く まちづくり条例

男女共同参画基本法

参考資料



八頭町男女がともに輝くまちづくり条例

平成17年3月31日 条例第24号

個人の尊重と法の下の平等は日本国憲法にうたわれており、男女平等の実現については、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の批准など国際社会における取り組みとも連携しつつ、 国内及び県内においても着実に進められてきたところである。しかしながら、性別による固定的な役割 分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として根強く、多くの課題が残されている。

一方、私たちを取り巻く環境は、急激な少子・高齢化の進展をはじめ、経済活動の成熟化、情報化、 国際化など多様な変化が生じている。

こうした現状を踏まえ、豊かで安心できる社会を築いていくためには、男女が社会的文化的に 形成された性別の概念にとらわれず、その個性と能力を充分に発揮し、あらゆる分野に対等に参 画できる男女共同参画社会の実現が重要である。

このような認識のもと、男女の対等なパートナーシップによる真に心豊かで活力あるまち八頭 町の創造を目指し、八頭町男女がともに輝くまちづくり条例を制定する。

目 次

- 第1章 総則(第1条—第8条)
- 第2章 基本的施策(第9条—第15条)
- 第3章 八頭町男女共同参画審議会(第16条―第20条)
- 第4章 雑則 (第21条)
- 附 則

第1章総則

(目 的)

第1条 この条例は、男女共同参画によるまちづくりの基本理念及び実現すべき姿を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、町が実施する施策の基本的事項を定めることにより、町民一人ひとりの個性が輝き、心豊かで活力ある男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として自らの意思によって社会のあらゆる分野 における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び 文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を分かち合うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会について男女間の

格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

- (3) セクシュアル・ハラスメント 生活のあらゆる場において、他の者を不快にさせる性的な言動をいう。
- (4) 事業者 町内において営利目的、公益目的に関わらず事業を行う法人(法人格のない者も含む。)及び個人をいい、他の個人を雇用している者をいう。

(基本理念)

- 第3条 町、町民及び事業者は、次の各号に掲げる事項を基本理念として男女共同参画によるまちづくりを推進しなければならない。
 - (1) 男女が、互いにその人権を尊重すること。
 - (2) 男女が、性別による差別を受けないこと。
 - (3) 男女が、互いの性を尊重し、性と生殖に関する健康と権利を認め合うこと。
 - (4) 男女が、社会のあらゆる分野で個性と能力を十分に発揮できる機会が確保されること。
 - (5) 男女が、自立した個人として自己の意思による活動し、かつ、責任を負うこと。
 - (6) 男女が、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動の中で、対等な役割を 果たすこと。
 - (7) 男女が、政治活動、経済活動、地域活動その他の社会活動に対等な立場で参画し、かつ、 責任を分かち合うこと。

(実現すべき姿)

- 第4条 町、町民及び事業者は、前条の基本理念にのっとり次の各号に掲げる事項を男女共 同参画によるまちづくりの実現すべき姿とし、この達成に努めるものとする。
 - (1) 家庭において実現すべき姿 固定的役割分担意識にとらわれず、家事、育児、介護など家庭生活全般に家族全員が 関わり、ともに責任を分かち合うこと。
 - (2) 職場において実現すべき姿

募集、採用、配置、賃金、昇進などについて性別を理由とする差別がなく、長時間労働やストレスがたまらない職場環境の整備に努め、仕事と家庭の両立が図られること。

(3) 農業分野において実現すべき姿

組織の方針決定の場に女性を積極的に登用し、女性の能力開発を推進するとともに、地域社会で適正な評価がなされるなど、安全で快適に就業できる環境がつくられること。

(4) 地域において実現すべき姿

固定的役割分担意識にとらわれず、男女が連帯して地域の企画や実践に関わり、生きがいと活力のあるまちづくりが進められること。

(5) 学校において実現すべき姿

それぞれの個性や人権を大切にする子どもが育ち、進学や就職などにおいて、性別に

とらわれず、個人の能力や適性が尊重されること。

(6) 暮らしの中で実現すべき姿

男女の特性を認め合いながら、個性と能力が充分に発揮でき、性別による差別や偏見、 虐待などを許さず、全ての人権が尊重されること。

(町の責務)

- 第5条 町は、第3条に規定する基本理念にのっとり、男女共同参画社会の実現に向けた施策 を策定し、実施するものとする。
- 2 町は、男女共同参画を推進するに当たっては、国及び県の施策等と連携を図りながら、町民、事業所及び他の自治体の協力を得て推進しなければならない。
- 3 町は、男女共同参画のまちづくりを推進するため、政策決定の場等への女性の参画において積極的改善措置を講ずるよう努めなければならない。
- 4 町の付属機関の委員の数は、男女いずれか一方の数が委員総数の10分の4未満とならないよう努めなければならない。ただし、法令(他の条例を含む。)の規定により委員の構成が定められている場合又はその他正当な理由がある場合は、この限りでない。

(町民の責務)

- 第6条 町民は、基本理念に対する理解を深め、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の施策推進に協力するよう努めなければならない。
- 2 町民は、町が行う男女共同参画の推進施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

- 第7条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、雇用の分野における男女共同参画の推進に自主的かつ積極的に取り組むとともに、男女が職場における活動と家庭、地域等における活動と を両立して行うことができるよう就労環境の整備に努めなければならない。
- 2 事業者は、町が行う男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

- 第8条 何人も、いかなる場所においても性別を理由とする権利侵害や差別的取り扱いを行ってはならない。
- 2 何人も、いかなる場所においてもセクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。
- 3 何人も、いかなる場所において配偶者等に対して身体的又は精神的な苦痛を与える暴力 的行為を行ってはならない。

第2章 基本的施策

(基本計画の策定)

- 第9条 町長は、男女共同参画のまちづくりを実現し、総合的かつ具体的な施策を計画的に 推進するため、男女共同参画に関する基本計画(以下「男女共同参画プラン」という。)を 策定するものとする。
- 2 町長は、男女共参画プランの策定に当たっては、広く町民及び事業者の意見が反映されるよう努めるものとする。
- 3 町は、男女共同参画プランを策定したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

(普及広報活動)

第10条 町は、男女共同参画の推進について町民及び事業者の理解を得られるよう普及広報 活動、研修機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(情報収集・公表)

- 第11条 町は、男女共同参画を効果的に実施するため、男女共同参画の推進に関する情報の 収集及び分析を行うものとする。
- 2 町は、必要があると認めるときには、町民等に対し男女共同参画の状況に関する調査について協力を求めることができる。

(町民等への支援)

第12条 町は、町民や事業者が実施する男女共同参画のまちづくり活動を支援するため、情報の提供、活動機会の確保その他必要な措置を講ずるよう努める。

(相談窓口の設置)

第13条 町は、性別による差別的取り扱いなどの男女共同参画を阻害する問題を処理するために相談窓口を置き、関係機関等と連携をとりながら相談者に対し必要な支援を行い解決に努めるものとする。

(財政上の措置)

第14条 町は、男女共同参画に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(実施状況の年次報告)

第15条 町長は、毎年、男女共同参画に関する施策を明らかにした報告書を作成し、これを 公表する。

第3章 八頭町男女共同参画審議会

(設 置)

- 第16条 八頭町男女共同参画計画の策定その他男女共同参画に関する重要事項を調査審議するため、八頭町男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。
- 2 審議会は、施策の基本的事項及び重要事項について町長に意見を述べることができる。

(組織等)

第17条 審議会は、15人以内の委員で組織する。

- 2 男女いずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の4未満であってはならない。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第18条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会 議)

第19条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことはできない。

(庶 務)

第20条 審議会の庶務は、所管課において処理する。

第4章 雑 則

(委 任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この条例は、平成17年3月31日から施行する。

男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

最終改正:平成十一年十二月二十二日法律第百六十号

前文

- 第一章 総則(第一条—第十二条)
- 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条-第二十条)
- 第三章 男女共同参画会議(第二十一条 第二十八条)
- 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応 していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、 その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となって いる。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総 則

(目 的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、

経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を 形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内 において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が 性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保さ れることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による 固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響 を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることに かんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影 響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方 公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機 会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、 子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を 円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、 行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有している ことにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。 (国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国 の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、 及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制 上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

- 第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共 同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。
- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

- 第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進 を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画 基本計画 | という。)を定めなければならない。
- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 総合的かつ長期的に構ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ 計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、 閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参 画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

- 第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男 女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女 共同参画計画」という。)を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に構ずべき男女共同参画社会の形成の促進 に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に

関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、 又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を 策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画 社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策について苦情の処理のために必要な措置及び性別 による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害され た場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関す る調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究 を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は 国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑 な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び 民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提 供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画 社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議するこ と。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大 臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組 織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議 長)

- 第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。
- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

- 第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任 命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の 総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議長は、非常勤とする。

(議員の任期)

- 第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、 前任者の残任期間とする。
- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

- 第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政 機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その 他必要な協力を求めることができる。
- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関 し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から試行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法 (平成九年法律第七号) は、廃止する。

(経過措置)

- 第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。
- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同 参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、 審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものと みなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第 四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議議会の委員としての任期の残任期間 と同一の期間とする。
- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第条五第一項の規定により定められた男女共同 参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員であるものは、そ れぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定め られ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名された ものとみなす。

附 則(平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄

(施行期日)

- 第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第二項、第二十三条、第二十八条並びに第三十 条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経 過措置は、別に法律で定める。

附 則(平成十一年十二月二十二日法律第百六十号)抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

女性施策に関する主な動き

205年(中級17年)	V 1 100 / (V = 100)	, <u> </u>			
### 1	年代	世界の動き	国の動き	鳥取県の動き	八頭町の動き

Dept. (1985年)	1977年(昭和52年)				
### 1986年 1987 1987	1979年(昭和54年)	国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択		邓八问赵正凹正匹云敞队已	
Hamilton Hamilto	1980年(昭和55年)	「国際婦人の十年」中間年世界会議 (コペンハーゲン)			
(Part Profession State	1984年(昭和59年)		「国籍法」改正		
Mode (中の元) 「「「「「「「「」」」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」	1985年(昭和60年)				
Seeb - (1994 年)	1987年(昭和62年)		「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定		
2007 中央公司 日本の日本	1991年(平成3年)		「育児休業等に関する法律」(以下、育児休業法)公布	「第2次鳥取県女性基本計画(とっとり女性プラン)」策定	
DOSC (PAGE)	1992年(平成4年)			婦人問題企画推進会議を鳥取県女性施策企画推進会議に改称	
2005 (中央 7	1993年(平成5年)	世界人権会議 (ウィーン)、女性に対する暴力撤廃宣言	「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」(以下、パートタイム労働法)公布		
18世紀 1997 18世紀	1994年(平成6年)	国際人口開発会議(カイロ)行動計画採択	男女共同参画室・男女共同参画審議会(政令)・男女共同参画推進本部設置		
500 17.0	1995年(平成7年)				
1995年 (中国1975 1995年 (中国1975	1996年(平成8年)		「男女共同参画2000年プラン」策定	第3次女性基本計画「とっとり男女共同参画プラン」策定	
1987年(中級中)	1997年(平成 9 年)				
1998年(1911年)	1998年(平成10年)				【旧八東町】「八東町女性プラン」策定
回版 (中級は)	1999年(平成11年)		「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」を「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」へ改正(以		【旧八東町】女性交流室設置
2005年(平成19年)	2000年(平成12年)	ミレニアム開発目標(MDGs)設定(目標3:ジェンダー平等 推進と女性の地位向上)	「男女共同参画基本計画」閣議決定	「鳥取県男女共同参画推進条例」公布	
2009年(平成3年)	2001年(平成13年)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(以下、DV防止法)施行 第1回男女共同参画週間(以降、毎年実施)	男女共同参画センター「よりん彩」開設	
200年(中級14年)	2002年(平成14年)				
2005年(下成17年 別型 「京文 101 版版報会会(ニューヨーク) 別大規則関連基本計画(第2次) 開始決定	2003年(平成15年)			「鳥取県男女共同参画推進条例」改正	
200年(中級14年) 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日	2004年(平成16年)		「DV防止法」改正	「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画」を策定	【旧郡家町】「郡家町男女共同参画推進条例」制定 【旧船岡町】船岡町男女共同参画推進計画、男女共同参画室設置
「女性の作字をレジラを放びラン」 点形	2005年(平成17年)	国連「北京+10」閣僚級会合(ニューヨーク)			八頭町男女共同参画推進本部設置
2007年(平成20年)	2006年(平成18年)		「男女雇用機会均等法」改正 「女性の再チャレンジ支援プラン」改定		「八頭町男女共同参画プラン」策定
209年(平成20年)	2007年(平成19年)		「パートタイム労働法」改正 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の	「第2次鳥取県男女共同参画計画」策定	集落における男女共同参画アンケートの実施
2019年(平成2年) 国連・主流・15] 配金会会(にユョーラ) UN FEM (現 UN) 「大原 可称を発達し 収L UN) 「大原 可多と表面と 収L UN) 「大原 可多 収L UN) 「大原 可多 収L UN) 「大原 可多 火 UN) 「大原 で N の N の N の N の N の N の N の N の N の N	2008年(平成20年)				
国連 「北京 151 記念会会(ニューローク) 日本 グレイル・カープングラト (UNC) C UN IFEM (現 UN Worker)	2009年(平成21年)		「育児・介護休業法」改正		
2012年(平成24年 第5回回風業局人の物位委員会「自然共東におけるジェンダー 平等と女性のエンパワーメント」決議業様果 「DV防止法」改正 「DV防止法」改正 「アイム労働法」改正 「アイム労働法」改正 「アイム労働法」改正 「アインの関係というのでは活躍を施送するため官民連携組織「輝く女性治療治療性とクーに移転 「別の女性治躍を施送するため官民連携組織「輝く女性治療治療治療性とクーに移転 「別の女性治躍を施送するため官民連携組織「輝く女性治療治療治療性とクーに移転 「対しが強く社会に向けた国際シンボジウム」(WAWITOkyo 2014) 開催(以降 発加速化とっとり会議〕発足 「原本の同じを対したののでは治理を施送するため官民連携組織「輝く女性治療治療法」 (文性・保護2年) 「持続可能を開発のための20307ジェング」を発酵して、「大性の地の1050分の発生力が必要を発生し、すべての女性及び女児の能力強 使く程度が強くというのでは、日本のでは、対して、女性治理を決し、など、日本のでは、対して、女性の他のでは、日本のでは、対して、女性の他のでは、日本のでは、対して、女性の他のでは、日本のでは、対して、女性の他のでは、日本のでは、対して、女性のでは、対して、女性のでは、対して、女性のでは、対して、おいまなには、対して、女性のでは、女性のでは、対して、女性のでは、対して、女性のでは、対して、女性のでは、対して、女性のでは、女性のなど、対して、女性のなど、対して、女性のなど、対して、女性のなど、対して、対して、女性のなど、女性のなど、対して、女性のなど、女性のなど、対して、女性のなど、女性のなど、対して、女性のなど、女	2010年(平成22年)	国連グローバル・コンパクト (UNGC) とUN IFEM (現 UN Women)	「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の 調和推進のための行動指針」改定	「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画」改訂	「八頭町男女共同参画センター条例」制定 八頭町男女共同参画センター事務局設置 八頭町男女共同参画センターオープン、愛称を「かがやき」に決定
2013年(平成25年) 2013年(平成26年) 2014年(平成26年) 2014年(平成26年) 2015年(平成26年) 2015年(平成26年) 2015年(平成27年) 2015年(平成28年) 20	2011年(平成23年)				
2014年(平成26年) 1015年(平成26年) 1015年(平成26年) 1015年(平成27年) 1015年(平成28年) 1015年(平成29年) 1015年(平成28年) 1015年(平成29年) 10	2012年(平成24年)	第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー		「第3次鳥取県男女共同参画計画」策定	八頭町男女共同参画かるた・子育てかるた作成
2014年(平成26年) 第58回国連離外の地位委員会「自然災害におけるジェンダー 下令トタイ系労働法」改正 「ケー・タイ系労働法」改正 「ケー・カータイ系労働法」改正 「ケー・カータイ系労働法」改正 「ケー・カータイ系労働法」の 「ケー・カータイ系労働法」で 「ケー・カータイ系労働法」を 「ケー・カータイ系労働法」を 「ケー・カータイ系労働法」を 「ケー・カータイ系労働法」を 「クロ・カーター・カーター・カーター・カーター・カーター・カーター・カーター・カータ		十守こ女性のエノハソーメント」 次議条採択	「DV防止法」改正		
2015年(平成27年)			「パートタイム労働法」改正 「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム」(WAW!Tokyo 2014) 開催 (以降、		
2016年(平成28年)	2015年(平成27年)	UN Women日本事務所開設 「持続可能な開発のための2030アジェンダ」(SDGs)採択(目標 5:ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強	「女性活躍加速のための重点方針2015」策定(以降、毎年策定) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下、女性活躍推進法)公布 「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定 安保理決議1325号等の履行に関する「女性・平和・安全保障に関する行動計画」		「八頭町男女共同参画に関するアンケート調査(平成27年7月)」実施
2017年(平成29年)	2016年(平成28年)		「育児・介護休業法」及び「男女雇用機会均等法」等の改正 G7伊勢・志摩サミット「女性の能力開花のためのG7行動指針」及び「女性の	「鳥取県女性活躍推進計画」策定	「第3次八頭町男女共同参画プラン」策定
2018年(平成30年)	2017年(平成29年)			「輝く女性活躍加速化とっとり会議」を「女星活躍とっとり	
2019年(令和元年)	2018年(平成30年)		「セクシュアル・ハラスメント対策の強化について 〜メディア・行政間での事		
2020年(令和 2 年) 国連「北京 + 25」記念会合(第64回国連女性の地位委員会 (第5次男女共同参画基本計画~すべての女性が輝く令和の社会へ~」閣議決定 (第5次鳥取県男女共同参画計画)」策定 ※「男女共同参画計画」の名称から「男女」の文言を削除したのは都道府県では全国初	2019年(令和元年)	G20大阪首脳宣言			
	2020年(令和2年)	国連「北京+25」記念会合(第64回国連女性の地位委員会		(第5次鳥取県男女共同参画計画)」策定 ※「男女共同参画計画」の名称から「男女」の文言を削除	「八頭町男女共同参画に関するアンケート調査(令和2年3月)」実施
	2021年(令和3年)			しにのは郁退府県では全国例	「第4次八頭町男女共同参画プラン」策定